

衆議院 大藏委員會議 第四百四十二回国会 議 録 第 四 号

平成十年一月二十三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

理事 今村 雅弘君

理事 大石 秀政君

理事 河井 克行君

理事 杉浦 正健君

理事 中野 正志君

理事 宮路 和明君

理事 吉田六左門君

理事 渡辺 博道君

理事 上田 清司君

理事 末松 義規君

理事 日野 市朗君

理事 赤松 正雄君

理事 並木 正芳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 吉井 英勝君

出席國務大臣

大藏大臣 三塚 博君

出席政府委員

經濟企画庁調整局長 塩谷 隆英君

大藏政務次官 中村正三郎君

大藏大臣官房長 武藤 敏郎君

大藏大臣官房金融検査部長 原口 恒和君

大藏大臣官房總務審議官 溝口善兵衛君

大藏省主計局長 藤井 秀人君

大藏省主税局長 薄井 信明君

大藏省銀行局長 山口 公生君

大藏省銀行局保險部長 福田 誠君

通商産業省産業政策局長 江崎 格君

經濟企画庁調整局長 奥田 宗久君

經濟企画庁調査局長 古川 彰君

厚生省社会・援護局企画課長 大泉 博子君

大藏委員会専門員 藤井 保憲君

委員外の出席者

委員の異動
一月二十三日
兼任 佐々木憲昭君 補欠選任 吉井 英勝君
同日 兼任 吉井 英勝君 補欠選任 佐々木憲昭君

一月二十三日
平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出第三号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
預金保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(内閣提出第二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出第三号)

○村上委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、預金保險法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案の両案を議題といたします。

○根本委員 自由民主党の根本匠であります。私は、金融二法案について質疑をさせていただきます。

今回の金融二法案、これは公的資金を導入するということでありますから、国民の理解を得ることが大前提であります。したがって、今回の金融安定化法案、これがなぜ必要なのか、どのようなねらいなのか、そして、これを講じなければどうなるのか、私は、法案審議の中でわかりやすく明確にすべきだと思います。論点は幾つかに絞られるわけでありまして、論点を整理しながら一つ一つ明確にさせていただきたい、こう思います。

今回の対策の骨子であります。これは二本柱で成っております。一つは、金融機関が破綻した場合の預金者の保護、そして預金は全額保護する。もう一点は、一つの銀行の破綻が他の健全な銀行に波及することを防ぐ、健全な銀行の体力を増強できるように自己資本を充実して金融システム全体の不安を解消し、安定を確保する、これが大きなねらいであります。

特に、今回の最大のポイントは、金融機関の自己資本充実の支援として優先株や劣後債を公的資金で購入することにした、健全な金融機関の連鎖破綻で地域経済やあるいは日本経済、世界経済への波及を防ぐ、これが大きなポイントであります。

す。特に、健全な金融機関への公的資金の投入、これが大きな論議を呼んでいるわけであります。私は、これは政争の具にすることなく、その必要性、背景、内容、効果について冷静な政策論議をすべきだと思います。

この金融安定化二法案の大きな争点、論点は、私は大きく言えば二つあると思っております。一つは、現在の経済、景気の危機的状況、あるいは金融不安、金融危機の状況をどのように認識するのか。もう一点は、不測の事態が生じてから後手後手の対応をするのか、そうではなくて、最悪の事態を想定して、政治は責任でありますから、万全の政策の備え、制度を仕組む、これが大切な点だと私は思います。

このような現状認識のもとに、幾つかの論点についてお伺いしたいと思います。

一つは、現在の景気の状態あるいは金融危機の状況、金融不安の状況、これをどう認識しているかということでありまして、第一点として、これは経企庁にお尋ねをしたいと思っております。現在の景気、経済の状況をどのように認識し、判断しているか。

私の認識を言わせていただければ、バブル不況、これは、九五年、九六年のGDP成長率がそれぞれ二・八%、三・二%であります。九七年の半ばまでは従来の景気循環型の景気回復過程をたどってきたのだと思っております。ただし、今回のバブル不況は、景気循環型と資産デフレの複合型、しかも不良債権が滞る、こういう特質がありますから、バブルの後遺症、特に株、土地の資産価格の下落の資産デフレ、そして不良債権の足かせ、これが重荷になっていたわけであります。

不良債権は処理してきてはいたものの、不良債権の処理が十分に進まない中で、九八年四月からの自己資本比率の規制、早期是正措置、金融ビツ

グバンへの対応、こういう状況が参りましたから、金融機関が経営体質強化のためにいわゆる貸し渋りを行って、年末から金融不況の様相を呈してきた。さらに、ここにタイ、香港、アジアの金融危機が重なる、こういう状況であったと思えます。特に、山一、拓銀の破綻、拓銀の破綻は、上位二十行はつぶさない、こう言ってきただけに、金融の不安心理を引き起こしてきた、こういう状況であると思えます。

今私が大変懸念しておりますのは、消費者のマインド。金融不安が景気の先行きを悲観的なものとして、今、たんとす預金や消費者が財布のひもを締める、こういう現象が起こっております。消費の萎縮が起こりつつある。たんとす預金は金融機関の信用創造機能の収縮につながってまいりますが、消費の停滞は景気をさらに悪化させる、マイナスの連鎖が懸念されるわけでありまして、この現状の景気の動向を、多少の経緯を踏まえて、どのように認識しておられるのか、経企庁にお伺いをいたします。

○古川説明員 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、昨年ぐらゐから日本の景気はある程度上昇過程に入つてはいたわけですが、昨年度の消費税率引き上げ前の駆け込み需要あるいはその反動減ということがありまして、今年度当初これが予想以上ありまして、大きなマイナス成長に四一六ヶ月はなつたわけでございます。

その後、ある程度回復の動きというのは一時的には見られたわけでございますけれども、秋口になりましてまた、御指摘ありましたように、バブルの後遺症というべき不良債権問題あるいは不良資産問題といたうこと、顕在化がございまして、企業の倒産、株価の下落、金融機関の破綻といったことを背景にいたしまして、家計の経済の先行きに対する不透明感も大きくなりまして、このところ消費は弱含んでいるということでございまして、それから住宅建設も、いわゆる駆け込み需要の反動減が下がりまして向かつておるとは思

いますけれども、なお弱い動きが続いているということでございます。

こうしたことで、景気はこのところ足踏みという状況でありますけれども、特に株価の下落、金融機関の経営破綻、それからアジア情勢の急速な変化ということを背景にいたしまして、家計とか企業の景況感も低下している。御指摘いただきましたように、やはり個人消費などの実体経済にも影響を及ぼしているということで、ますます厳しさが増しているというふうに認識してございまして、

○根本委員 私は今、景気、経済は正念場だと思ふのです。

さらに、この状況認識の中で、今回、金融システム安定化のための緊急措置を講じたわけでありまして、その緊急措置を講ずるに当たつての経済認識、今一般的な状況を答弁されましたけれども、特に金融不安の状況あるいは金融危機の状況、この状況があったから今回の金融安定化法案をつくつたわけでありまして、

私は、この法案をつくる前提としての金融不安、金融危機の状況、これが非常に大事なポイントだと思ふのですが、昨年、山一、拓銀が破綻をいたしました。このポイントは、特に重大なのは、コール市場、インターバンク市場の資金の流れ、ここで資金が取りにくくなった。山一、拓銀の破綻は、コール市場で資金が取れなくなつて資金繰り破綻をした。

この破綻後、ここが大事な点であります。金融市場では一部金融機関に対する信用供与が急激に絞り込まれる。海外ではジャパン・プレミアムの問題が再燃する。内外のインターバンク市場で信用収縮の動きが出てきて、日本の金融システムに対する不安が異常なほど高まった。ここが私は危機の状況認識だと思ふ。

一番の問題は、金融機関の連鎖破綻が起ることであります。金融機関の本質は決済機能でありますから、一つの金融機関の破綻が他の金融機関の破綻に波及するシステムリスクが存在す

る、これが非常に怖いわけですね。インターバンク市場で三洋証券に見られるようなデフォルトが起きた。資金の出し手が資金を絞り込んだため、拓銀は資金繰り破綻をした。こういうことが続けば危機が連鎖していく、システムリスクが現実化する。この辺が非常に重要な状況認識だと私は思ふ。

金融機関の破綻、これは借り手、実体経済に大きな影響を与えます。日本の場合、どういふことか。アメリカのRTICの初代総裁のウィリアム・シードマンさんに言わせると、日本企業には系列関係があるため、一つの金融機関が倒れると系列企業への波及が大きい、金融危機が経済全体に与える影響の深刻さはアメリカの二倍、三倍になるだろう、こう言っております。

例えば日本の金融機関、ビッグスリーの金融機関の例えは一つの銀行が一社五千万以上を融資している取引先企業の売上高を合計いたしますと六百兆円に及ぶ、こう言われておりまして、国内経済のみならず世界経済にも大きな影響がある。要は、金融システムというのはそれだけ経済の根幹部分、ここに大きな危機的状況が懸念されるのではないかと、こう思ふのですが、現在の金融不安の状況をどのように認識しておられるのか、その点をお伺いいたします。

○山口政府委員 今根本先生の御指摘を聞きながら、いろいろ複雑な仕組みで複雑な現象を起しておりますが、大きく話を分けてみたときに、御指摘のとおり、この金融不安の問題は、分けられる面、側面があると思ふのです。

一つは、マーケットのすくみ現象、今先生がコールでおっしゃいましたすくみ現象、これが体でいいますと血流を機能不全に陥らせる、こういうことを御指摘いただいたと思うのです。それからもう一つは、悪循環を通じて実体経済への壊滅的な悪影響をいまいましようか、そういうこと御指摘だと思ふ。

例えば、株価が下がりますと金融不安が高まると、そうすると貸し渋り等の現象が起きる、そう

すると倒産がふえる、そうするとまた不良債権がふえる、そうするとまた金融不安になる、それでまた株が下がる、こうぐるぐるぐるぐる回つてしまふ。それがだんだんらせん状的に悪い方向へ行つてしまふという、金融が持つている、血流と申し上げましたが、血流であるがゆえに経済全体に影響がどんどん及んでいく、それが悪循環を及ぼして、金融だけの世界ではなくて実体経済にまで発展するというのを先生御指摘になつたと思ふ。

市場が完全であればそれはすぐ治癒されるかもしれない。マーケットも、賢明な、優秀な人たちがマーケットを担っておりますから、流れないところがあつたら、すぐそこはプレミアムがついてすぐ資金が流れる、そういう状態でありましていいのですが、そういうことがないというところを今御指摘になりました。私の方も、そういうふうな観点から、今の経済あるいは金融情勢は非常に警戒をしておかなければならないというふうに思ふ。

○根本委員 危機だ危機だと言ふとなかなか難しい点があるのですが、いろいろな影響がありますから、ただ、確かに警戒をしておかなければいけない状況にあるわけですね。

私は、局長の言つたとおりだと思ふのですが、そういうことになりまして、この金融不安に対応するためには、破綻した場合の対処システムをどうするか、これを明確にしなければいけませんし、金融システム全体の安定を図る、こういうスキームを明確化しなければいけない、こういう必要性が非常に出てくると思ふのです。

次に、具体的な今回の法案の論点を幾つか挙げていきたいと思ひます。

幾つか柱はあるわけですが、一番の大きな論点は、金融安定化策の柱としての自己資本の注入、金融機関の自己資本充実の支援を、優先株、劣後債、これを公的機関で時限的に、審査機関の判断によって行ふ、これが一つの大きなポイントであり、争点だと思ひます。

この自己資本の注入は二つのケースがあつて、破綻処理の受け皿金融機関への資本注入と、一般の金融機関への資本注入、この二つのケースがあるわけですが、最も争点となつておるのが一般金融機関についての資本注入であります。この際の資本注入の基準、どのような金融機関を対象に、どのような場合に優先株等を購入するか、この考へ方をお聞きしたいと思ひます。

金融不安の大きな要因の一つは、金融機関の自己資本、これが不良債権処理あるいは株価下落で目減りしてゐることでありまして、金融問題の本質部分は自己資本であります。自己資本が薄いと破綻のおそれも強まりますし、国内外の信用も下がる。本来は、銀行が増資によって自分で自己資本をふやすべきであります。現状では市場でなかなか調達しにくい。事態の緊急性、こういうことにかんがみて、政府が自己資本を補つてやろう、貸し流し現象も回すようにしてやろう、こういうことでもあります。

自己資本の増強は、あくまでこれはシステムリスクに対応する、金融システムを守ることに本質でありまして、金融ビッグパンの時代ですから、当然さまざまな経営の金融機関は破綻しても仕方がない、市場から退出してもらつて、これが原則であります。健全な金融機関が破綻して、健全な企業や借り手が黒字倒産して破綻する、こういうシステムリスクを回避しなければならぬ、これが本質であります。今回の資本注入の考へ方については、要は、健全な金融機関に注入しませうと。

これはいろいろな要因があるわけですが、手を

挙げると、手を挙げた金融機関が危ないと思はれる可能性、そんなこともありまから、なかなか手も挙げにくいのか。健全な金融機関に、希望するところに資本を注入して、体力に余裕を持たせて金融システム全体に安心感を与える。これは、あわせて不良債権の処理も進み、貸し流しにも効果があるだろう。破綻するような金融機関には注入しない、資本注入の考へ方はこういう考へ方だと私は思ひますが、この点についての御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○山口政府委員 今先生の問題にされました一般金融機関に対する資本注入、システムリスク対応の部分でございまして、確かに、破綻するようないは破綻が見込まれるような銀行に注入するということは個別銀行の救済そのものでございまして、そういうことはほしくないという前提に立つております。

そうでない銀行についてシステムリスクが生じるような場合に対応するというところでございましてけれども、先ほど先生もちよつとおっしゃいましたが、手を挙げるに危ないと思はれるんじゃないか、そういう気持ちは彼らにもあるかもしれない。しかし、システムリスクあるいはそれに近い状態というのは、それは言つていられないということになるわけですが。

それはなぜそういうことになるかといふと、例えば、三月末の株価といふのはわからないんです、今一万六千数百円ありますけれども、ひよつとしたりまた一万余りになるのはないかといふ不安感といふのは絶えずつて回るわけですが、そうすると、ある一瞬で決着がつくようになります。

それは、やはりそこには防衛的な気持ちといふか、余計に準備をするという気持ちが働くわけだと思ひます。そうすると、やはりいろいろな手だてを備えて危機管理をやっておくことが、そういう不安感を除去する。いざとなつたらこういうこととお願ひできるということがあります。それは銀行の行動にも大分違いが出てくると思ひます。

貸し流し現象をおつしやいました。これは、かなり激しく不安感が高まりますと激しく起きてくるわけだと思ひます。それは経済全体に悪い影響を及ぼすという御指摘もしばしばあります。そういうことを考えたときに、やはり十分なる危機管理の対応をしておくと。

しかも、キャピタルを、自己資本を充実させるといつても、整理回収銀行がずうつと株を持ち続けるとかずうつと劣後債を持ち続けるということはない得ません。これは一時的なものでございまして、それはいずれ市場に返すというところでございまして、そういう措置はぜひお認めいただきたいと思つております。

○根本委員 今、金融システムに安定感を与える、あるいは一瞬で決着がつく、こんなこともありますから、確かに金融システムに安心感を与える、そして優先株は、おつしやるようにいつまでも持つてゐるわけじゃありませんから、事態が改善したら政府がまた戻せばいいということでありまして、私もこのスキームが、要はここが一番の分かれ道になるのですが、このスキームは私もぜひ用意すべきだ、こう思ひます。

ただ、これに関連して出てくるのがモラルハザードの問題であります。

今、これは個別金融機関の救済ではない、これは当然そうでありまして、安易な資本投入はモラルハザードを招きますから、このモラルハザードをいかに防ぐか、この策が大事であります。当然情報公開、情報開示、これが必要で、とにかく経営状況は徹底的に開示して、リストラなどの改善計画、これも必須の条件。要は、この資本注入に当たつては、金融機関の経営合理化、これが大前提になります。

徹底的な経営のリストラを含めて、健全な金融機関としてやつていける金融ビッグパンの備へ、これも公的資金投入に当たつては準備すべきでありまして、このモラルハザードの問題、特に資本注入に当たつては、人員削減あるいは店舗の整理

あるいは給与の問題、いろいろあると思ひますが、金融機関の経営合理化努力の義務づけなどのモラルハザードを防ぐための考へ方、これについてお伺ひをいたします。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

モラルハザードということそのものは、その経営者の気持ちの問題でございまして、なかなかその対応は難しいわけだと思ひますけれども、基本的には、モラルハザードを起こさないための有効な手段は、私も、先生がおつしやいましたように、情報が開示される、あるいは事柄が明らかになつて国民の皆様が目につけるといふことが一番効果があるような気がいたします。

したがつて、今回の御提案申し上げております法律におきましても、公正中立な審査委員会を設置しまして、そこで審査基準を決めていただき公表すると同時に、議事録も公表しますし、それから今御指摘の、計画の提出を義務づけるのですが、その議決に当たつては、これを基本的には公表するといふふうにしてございまして、そういう場合には、国民の皆様が公表される形がある以上、モラルハザードは生じにくい仕組みにはなつてゐるのではないかと、いふふうに考へております。

〔委員長退席 浜田(靖)委員長代理着席〕

○根本委員 確かにモラルハザードを防ぐための仕組みは担保されてゐるわけですが、モラルハザードが私が一番のこの運用の問題であると思ひますので、国民の皆様がわかりやすいように、スキームは用意はされておりますが、透明に、そしてわかりやすく、しっかりとこれは取り組んでもらいたいと思ひます。

次に、今回の金融安定化対策を講ずるに当たつての金融機関の不良債権の状態、これをどのよう把握して判断してゐるのか、この点についてお伺ひをしたいと思います。

我が国金融機関の経営の実態については、内外のマーケットから、特に不良債権の実態が明らかでないという強い不信感があります。不良債権の

デイスクロージャー、これは前々から言われてお
りますが、これが非常に重要であります。

現状の判断で重要なものは、実際の不良債権、取
り組むべき、処理すべき不良債権の額がどの程度
か、つまりボリュームが大事だと思ひますが、最
近三つの数字が出てきておりまして、一つは去年
の九月の二十八兆、最近では、SEC基準を適用す
ると、例えば延滞債権の期間を六カ月を三カ月ぐ
らいに絞り込むと、さらにふえて三十四兆にな
る、こういう数字も出てきておりますし、それか
ら自己査定で七十七兆円という三つの数字が表に
出ました。

ほかにもさまざまな数字が随つていて、不良債
権の数は八十兆から百二十兆であるとか、百兆ぐ
らいあるだろう、こういうことが躍つてはいるわけ
ですが、やはり具体的に明らかにしないと私はい
たずらな混乱を招くと思ひます。要は、隠してい
るのか、定義の問題なのか、あるいは両方なのか、
本来処理を要する不良債権は何かをきちんと
明らかにすべきであると思ひます。

私が申し上げましたこの二十八兆、三十四兆、
七十七兆、それぞれの数字の取り扱ひと意味を少
し明確にお答えいただきたいという点と、処理を
要する不良債権は今まで減少してきておりませ
んが、その処理されている状況、
それから最後に、三十兆円の今回の枠組みを用
意したわけですが、それとの政策の当たりをつけ
る意味での関連、この三点についてお伺いをいた
します。

○山口政府委員 お答え申し上げます。
今先生三つの数字をお挙げになりました。二十
八兆、三十四兆、七十七兆とおっしゃいました
が、二十八兆という数字は毎半期ずつに公表して
おります公表不良債権で、これは客観的基準で
もつて、こういう条件に当たつたものはみんな
ピックアップしないということ、各行が全部
共通の土俵でもつて出してきたという統一基準によ
る不良債権というものでございます。これは、三
十八兆ぐらゐあつたのが、今二十八兆ぐらゐに

なつています。しかも、それについてはかなり引
き当ても進んできておる、こういうような状態
これが二十八兆で、これはまた私どもも発表して
いる数字でございます。したがつて、その同じ系
列を見る限りにおいては、減つてきているという
ことは万人がお認めいただけると思ひます。

ただ、その数字自体が、ちよつとそのピック
アップするものが少し漏れがあつて、もうちよつ
と拾ひ上げるべきだという議論があつて、今度三
月期からSEC基準並みでひとつやつてみてくだ
さいということをお願いしている、その額はま
だどこもやつていません。今これから大急ぎで作
業をするわけで、プログラムを組んだりしないとい
いけませんから、作業をやるのですが、それを推
計した、だれかなさつた方がいらつしやるのかも
しれません。

それで、ちよつと新聞等に出ていたということ
で、これはどういふ発想かなと私が推測するに、
東京三菱銀行という、個別名を挙げるのは語弊が
あるかもしれないが、実はSEC基準、アメリ
カにも上場している銀行としては東京三菱銀行が
あるのです。国内での基準と向こうでの基準が
一・二倍とか一・三倍、二割とか三割増しぐらゐ
だといふふうになつていまして、ばつと
掛け算をしたといふ推定値でありますから、この
三十四兆とかおっしゃつたのは、これは全く今の
段階ではないはずの数字でございます。

それから、七十七兆と申されたものは、これは
そういう客観基準でもつてピックアップしたものと
いうよりは、貸付債権及び保証債権を回収可能
性でもつて四つに分類してもらつたというもので
あります。それで、本当は七十七兆というものは、二
から四を足したのが七十七兆になるのですが、人に
よつては三と四の十一兆という人もちろんおり
ます。

それで、第一分類してありますのは、これは
全く問題ない。例えば住宅ローンなどで、もうい
つも給料から天引きされているようなものという
のは、これは取りつづければほとんどありません

から、そういうものは第一分類ということにな
る。第二分類が、個別にちよつと管理が必要で
よという、個別管理の必要な債権。それで第三分
類が、やはり回収の面からいふとかなりの懸念が
あるなというもの。それから第四分類が、もう絶
對取れないというものです。

そうすると、三と四を足すと十一兆ぐらゐで、
二まで足すと七十七兆という。だから、考え方と
基準が全然違ひまして、それで三と四の中でも、
もう引き当てているとか担保があるものは、どれ
くらいロスが出るかの判断でやつていられるので
ございますので、そこはもう除外したりほかの分類
に入れたりというものでありますから、もともと
比較すること自体がやや問題でありますけれど
も、ただ、そういういろいろあり方があるとい
うことは認めざるを得ないと思ひます。

それで、先生のおっしゃいました三十兆の話と
の関連からいいますと、特に今の不良債権の数字
は、主に破綻処理でどれくらい預金者の保護のた
めにお金が必要かという部分に当たる議論であり
ます。それは三十兆のうち、国債で七兆を交付
した部分に当たるのですけれど、先ほど申し上げ
たように二十八兆ベースの数字で要処理が、担
保とかそういうのが全然ないものがあと四、五兆
ぐらゐはあるだろうという数字の感覚。それか
ら、先ほど申し上げました三と四、つまりロスに
なりそうなのが十一兆。ただ、これももう今期に
償却しますから大分減ると思ひますが、そういう
た数字の感覚。

それが全部ロスになればそうなんですけれど
も、ほとんどの金融機関はそれを将来の利益で埋
めていくわけですね。つまり、全部倒産するわけ
じゃありません。ごく一部の倒産にしかすぎませ
んので、七兆の御準備をいただければまあ大丈夫
だろう。昨年の大型破綻があつて非常に国民の皆
さんに御心配をおかけしておりますけれども、こ
れだけの備えをさせていただければ御安心いた
けるのじゃないかというものでございます。

○根本委員 今私は、ちよつと不良債権の処理、
不良債権と言われていろいろと数字が躍つてい
て、巷間いろいろ数字が出るものですから、こ
のところはきちんと整理して、政策のターゲッ
トをはつきりさせた方がいいといふつもりで質問
をさせていただきました。

ですから、二、三、四合わせると七十七兆ぐら
いになるわけですが、これはどうも八十兆から百二
十兆とか百兆とか言われる数字に相応するのだら
う、こう思ひます。隠してはいない限り。だんだん
実際の数字に近づいてきてはいるのであらう。特
に、この要処理額はどのくらい額か、今局長から御
答弁いただきましたように、やはり本当に要処理
になるのがどの程度かという政策の当たりもきち
んとつけた方がいいということ、今不良債権の質
問をさせていだいたわけですが、

もう時間ありませんので終わりますが、もう
一つ大事なことは後始末の問題。住専処理機構が今
非常にきちんとやつていただいておりますが、要
は後始末の問題が大事なことで、今回、住専処理機
構と同じような立入調査権も付与して、債権回収
を整理回収銀行がしっかりとやるような仕組みも整
えていただきました。大事なものは、あの住専処理
機構が随分優良な実績、ノウハウも積んでい
てありますから、債権の回収、そして借り手、
貸し手の責任、経営責任と刑事責任を、住専処理
機構のノウハウも活用しながら、連携して、きち
んと厳しくやつていただきたいと思ひます。

最後に、今回の法案であります、諸外国の例
でも今回のような資本注入、これはアメリカのR
FC、復興金融公社、これも大恐慌の際に自己資
本増強を支援するための優先株の買い上げをやつ
ておりますし、北欧三国でも、金融危機の際に民
間銀行に資本を注入したり、あるいは買取したり
しております。

今回、公的資金の投入に当たつて、あくまでも
預金者保護に限るべきである、資本注入は銀行救
済だから認めない、こういう議論もありますが、
私はここは状況認識の差だと思ひます。前段で
申し上げましたように、今の金融危機の状況をど

う認識するか、この辺の差が対応策の差になってあらわれてきていると思います。金融危機の実態を重視して厳しく認識するか、まあ言葉は語弊がありますが、甘くとらえるのか、この差と、やはり政治の責任感、重い決意の差だろうと思ひます。

私は、政治は権力ではなくて責任だと思つておりますので、今最も求められるのは最悪の事態を想定した金融危機管理、経済の危機管理、金融システムを守るといふ国家の強い決意であるといふことを申し上げまして、法案の早急な成立を念願をいたしまして、終わります。ありがとうございます。

○浜田(靖)委員長代理 次に、河合正智君。

○河合委員 新党平和の河合正智でございます。金融二法について大蔵大臣に御質問申し上げます。

この日本がまだかつて遭遇したことの無い大きな金融危機にありまして、この二法で想定されておりますこのスキーム、これを実行していくためには、三十兆円という巨大な金額からしても、国民の信任が得られなければそれは実現不可能なことだと思ひます。一九二九年のアメリカの恐慌におきまして、フーバー政権は信任されず、ルーズベルト政権によって初めてこの金融危機が乗り越えられたという歴史の経緯からも明らかでございます。

その意味におきまして、私は、このスキームに対して政権を国民が信頼されるかどうか、もっと突き詰めて言えば、大蔵大臣、大蔵省が国民からきちっと信頼されるかどうかというのが非常に大きなかぎを握っているのではないかと思ひます。その意味におきまして、冒頭に、大蔵省をめぐって、私からしましたら余りにも落胆するような不祥事が引き続いて起きております。

例えば一九九五年三月、二信組事件に絡み、東京税関の田谷税関長、また当時の中島主計局長、過剰接待を受けていたことが発覚いたしました。訓告処分を受けております。同じく中島氏につ

きましては、その後辞職をされております。それから関東信越国税局調査課長、これも訓告処分を受けております。また、浦井官房長に嚴重注意処分がなされております。薄井主税局長には、同じく嚴重注意処分がなされております。第一勸銀への検査で当時の検査官二人が国家公務員法違反で戒告処分を受けております。

こういった一連の事件に対して、大蔵大臣はどのようにお考えでございますか。まず最初にお伺いさせていただきます。

○三塚國務大臣 国家公務員は誠実に職務に専念をする、もつて国民のサーバントとしての責任を果たす、こういうことにあるかと思ひます。

そういう観点から考えますと、数々の事例を用いましての御質問であります、まことにぎんきであります、遺憾千万なことであつた、こう存じますと同時に、それぞれ公務員法上の処分等を行つてきたわけでございますが、この事態を原点到に戻す努力を必死になつてやり遂げていかなければならない、こういうことで、就任以来、職員各位を督励、激励、時に叱咤をいたしまして、今日の課題に全力を尽くしてきたところであります。

当然のことながら、そういう必死の頑張りで信任を少しずつ回復していかなければならないというところであります。改めて、信任を、信頼の基盤を大変揺るがすようなことが相続しましたことに対し、国民各位に対し深くおわびを申し上げるものであります。

○河合委員 ただいま大臣はサーバントという言葉をお使いになりました。パブリックサーバント、私は、パブリックサーバントであれば、これは起りようがない事件だと思ひます。

引き続きまして、大蔵省OBの日本道路公団理事が、野村証券から総額二百六十万円の接待を受けたとして取賄容疑で東京地検に逮捕された。これは、報道によりまして、日本道路公団理事になつてからだけではなく、大蔵の検査部長当時も供給接待を受けていたということがマスコミによつて報道されておりますが、それが仮に事実だ

としましたら、これはゆゆしき、大蔵省にとつて私は電撃的な衝撃が走る一つの事件ではないかと思ひます。

私は、この一連の事件を見まして、よく頭の中が整理ができません。例えば、私の部屋にいろいろの説明に来てくださる大蔵省のお役人の方、まことに若く優秀で、どんな問題をお聞きしても全部その場で答える。夜も遅くまでお仕事をされていて、自宅に帰らない日もある。そういう姿と、それからこの一連の不祥事、特に本件、取賄容疑で逮捕された事件、頭の中で結びつかないのです。

しかしこれは、これだけたび重なつて起きていくということ、むしろ大蔵省の構造的な腐敗を象徴しているのではないか。官庁の中の官庁と言われている大蔵省は、明治以来、日本を、国を背負つてつづいてきたという自負があると思ひますが、こういう優秀な人材と精密な組織というのは、外からはつづれない。歴史の教訓が残すように、内部から崩壊を始めている証左ではないかと思ひます。

私は、その点も踏まえまして、この点について大蔵大臣として、このまま放置すれば、若い諸君、大蔵省の職員の方々の皆さんは本当にやる気をなくすと思ひます。例えば公務員倫理法を橋本内閣で制定するとか、そういう、国民が見て本当によくわかる対策をどのようにお考えか、大臣からお聞きしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 ただいま大蔵官僚の仕事ぶりについての御紹介をいたしながら、構造的な事件ではないのか、こういう指摘であります。必ずしも全体がそうだとは思ひませんが、しかし、起きた事件の経過を見てまいりますと、そう言われても反論のできない深刻な問題として私自身受けとめなければならぬと思つておるところであります。

昨今の世論、それを代表して、国会の論議というものはまさにそこに集中いたしておりますし、それも、多くの職員はまなじりを決して職務に精励をしておりますことも委員から御紹介をいた

いたところでありまして。私もそう思つておるわけでございますが、やはり国家公務員法の基本、憲法に定める基本、こういうものにとつて、絶えず緊張感の中で全力を尽くしていくというのが大事な心構えでなければなりません。

そういう点で、本件について、ただいま倫理法なども思ひ切つてどうだという御提案もいただきました。御提案はそのままようだいたしておるわけでございますが、既に御承知のとおり、このほど公団の経理担当の事件が起きました直後に、大蔵省としてみずからの調査を行い公表すべし、こう申し上げたところでありまして。

そして再発防止という、ありきたりの言葉であります。これを真剣にとらえながら取り進めるということになりますと、綱紀の厳正な保持であります。綱紀粛正の徹底であります。よつて、私は、新たな手だてを真剣に今検討いたしております。事務責任者にも命じてあるところでございまして。格段のまた御鞭撻を賜りたいと存じます。

○河合委員 みずから調査されているということでございます。現職、現役官僚の疑惑がやはり報道されておりますが、もし現職官僚が逮捕されるというような事態になりましたときはどうされますか。

○三塚國務大臣 そうならないことを願つております。祈念しておると言つた方が率直な心情であります。

仮に、そういう場合どうするかということですが、捜査上の決定という冷厳な事実を踏まえてのことでございますから、その捜査の進行を最大の関心を持って見詰めることは当然でございますが、厳正な対処が望まれることは当然のことでありまして。ただいまの段階でありますので、これだけ申し上げさせていただきます。毅然とした態度で対応しなければならぬ、こういうことでありまして。

○河合委員 それでは、二法の問題に入らせていただきます。前回のこの委員会におきまして、私どもの同僚

の赤松委員の質問に答えられまして、山口銀行局長は、今回の金融危機というのは複合不況、官崎義一教授のお述べになつたいわゆる複合不況という構造であるという答弁がなされて、また同じように三塚大蔵大臣は、パブルの発生と崩壊に對する対応が不十分であつたと率直にお述べになつておられます。

大臣、この点、御異論ございませんか。席から結構でございます。その前提に立ちまして、いろいろ質問をさせていただきたいと思つて、御案内のように、複合不況は、金融自由化という選択を行ったことから帰結している結果だと言われております。またそれは、そのまま従来型の単純な在庫循環的な景気後退とは異なるという認識であることも、また御案内のとおりでございます。これは、一九八四年六月の円転換規制の撤廃、一九八五年九月二十二日のプラザ合意、このときの大蔵大臣による巨額な外国為替差損の発生、それを教訓としました日本の機関投資家によるアメリカ財務証券の大量売りが引き金となつてアメリカのブラックマンデーの株価暴落が引き起こされた、これも検証されているところでございます。

この複合不況の特徴といたしましては、政府が複合不況であるということをお認めになつた当時、宮澤大蔵大臣の時代から既にはつきりしておりましたのは、複合不況であるというからは金融不良債権が累積してくる、そして貸し渋り現象が起きてくる、これが一番大きな特徴とされておりました。それによって民間の設備投資が長期にわたつて停滞する、これもまた指摘されていたとおりでございます。

また、この複合不況という事実を検証されたことからも明らかになつてまいりましたのは、一九九〇年の東京株式市場の大幅の下落、そして一九九〇年、同じ年、三月、四月に起きましたニューヨーク市場のトリプル安というのが、これは東京、ニューヨーク市場のトリプル安がフランクフルト

市場のトリプル高を招来していたということも検証されております。

東京とニューヨークの資金がフランクフルトに流入していたというこのマネーの流れでございますが、これはドラッカーが言うように、我々の前に残されているのは、経済のダイナミクスが決定的に、国民経済、一国経済主義から世界経済に移行してしまつたという結論であるということでございます。

そして、やはり赤松委員が指摘しましたように、スーザン・ストレンジが申しましたカンノ資本主義というのがある意味でアジア通貨危機を引き起こしているとも言われておりますが、しかし、そのアジア通貨危機の根底にありますのは、日本と同じようにパブル崩壊による複合不況であることは、これは根底として見定めなければならぬと思つております。

したがういまして、こういう物の取引よりも金の取引の方に重点が移つてきている。一九九五年、WTO発表の年間の世界貿易額は五兆ドルでありますのに対して、IMFが調査した年間外国為替取引額は五百兆ドル。物の取引の百倍、金の取引が動いているというこの実態に對しまして、大臣は、今私が申し上げましたような認識に立られておりますかどうか、イエス、ノーで簡潔に答えていただきたいと思つております。時間の関係で簡潔によりよくお願いいたします。

三塚國務大臣 ただいまの経済学説、指摘を交えての先生の御見解であります。私も、その基本はそれとおそろひ踏まえております。

河合委員 そういふ認識に立ちますと、この日本が直面しており、また、この二法案で提起されている今回のスキームというのは、パブルの清算という点と、日本が抱えている金融システムを、グローバリストスタンダードに向けて金融ビッグバンをしなければいけないという、この二つの要諦が同時に重なつていて、このスキームを私はとらえたいと思つております。この点につきまして、大臣、どのようにお考えでしょうか。

山口政府委員 今、河合先生の、非常に歴史的に踏まえ、また非常に奥深い分析、敬意を持って聞いておりましたが、今回のスキームとの関係からいいますと、パブルの清算期にあるということ、私もそう思つております。

そのときに、もう一つ考える必要があるのは、先ほど先生もいみじくもおっしゃいました、金の取引がすごい勢いで、また、時には暴力的な力でもって世界をめぐつていくということでございます。それに対して市場が完全に対応し得る、つまりすぐ最適な均衡値を探り得れば、さほどそれは、投機家もそう一方的には動けないということだと思つております。

ところが、昨年の十一月ごろから、私も感じましたのは、市場においてもすくみ現象、つまり偏りが起るわけですね。マーケットというのは、もともと違つた意見の人がいろいろなことを言うから、投機が起ることも、すぐそれを違つて言う人がいて、それで損得チャラぐらひになるというのが普通のマーケットの感覚ですが、すくみ現象が起りますと、そこにはすき間がある。すき間があるとそこにはもつともつと投機が入つてくる。入つてくるだけではないで、実体経済に悪い影響を及ぼす。この辺について、今、先生がその次におっしゃつたグローバリストスタンダードへ移行している過程だということの問題とのぶつかり合ひという点があると思つております。

だから、いろいろなことを私も学んでおりますし、日本経済全体がいろいろ経験しているというところでございます。そのときにやはりこの危機をどうやって乗り越えるかということいろいろな対応を考へさせていたたいと思つて、こういうふうな理解をさせていただきたいと思つております。

河合委員 銀行局長の答弁を聞きまして、非常に頭のいい答弁ですから、決して失言されませんですね。お見事だと思つております。私は今回のスキームを考へます場合に、やはり橋本総理みずからがおっしゃつておられる二〇〇一年三月に金融ビッグバン、これを世界に向かつて宣

言されているわけでございますので、金融ビッグバンは、総理みずからおっしゃつておられますように、フリー、フェア、グローバリスト。その二年後を想定してこのスキームを見てみますと、私は、このスキームというのはいろいろの問題を抱えておりますけれども、特に、一般金融機関を救済するという金融危機管理勘定を設けて、一般金融機関の金融危機時救済していくというスキームというのは、私は、今大臣がお述べになり、銀行局長が控へておっしゃつた点からしますと矛盾する、このように思つてなりません。

といひますのは、二年間、仮に、このスキームというのは、大蔵省の護送船団方式と言われておりますけれども、護送船団方式というのは一番ゆつくり進む艦船を基準として護送していくわけでございますから、二年間、一番ゆつくり進む艦船に照準を合わせて、そして二年後にいきなりビッグバンを起したときの日本の金融機関というのは、ある意味ではひとたまりもなく世界の金融資本のえじきになるのではないかと深く懸念しているところでございます。その点について、大臣、いかがお考えですか。

三塚國務大臣 政府委員は政府委員の立場で答弁されたわけですが、國務大臣、大蔵大臣として、また政治家として物事を考へていかなければなりません。

危機管理という言葉は一面のものをとらえて言うこともあると思つておりますが、まさに経済の危機管理というのは、グローバリストな今日にどう対応するか、一国経済を既に通り越えて展開しておる現実、大きなお金が動いておる現実でございます。今日の置かれておる信用不安、そしてこれが危機的状況になるであろうという認識、私も共通であります。ですから、危機に達着をいたしまして混乱をする前に、十二分の手だてを講じて、国民各位の安心をいたたく、経済の運営がスムーズに行われる基盤をつくり上げていくということに尽きるところと思つております。まさに、今日のこの法律は、危機的状況の基本

的な認識の中で、例外的な緊急措置ということ
で、国民経済を守り抜くという断固たる決意の中
で取り組む、それ以外に政治として、内閣とし
て、政府として責任を果たすことはあり得ないの
ではないだろうか、こういう認識のもとで取り組
まさせていただきますことでありませう。

金融システムの安定維持が国民生活のすべての
前提であるということは、既に御案内のとおりで
あります。雇用もそうでありませう。また同時に、
政治安定、社会的安定をもたらす日本の民主主義
が正常に回転していく基盤でもあろうかと存ず
るわけでございまして、全力を尽くして成案をつ
くり、提案をさせていただいたところでありませ
うので、格段の御審議を賜りたいと存じます。

○河合委員 よくわかりました。よくわかりまし
たけれども、大臣の今の考え方の中にこのスキ
ームが非常によくあらわれているなと思いまし
た。危機管理だ。だから、前回のこの委員会でも答
弁されておりましたように、ありとあらゆる選択
肢を用意するように指示した。これは精神訓話
としては非常にいいのですけれども、ある意味で
哲学と理念がないといえますか、このスキーム
は、例えばアメリカにおけるRFC、一九三〇年
代、それからRITC、一九八〇年代でしようか、
この二つの考え方をそのままの矛盾もなく並べ
たという、ありとあらゆる選択肢にはなってお
りませうけれども、しかし、これで本当にいいの
でしょうか。

といえますのは、一九三〇年代におけるいわゆ
る銀行と、現在、特に日本が置かれている銀行業
務のあり方というのは全く、先ほどの、物の流れ
から金の流れに変わってきたという経済の実態の
中で、例えば国民が期待しているのは、そんな一
九三〇年代にあった銀行そのものを期待してい
るのじゃないと思いませんか。もっと端的に言いま
す、リスクはそんなに大きくない、しかも有効に
資金を活用できる、そういう金融商品というもの
を期待しているのではないかと思えます。
そうしますと、RFCで救済してきた考え方で

いっているのは現在にそのまま当てはまっているかど
うかという検証を大蔵省はなされたかどうか、私は
非常に疑問を感じるわけでございませう。これは答
弁を求めますと、大臣の答弁は途中から、私理解
力が弱いものですから、頭が混乱してまいりませ
うので、この次の質問とまとめてお答えいただき
たいと思えます。

そして、そういう大きなスタンスに立つてこの
スキームを考えました場合に、先ほどの委員が御
指摘のように、やはりこの不良債権の総額とい
うものが非常に不明確といえますか、先ほど山口
銀行局長、私言葉じりをつかんで揚げ足をとるわ
けではございませうが、七兆円というところで感
覚という言葉をお使いになりました。これは、あ
らゆる変化に対応するという意味でお使いになっ
たのであればそういうことになるかもしません
といえますか、検証されてないままに出されてき
ている実態というものを私は端的に感じ取ったわ
けでございませう。

私は非常に疑問に思えますのは、大蔵検査それ
から日銀検査、この段階で、先ほどのパブル崩壊
後の金融破綻だという認識に立てば、検査の中で
すべての不良債権を検査するということはできな
いかもしませんけれども、しかし、そういう認
識に立つて大蔵検査、日銀検査がなされていれ
ば、私はこの不良債権の総額というものももっと
明確につかめたのではないかと思えます。

大蔵検査に關しまして、報道されているところ
は非常に恐るべき実態が報道されておりませう
けれども、なぜ不良債権の実態というものを明確に
国民に公表できないのか。これを公表しない限り私
は国民はこのスキームに対して支持することはな
いと思えますが、近々その辺の、先ほど申されま
した統一基準、新基準に基づきます不良債権とい
うものを国民にわかりやすく提示される用意があ
るかどうか、お伺いさせていただきます。
○山口政府委員 不良債権の公表につきましては
は、先ほどおるる御説明申し上げて繰り返しにな

りますけれども、今までの基準でビックアップし
ていたものではまだ隠れているもの等があるので
はないか、不十分ではないかという御指摘が当委
員会で、さきの国会でも御指摘がございました。
そういうことで、アメリカのSEC基準、これ
が世界で一番厳しいと言われているので、これ
の基準でひとつやれないかというところで強く要請
しております。金銀協の方もそれで努力をし
て、三月期からやるようにしますというところで努
力するようにならしてまいりますので、そうしま
すと、アメリカのSEC基準に準じた形での公表
がされるということになります。

それから、全体像としては、先ほどの七十七兆
というお話があったときに御説明したようなもの
が全体像でございませうが、今先生、これを検査の
結果でどういふふうにおっしゃいましたが、その検
査というものは、検査官の数が少ないということ
もありませうけれども、三年に一回とか、そういう
ことでやっております。そうすると、三年前の数字
と、ある銀行は今やつたばかりというものを単純
に足してみても、それはちよつとどうかという
ことで、したがって今回、大蔵省の検査で分けて
いるような形で自己査定を今回から始めてい
るから出してきてくださいということを集計しま
した。

これが本当かどうかという検証まではできてお
りません。しかし、それ以外に数字のとりよしが
ないということ、それで今回、この審議に供す
るために私どもとしては出して御批判を受ける、
御審議に供していただくということを出したわけ
でございませう。

○河合委員 これは国民にとつて非常にわかりに
くい話です。例えば大臣も山口局長も、お子さ
んから、幾らかわかるかわからないけれどもこのた
めにお金をくれと言われても、何に幾ら使った
とお聞きになりませんか。三十兆というスキーム
をつくるためには、やはりこれだけのものがある
から、これだけの不良債権があるからこれだけの
スキームが必要だということを明確に提示しなけ

れば、私どもはこれは非常に賛成しかねる法案だ
なという認識は変えることができません。
それから、先ほど申し上げましたRFCのスキ
ーム、一般金融機関も優先株、劣後債を使って
資本注入していくというこのスキームでございま
すけれども、私、これ、説明を受けましたけれど
もよくわかりません。

例えば一般金融機関の場合に、金融市場におけ
る資金調達に極めて困難な状況にある、それか
ら、連鎖破綻を発生させるなどにより当該地域・
分野の経済活動に著しい障害が生じる事態の場合
に資本注入していくということになっておりませ
うけれども、例えば、一般論として結構でござい
ますが、北海道拓殖銀行の場合はこれに該当する
のですか、しないのですか。

○山口政府委員 経営破綻に陥るようないわゆる
財務状況に問題がある銀行は除外をされておしま
すので、対象にならないと思えます。
○河合委員 このRFCに似たスキームといった
場合に、ここでこのスキームに出してございませ
ん、RFCの場合には、まず一つは議決権を行使
させた。それによって、経営の全事項に対してR
FCの議決権を行使し、また人事、給与などに介
入し、主要銀行の経営者全員を交代させる、こ
ういった経営責任を明確にしたわけでございます
けれども、このスキームからは、経営責任の明確化
とか行政責任といったことについてはどこも感じ
取ることができませんが、これは意図的に外して
あるんですか。それとも問題にならないのです
か。それとも経営責任は、また行政責任も明確に
していくつもりですか。これは大臣からお聞き
したいと思えます。

○山口政府委員 大臣の御答弁の前にちよつと御
説明をお許し賜りたいのでございませうが、アメ
リカのRFCのときには、確かにそういうことを
やっていたという記録もありませんが、当時、いわ
ゆる預金保険機構に相当するような機構がちよつ
ど一九三四年から発足しております。したがっ
て、ある意味では破綻処理とキャピタルインジェ

クシヨンが同じような形で、二割ぐらいの銀行が
つぶれた状態で、五割の銀行に入れたというよう
な危機的な状況をこれで一挙に解決したという
今とかなり事情が違うということをお認識いただ
きたいのです。

今回は、個別銀行の救済のため、助けるためと
いうことよりはシステムリスク、経済全体に
対するシステムリスク、例えば貸し渋り現象
も極端に行きますとそういうことになりま
すし、雇用問題にまで広がるとまたそういうことになりま
すし、全体のシステムリスクを防ぐため
に自己資本比率を上げて、余裕を持たせてまた貸
し出しをしようというところがございます
で、アブリアリに責任問題というよりは、手を挙
げたところがきちっと計画を出して、その計画を
審査委員一人一人がどういうことをやるのかとい
うのをよく見て、そこに責任の問題というの
が含まれる場合もありません。それはケース・バ
イ・ケースで審査委員がよく御判断いただい
て、先生のおっしゃったような趣旨が徹底されるもの
というふうに考えております。

○河合委員 それでは、時間がなくなりましたの
で、最後に、経営責任また大蔵省の監督責任、こ
ういったことを国民に明らかにする意味で、公的
資金を導入する金融機関に対する大蔵省の検査
これを全部公表する、また同じように、経営責任
につきましても、公的資金を導入することになり
ました金融機関の稟議書、決裁書も公表する、こ
ういうふうなことは、非常に情報公開といった点
からもわかりやすく、国民もその上であればとい
う納得がいくと思ひますが、大臣、最後にお答えい
ただきたいと思ひます。

○山口政府委員 ちょっと大臣の御答弁の前に事
実関係でございますが、これは資金をそのまま贈
与してあげるといふような性格のものではありま
せん。それは、優先株にしても一時的に受けるわ
けでございます。後、市場に放しますし、劣後
ローンあるいは劣後債もそうですね。

いう形でございますので、ちょっとその辺のこと
を御理解賜れば幸いでございます。

○三塚國務大臣 法律には、御承知のとおり、購
入をする前提に立ちました折に、発行銀行の健全
化計画の提出を義務づけております。監査委員会
がこれを精査をし、七人の委員が全員一致で決定
したときのみ引き受けるわけであり、これも御
承知のとおり。その議事録は公表しますというこ
とであります。引き受けをいただいた以上、それ
ぞれの銀行は、その後も誠実に経営内容の公表を
行つていくものと期待いたしております。

○河合委員 質問時間が終わりましたので、終わ
ります。

○浜田(靖)委員長代理 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。
一日に引き続きまして、この金融二法案につ
いて御質疑を申し上げたいと思つております。
まず、今ちようど河合委員が質疑をしておられ
ました点から引き続き、銀行の検査という点につ
いて御質疑を申し上げたいと思つております。

一日のこの委員会でもお尋ねを申し上げまし
た。もう一度確認の意味を込めてお聞きしたいの
ですけれども、通常的に銀行法等に基づいて行わ
れている金融機関の検査について、個々の検査の
結果をすべてつまびらかにするべきではないかと
いう意味ではありませんか、何らかの形でその金
融検査の内容を国民の皆さんの前に公表をされる
お考えはありますか。

○原口政府委員 前回もお答えをいたしました
が、何らかの形で金融検査の概要を公表できない
かというお話でございます。

一つの問題として、検査というのは非常にば
らばらの期間でやっております。また、今後早期
は正措置を導入いたしますと、金融機関の自己査
定をもとにこれをチェックしていくというふう
に検査機能も変わります。そういう中で、また一方
で、これまで検査期間はかなり定期的な感じ
でやっておりますので、ばつばつ検査が来るこ
ろではないかというふうな金融機関も準備をするこ

いうような問題も指摘をされてい
る。こういう
ことを踏まえて、今後は少し張りをつけてい
く。問題のない金融機関と常時ウォッチをしま
きやいかぬ金融機関、これを検査期間についても
用いる。もとより限られた人員のもので、その
効率的にやるために張りをつけていこうとい
うことになりまして、一層検査期間がばらばらに
なると思ひます。

そういう中で、これを取りまとめようとい
うこと、また場合によっては無用の誤解を呼ぶ可能
性もあると思ひますし、前回お答えいたしましたよ
うに、もちろん金融機関のデイスクロージャーと
いうことは非常に大事でございますので、それ
についてはデイスクロージャー制度の充実の中で
対応していくということが基本ではないかと思ひま
す。

ただ、金融検査の状況等について、国民の皆
さんいろいろな状況を理解していただくという努力
はしていただく必要があるというふうに考えておりま
す。

○西田(猛)委員 そういふ意味での金融検査とい
うものの、行政として行われるわけですけれど
も、目的意識はどういうところにあるか、行つてお
られるのでしょうか。

○原口政府委員 検査の基本として、銀行法等
も、金融機関の健全性を確保するためというこ
とでございますが、最近においては大きく分けると
二つの点かと思ひます。

一つは、非常に金融機関の資産内容というの
が問題になっておりますので、資産の健全性、これ
を確保するために、資産査定というものを中心と
して検査のカテゴリー。それから第二番目は、や
はり今度、金融機関の業務運営面での健全性を
確保するということ、例えばリスク管理がき
ちんとできているか、あるいは内部の管理体制が
ちゃんとなつていっているかとか、さらには、最近問題
になつておりますが、法令遵守の面でもきちつとこ
れをチェックできるような体制になつていっているか
というふうなことに重点を置いて検査をしてい

ころでございます。

○西田(猛)委員 例えば、銀行法によりまして
二十五条にその検査の定めがあるわけですが、
銀行法そのものの目的の中に、「この法律は、
銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、
預金者等の保護を確保するとともに」云々とある
わけですが、要するに銀行法としては、預金者等
の保護を確保するということも一番大きな目的
の一つに挙げられているわけですね。その中の枠組
みとしての検査であれば、やはり預金者の保護を
確保するための検査であつてしかるべきだとい
ふふうに考えられるので、検査とい
うものがどのような形で預金者の保護に役立
つていけるのか、あるいはいたのかということ
をお答えいただきたいと思ひます。

○原口政府委員 今のお答えとややアブるところ
があると思ひますが、一つは、やはり資産の内容
あるいはその資産、貸し出しに当たる審査体制を
チェックすることによって、銀行の資産面
での健全性を見ていく、これによって、資産の劣
化、そういうことが最終的に預金者に損害を与え
ることのないようにチェックをしていくとい
うことに重点を置いてまいりました。

それから最近では、やはり特にリスク管理とい
うような面では、非常に金融取引が複雑化して
いるとか大型化しておりますから、諸外国の例ある
いは日本の例でも、ちよつとした管理の不十分で
大きな金額のロスが発生することからリスク管理
でございます。そういうふうなことからリスク管理
の面にもウェイトを置く、こういうことをやるこ
とによって、先生が御指摘になりましたように、
銀行法にも規定されている銀行の健全性を確保し
ていくということをお考えいただけます。

○西田(猛)委員 なぜ私がこの問題を深く取り上
げたいと思ふかと申しますと、銀行法等の中で検査
が十全に行われて機能していれば今のような金融
不安の状態を招いていないのではないか

と。もちろんバブル経済というものに日本国じゅうがまみれていた経済的な状況がありまして、それが崩壊した後の、ですから金融機関のみならず日本の産業全体、これは産業界もいろいろな業種も含めてでありますけれども、危機的な状況に陥っております。

しかし、金融というものは、これはもう銀行局長がある、大臣も言われておるように大動脈でありまして、血流であるわけですから、このところを一番しっかりと押さえておくためにこの検査という機能が法律にも付与されているわけであると思うのであります。ですから、それがなぜ十全に機能しなかったのかなという反省は、やはりここで踏まえていかなければならないのではないかな。

特に今般、金融危機管理協定で協定銀行であるところの整理回収銀行が優先株等を引き受けるということにおいて、また、その優先株等の発行元である銀行がどういう状況にあるのかということ、大きな意味で国民の目の前にディスクローズしていかなければならないと思うからこの問題を深く取り上げているわけなんです。

それで、個別の銀行名あるいは個別の金融機関名を挙げることは恐らくできないでありまして、それからそれは結構ですけれども、過去の例において、銀行法等の検査でその金融機関がある程度の問題を持っていて、その金融機関の業務の健全性あるいは適切な運営を確保することができたという例を、個別の名前がわからない形で結構ですから、こういう例があったのだということをはひとつ教えていただければ、国民の皆さんもなるほどこういうことだったのだなということがわかると思えますけれども、いかがでしょうか。

○原口政府委員 まず一般論として申し上げますと、金融検査の結果、検査対象金融機関における問題点、これを把握いたしました、これは示達という形で問題点を整理して金融機関に指摘をす、それから、その是正改善を求めて、またその

改善の状況というものを報告していただくという形をとっております。

そういう意味で、個別にどういいう銀行のどういいうことはあれでございしますが、例えば資産の審査体制が不十分ではないかという指摘に対して、こういう組織、こういうチェック体制にしましたという回答をいただいで、その後はそれに従っているとか、あるいはリスク管理の面で、例えばディーリングをやっている際のプロントオフィスとバックの監視、これが十分に分離をされていなくいというように、それに対してそれを改めるようにいいうことで、そういうきちんとした監視体制をその後はとっていただいでいるとか、個々に申し上げますといろいろな例がございしますが、そういうようなことを通じて銀行の健全な運営を確保するように努めてきたところでございします。

○西田(猛)委員 それで、今回の金融システム安定化のための緊急対策スキームの中でも、いろいろな金融機関等に対する検査、それから指導監督のスキームが用意されているのですけれども、まず、一昨日も申し上げましたように、預金保険機構の特例業務協定における十七兆円中、預金者の保護あるいはシステミックリスクの回避を行っていくという点については、私どもは、新進党の時代から自由党に至りましても、むしろ遅きに失したぐらいの公的資金の導入であるというふううに考えております。ですから、この部分については早急にスキームを立ち上げることに、国民の皆さんに、そして金融信用秩序の維持に努めてまいる必要があると思えます。

他方、十三兆円の金融危機管理協定につきましては、これについてはやはり慎重に今後とも審議を続けていかなければならないと思っております。それは何も、日本の銀行が今まで好き放題をしてきたから、あるいはほかの産業界に比べて賃金水準が高いからとか、そういう怨嗟の声でもちろん言っているのでは全くなくして、銀行というものも日本の大切な産業である以上、これは個々の銀行にしっかりと経営を行っていただいで、雇

用も確保した上で頑張っていたかなければならない。したがって、一つの銀行もつぶれてきたくないわけでありまして、できることならば、皆、どの金融機関も健全に今後とも運営継続していただきたいと思えます。

しかし、事が国民の財産を預かり、そしてそれを正常に運用し、かつ金融信用秩序を維持していくという大きな役割を持っている個々の企業でありますから、この企業について情報の公開なくして国民が何も知らされないままに、その経営内容が非常に悪化し、あるいは破綻している状況にあるにもかかわらず長らえさせておくということ、これは、今の時代の流れに大きく逆行するものだと思います。ざるを得ないわけでありまして。

ですから、私も申し上げているのは、信用秩序の維持、これはどうしても図らなければならぬ。しかし、そういう観点からすると、今回の協定銀行によるところの優先株等の引き受けによって個々の金融機関に資本注入を行うということは、果たして適切なことなのかどうかということをもう一度検証していかなければならないと思えます。

大臣、この公的資金によるところの優先株等の引き受けが、橋本内閣でも標榜しておられる金融改革の一つの柱であるグローバルな方策であるとお考えになっておられますか。

○三塚国務大臣 ビッグバンは、グローバルスタンダードを目指し、自由にして公正な市場、この基本は明示をし、全力を尽くしていく大きな目標でありますし、達成をしていかなければなりません。

ただいまこれはそれに合うのかという御指摘であります。国家の危機をやらんでおります今日この状況の中で、国民生活の安定また国家の安泰、これを期することは政治に課せられました最大の課題でございます。そういう視点に立ちまして、この危機を回避していかねばならない。危機を起すこと、その收拾は途方もない困難と不透明さが漂いまして、国家の未来、国民生活の安心と

いう点からいって、深刻、想像を超えるものになっていくのではないだろうかという認識を小生も橋本さんも持っておるところでございます。

そういう点で、国家は、主権国家でございますから、その国の展望をしっかりと分析、見詰め、危機が存在するならばこの危機を摘除していかねばなりませんし、回避するための各手だてが必要であるという原則論に立ちましてこれに対応をさせていただきます。そういう大前提に立つわけですから、委員御指摘のとおり、情報公開、みずから進んで発表をしていくということも大事なことになります。そういうことであります。

〔浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席〕
○西田(猛)委員 大臣が今おっしゃった中で、改革は進めなければなりません。二十一世紀ももう間近であります。二十一世紀の世界的な大競争時代の中で、日本あるいは一億三千万の日本国民が健康やかに生活していくために私たちは変わらなければならぬわけでありまして。

しかし、それと他方、今大臣も言われた、あるいはもう国民の皆さんが認識している、今そこにある目の前の危機、これがあります。しかし、当面する危機を、全体の改革を棚上げすることか全体の改革を延期することの理由にしてはならないわけでありまして。むしろこの当面の危機こそが大きな改革のチャンスだということを我々は認識するべきだと思っております。

そこで大臣、お伺いしたいのですけれども、今このような形で当面の目の前の危機をしのいだといたしたまいます。その後の日本の金融界の絵図といたしてはどういう様相が想像できますか。例えば、政府の公的資金によってキャピタルインジェクションを受けた銀行がある、他方、受けていない銀行がある。もちろん、恐らく大蔵省の事務当局からは、十三兆円の公的資金を使って購入する優先株あるいは劣後債等については、その後市場において売却してうまく整理していくことができるとは、まずだという御意見が出てくると思えます。

しかし、必ずしもそのように、我々が考へてい
るように制度がうまく十全に機能していくかどう
かわかりません。公的資金を導入した上で、それ
でもやはりどうしても経営が向上かない個別の金
融機関も出てくるかもしれません。そうやって、
政府が助けるどころ、政府が助けないところ、い
ろいろ出てきた後の日本の全体的な金融様相、金
融秩序というものは、どういふ世界が予測でき
ると思ひにたれませんか、大臣。

○三塚國務大臣 もともとビッグバン、金融シ
テム大改革は宇宙大爆発という、そのとおり新し
い創造であります。新しい創造は、困難から創造
ということになるんだと思ひます。その大前提は
大前提としてあるわけでございまして、ドラ
チックな形で進めるのも改革、整合性をもって軟
着陸させるのも改革の範囲に入るのかな。しかし
私どもは、これだけ内外に向けて金融システム大
改革、ビッグバンを表明をいたしました。この原
理は守らなければなりませんし、ただいまも堅持
をいたしておるわけでございまして。

そういう中で、その後の金融界はどうなるので
あろうか、こういうことであります。資本注入
を受ける側、また資本注入をすることによって金
融危機を回避する。毎回申し上げておることです
が、個々の銀行の救済ではなく、目的は金融シ
テムの安定維持、イコールそしてそのことは預貯
金の安心、安定、完全保護というこの基本の下支
えの中にあるわけでございまして、両々相まって
それがいくのであろうと思ひます。

そんな点で、今後はその後の展望ということに
なるわけでございまして、健全なものは健全とし
て取り進んでいくと思ひます。経営の基本理念
モラルハザードのようなあなた任せ、あなた頼り
の経営ということでは到底生き延びることはでき
ないだらう、こう思ひますし、そういうことの中
で、みずからの努力と改善で、リストラで生き延
びていく金融機関、おのれの限界を感じまして、
系列、統合、こういう道を選ぶのか、また転進を
図るのか、それは金融機関それぞれの判断であり

ましよう。

イギリスの前例をまつまでもなく、ニユーヨー
クの前例をまつまでもなく、統廃合を中心に系列
化が行われていく中で進むでありましようし、日
本のようにこの危機的状況の中の銀行経営、金融
機関の経営いかんという基本的な理念をしつかり
と持って取り進むということでありますれば、よ
き競争関係の中で切磋琢磨が行われる、基本的な
はそのことが一番大事であるわけでありますが、
それぞれの機関がそれぞれの経営判断で行うこと
でありますが、そのことを決して行政がチェック
をしたり介入をしたりすることだけはない、こう
いうことではいかなければなりません。

○西田(逓)委員 今の大臣の御発言は矛盾に満ち
満ちているところがございまして、大蔵失礼なが
ら。二〇〇一年の三月までこの制度は続くわけ
です。他方、二〇〇一年の三月までしか預金の全額
保護は規定していないわけですから、ということ
は、二〇〇一年度からは、二〇〇一年四月一日からは
本当に銀行の淘汰の時代であり、預金者の自己責
任の原則が要求され、全き金融機関の開示が必要
とされるべきであるわけですね。その二〇〇一年
三月までの間このスキームが続いて、しかもその
後すぐに、はいこれからは、ただいまからはもう
大競争の時代です、生き残れる銀行、生き残れな
い銀行ありますよ、預金者の皆さん、自己責任の
原則ですよ、気をつけてください、こういうこと
を言えるでしょうかね。要するに、そのときまで
必要な銀行があれば公的資金を導入しということ
ですすね、今おっしゃっておられるのは。

それから、フェアネスという点からすれば、
今、市場で資金を調達できない金融機関があった
としたらば、その金融機関が発行する優先株等を
回収銀行が引き受けることによって資本を注入す
る、そうやって自己資本比率を高めるなりした銀
行がここにある。他方、政府からの公的資金を注
入されることなくしてのみみずから市場で資金を調
達することのできる銀行がある。それらの銀行が
市場という同じ土俵の中で競争する、これはフェア

アということですか。イエスカノーかを。

○三塚國務大臣 本件は時限は切っております。
時限法にすることの方がめり張りがございますし、
お互いの決心と努力がそこに結果するだらうと考
えます。

問題は、現在の危機状況をどう認識するかとい
うことであります。まさに深刻な危機的状況であ
ります。よつて、ビッグバンはビッグバンとして
これは取り組まなければなりません。経営の理念
はまさにそこにあると思ひます。よつて、この金
融の危機的状況を打開するためには、例外的な緊
急措置としてこれを行うものであります。世に言
う三月危機とよく言われます。大変な時期だと言
われます。そこを、視点をまずしっかりとらみ
ながらやるというのも政治のなさなければならな
い義務じゃないでしょうか。

そういうことの中で、まずそれに全力を尽くし
てまいります。こう申し上げ、例外的な緊急措置
をこの際お認めをいただきたい。終わつてしまつ
てからの大混乱の中では何もできなくなります。
こういう危機的認識の中にありますことを御認識
いただきますればと存じます。

○西田(逓)委員 そのような認識は皆持つてお
るわけですか。今、三月危機と大臣みずからおし
やりました。どういふ内容の危機を意味しておら
れるのかお聞きしたいと思つてすけれども、そう
いふ意識は皆持つておられるわけですね。
それと、今大臣言われた、これは緊急的な措置
だ。そうしたら、じゃ、三月を越えましよう。
ことしの四月以降は、銀行には大競争しもうら
うわけですか。リストラ、吸収合併、そういうこと
もおおしやいました。じゃ、それを進めて再編を
していくわけでしょうか。なぜ今であつてはいけ
ないんでしよう。

アということですか。イエスカノーかを。
○三塚國務大臣 本件は時限は切っております。
時限法にすることの方がめり張りがございますし、
お互いの決心と努力がそこに結果するだらうと考
えます。

問題は、現在の危機状況をどう認識するかとい
うことであります。まさに深刻な危機的状況であ
ります。よつて、ビッグバンはビッグバンとして
これは取り組まなければなりません。経営の理念
はまさにそこにあると思ひます。よつて、この金
融の危機的状況を打開するためには、例外的な緊
急措置としてこれを行うものであります。世に言
う三月危機とよく言われます。大変な時期だと言
われます。そこを、視点をまずしっかりとらみ
ながらやるというのも政治のなさなければならな
い義務じゃないでしょうか。

そういうことの中で、まずそれに全力を尽くし
てまいります。こう申し上げ、例外的な緊急措置
をこの際お認めをいただきたい。終わつてしまつ
てからの大混乱の中では何もできなくなります。
こういう危機的認識の中にありますことを御認識
いただきますればと存じます。

○西田(逓)委員 そのような認識は皆持つてお
るわけですか。今、三月危機と大臣みずからおし
やりました。どういふ内容の危機を意味しておら
れるのかお聞きしたいと思つてすけれども、そう
いふ意識は皆持つておられるわけですね。
それと、今大臣言われた、これは緊急的な措置
だ。そうしたら、じゃ、三月を越えましよう。
ことしの四月以降は、銀行には大競争しもうら
うわけですか。リストラ、吸収合併、そういうこと
もおおしやいました。じゃ、それを進めて再編を
していくわけでしょうか。なぜ今であつてはいけ
ないんでしよう。

これはビッグバンに伴う現象だと思えますけれども、今ここで審議をお願いしておりますのは、今銀行が果たしているこの機能を維持しなければ危機になるおそれがあるということと、ごさいいまして、個々の銀行が、こっちは勝つ、こっちは負けるという議論は、もちろん捨象できるものではありませぬ。しかし、今大臣から申上げましたのは、今、危機を乗り越えなさいいけない。なぜこういう危機が生じているかといえますと、非常に不良債権の処理が大きくて、それを格付機関も、不良債権をどこまで済ませたかということで格付を決める傾向が最近強くなっているのです。そうすると、不良債権をそういう利益でもって償却しようと、自己資本比率がぐっと下が

るわけですね。株価等の含みが割と高い状況のもとではそれがスムーズにできるわけですけれども、ところが、株価がぐっと下がったりしますと、もともとクロス商いで大分簿価が上がってきていますので、非常に含みがないという状況に立ち入るわけですね。

そうすると、そういう現象が起きますと、今度は貸し出しを減らさないとBIS基準を、あるいは国内基準を満たさなくなるんじゃないかという恐怖感といえますか不安感が生じる。それが今度は、機能としての金融の役割ができなくなってしまう。それから、市場へのすくみ現象が起きてくるという悪循環に陥るといふことでございまして、今ぜひお願いしたいというの、その機能を回復させてやらないとビッグバンどころでない話になってしまふということとあります。

銀行のお話を今おっしゃいましたけれども、例えば8%を仮にクリアできないという状況に最終的になってしまふと、外貨が取れないんです。要するにBISで決めている基準で、何ら拘束力はありません。しかし、マーケットはそこで排除してしまふんです。そうすると、海外でドルで貸し出し、ポンドで貸し出ししているところが資金が取れないと、我が国から出ている企業が倒れてしまふんです。そうすると、健全な銀行に、じゃ、あ

なたのところ、ちょっとかわりにやっつてよと急に頼んでも、そこもぎりぎり資金が取れないというところになるわけでありませぬ。だから、そう簡単にはいかない。それはまた機能が發揮できないということになります。

したがって、そういう状態は今クリアしておかないと全体が、金融が原因で、あるいは仲介した形でそういうまずい結果になる可能性が非常にあります。国内銀行におきましても貸し渋り現象といふことを強く御指摘いたしておきますけれども、そういったものもやはり不安が不安を呼んでいこうプロセスでございまして、確かにビッグバンは競争時代、これは個々の銀行の存立の問題であります。それはそれで、こういった危機を脱し、経済が安定してきますと、それぞれ自分の得意な分野を伸ばす、あるいは再編の動きも出てくるでしょう。それで体力をつけて、株価がどうこうしたぐらいいはびくともしないような経営体質に変えていくということと競争していくわけにございませぬ。

そこには、先生の御指摘のような、やはり本当の競争時代というのは当然ありますし、そういうことによつてまた機能がより効率的になる。機能がより効率的になるといふことと、機能が今底割れるおそれがあるといふことをちよつと御説明させていただきますたいといふふうに思ったわけにございませぬ。

○西田(猛)委員 今銀行局長が言われたようなことを私も十分認識した上でお話を申し上げているわけなんです。ですから、じゃ、どうして今まで、戦後五十年もあつて、日本の金融機関というのはそういう体質になつたんですか。今ちよつとおっしゃったじゃないですか、ここをのがせてくれと。そうしたら、その後ビッグバンに向けてみんな競争して、それは市場原理の働く金融機関、これも企業としてなっていくのだというふうなお話がありました。だから私は金融検査のこともお伺いしたわけなんです。

じゃ、今まではどういう行政を行つておられたんですか。反省の弁も含めて、どうしてこういう事態に立ち至つたかについてお答え願ひたいと思ひます。

○山口政府委員 バブル経済が発生しまして、そのバブル経済の後遺症といふのはいろいろなところから出てくると思ひます。それは最終的には、お金の面では銀行あるいはノンバンク等に集まってくるわけにございませぬ。それから、雇用の面でもいろいろなところから出てくると思ひますけれども、いずれにせよ、金銭面あるいは帳簿面では銀行のところに最終的にはしが寄り着るを得ないといふ面があります。したがって、そういうことをよく見越して、もつと早くから体力をつけさせ、合理化をさせようといふことの御指摘はごもつとも、私もそれは、もつともつと先を読んでやるべきだつたといふ御指摘は、素直に受けざるを得ない話だと私は思ひます。

ただ、金融機関とてそこは努力はしております。ただ、まだ含みがありました。そこで何とかのいできたといふことでありますけれども、そういうことが可能でな時代になつたといふことでございませぬ。今後とも、そういう時代に入りますので、私ももつともつと厳しい時代に入りまして、私も一層、その辺をよく将来を読み、また指導すべきはきちんと指導するといふことで対処させていただきますたいといふふうに思つております。

○西田(猛)委員 今まさにおっしゃつたように、そのとおりなんです。ですから、大競争時代はもう来ているわけなんです。したがって、今の御答弁を聞いてみると、大臣もおっしゃつた、この三月だけはのがせてほしい、そうしたら、あとはリストラ、吸収合併、それも含めてもう大競争時代に皆さんに船出していただきますように、こういう御趣旨だと受けとめられるわけなんです。私ももう去年の四月から、預金者の完全な

保護と、そして日本の信用秩序というシステムの保護、これは万全な対策をとらなければいけない、これは口を酸っぱくして言つてまいりました。そのために公的資金を早期に導入するべきであると。橋本内閣はなかなかそのことを聞いてくれませぬでした。しかし私どもは、日本の全体的な信用秩序の維持と、それに伴つて起る破綻についての預金者の保護は絶対すべきだと。しかし、日本は変わらなければいけない。金融機関であらうとも、あるいは預金者であらうとも、日本の信用市場であらうとも、世界的なスタンダードになつて立ち向かつていけるように変わらなければいけないといふことを申し上げていたわけにございませぬ。

その観点からいくと、どうしてもこの十三兆円の金融危機管理助定の方は、やはり今おっしゃつたような三月危機だけをしのぐためのびぼう策としか映らないわけなんです。これは一刻も早くも我々が意識を変えて、左側の特例業務助定をより充実させることに重点を置いていくべきではないかなと思つておりますが、最後に、時間が参りましたので、大臣にお聞きしたいのです。

そうすると、この金融危機管理助定におけるマックス十三兆円の公的資金の導入以上に公的資金を導入して、個々の金融機関、あるいはシステムリスクの回避と申しませうか、を助けるために公的資金が導入されることはないといふことを言明できますか。

○三塚國務大臣 御承知のとおり、金融の高度化、グローバル化、大競争時代という御指摘、これは認識が一致であります。しかるがゆえに、その安定性の確立、これは経済社会の大前提になるといふことで対応しておるところでございます。三兆プラス政府保証十兆、この枠組みはそのとおり変えませぬ。(西田(猛)委員「いや、変えませぬ、それだけでよろしいのですか、もうないのですね」と呼ぶ)それで万全を期してまいります。

○西田(猛)委員 引き続きにしたいと思ひます。

終ります。

○村上委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規です。きょうは、民友連を代表いたしましたして、質問をさせていただきます。

公的資金の導入ですけれども、これは、国民市民の立場から見ると、どうもやはり国民や市民の御理解、御納得をいただかないとなかなかできるものではありません。その意味で、慎重かつ真剣な審議が必要であります。

そのときに、まずちょっと大臣の方にお伺いしたいのですが、不良債権に端を発する今回の金融危機ですが、これは端的に、一般国民に責任があるのかないのか、これは突然の質問ですが、簡単な、シンプルなことですから、まずお伺いしたいと思います。

○三塚國務大臣 基本的な第一次責任それと第二次責任、国民経済でございますから全体の中で物事が判断されなければなりません、金融機関の融資態度、経営理念、これをコントロールできなかった行政、政治というものもあるでしょう。

○末松委員 いや、私がお聞きしているのは、一般国民に責任があるのかないのかということなんです。

○三塚國務大臣 一般国民にあるのかないのかという質問は漢としておりまして、それで国民に責任があるということなのか、ないという視点でやっているのか、こういうことであります。

国民は、政府、政治に信頼を置いてお任せをしておるわけでございますから、基本的に、国民各位の責任というのは、取り出してやるべきものではないと思いますし、私の考え方は政治に責任があつた、私はこう認識をいたしております。

○末松委員 そうしますと、一般国民というのは漢としてという話ですが、実際に我々も生活している国民の一人ですから、その観点からいきますと二点あるんですね。

自分の生活の安全性を確保したい、自分の預金とかあるいは自分の資産を守りたい、これは当然

のことであると思ひますし、もう一点は、自分が直接手を下していない責任に関して負担をしたくない、それも私は当然のことであろうと思ひますが、その点についてはいかがでございますか。

ちょっと答えにくいということであれば、実際に、もし一般国民が、自分とは関係ない、金融機関、具体的に言えばそういうことですが、これがやつたことあるいは政治や行政がやつたことに対して、自分が責任がないと思つたら、当然国民としては負担をしたくないと思つたわけですが、それについて御意見はございますでしょうか。

○山口政府委員 末松先生の御指摘は、ある意味では私も一人一人が時には持つ気持ちだと思ひますけれども、国家を一応なしておる以上、例えば、私はあの橋を一回も渡っていないから、私はあの公共事業は反対だ、こういうわけにもいかないわけだと思つたんですね。

こういう金融システムの預金者保護もそうだと思います。絶対につぶれないという自信のある銀行は、つぶれた銀行の処理に何で私が保険料を七倍も出さなければいけないのかと、それを言い出しますと、もうみんなそのときだけの、それぞれの方が自分で自分を守るしかないと思つたので、それはもう社会の組織にならなかつたと思つたのでございまして。先生は、それは重々御承知の上での御指摘でございますけれども。

だから今私どもが守りたいのは、そういう信用秩序とかあるいは金融が果たしている機能というものを、やはり考えてみますと、私どもが安心して銀行にお金を預けて他の人に送金をお願いするとかいうことはもう自由にやっていると申すわけですが、それが信用できなかつたら、一々向こうに私が持つていってお金を渡さなければいけないということになるわけですね。そういう信用秩序というのは、もうお金では計算できない価値をもたらしつておる。

逆に、それが損なわれまますとはかり知れない損失を私どもは負ふことになるというふうな考え

ますと、確かにそういう気持ちは私も時々持つことはありますけれども、しかしそこは、やはりそれぞれが社会のシステムを守つていくという気持ちで負担をするのが至当ではないだろうかというふうな思つたわけでございます。

○末松委員 一番最初に申し上げたように、この公的資金の導入については国民の理解が重要だという位置づけから言つておるわけですが、今山口局長が言われたように、私が申し上げた個人の生活の安定、安全というものが、実は、自分の責任でないことであつてもそれを負担しなければ私たちの生活が脅かされるということであるがゆえのジレンマといいますが、それが今の私たちの議論の中核になつておるわけですね。そこへ調整原理が働いて、政府とか政治が調整をしなければいけないということなのだろうと思つたわけですね。

ただ、そのときに、国民に負担を求めるに当たつては、やはり政策の執行者、つまり与党と行政ですが、及びあと金融関係者がやはりきちんとして、こつたこととこつたことなりました。そこでこの責任がございまして、これを明らかにした上で、そしてまず第一義的には、とれば政治責任、あるいは金融関係者が負担をまずして、その上で、最後にその不足分を国民にお願ひしますというのをきちんと言わなかつた、国民に対する正当な手続にはならないのだからと思つたわけですね。

その観点から、私も民友連の方でいろいろと議論をしてきたわけですが、三点ほど我々の議論の結果の原則を申し上げますと、まず第一点、公的資金の投入というものをまず最小限に抑えなさいいけないだろう。その面から、公的債権回収機関、日本版のRTCというのですか、そういうものを創設して、不良債権の回収を強力に押し進める必要があるだろうということをまず第一原則に置きまして、第二原則に、この金融関係者、つまり銀行にも負担をきちんとして求めていかなければいけないだろうというのが第二の視点になつておられます。そして第三点目に、その金融関係者の責任追及をもちきちんとしていかなければ

いけないだろう。そうしますと、借り手のみならず、関係金融機関への立入調査権を持つて、それで経営者とか金融関係者の不正を調査してきちんと言つたこと、そういうこともきちんとしていかなければいけないだろう、こういうふうな原則を我々としてつくつたわけでございます。

以下、与党及び行政の責任、そして金融業界の負担、また政府スキームについて、順を追ひまして質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほどからある質問も出ておりますけれども、不良債権が発端ですから、不良債権の処理に当たつて、処理の規模、それをまず見きわめなければいけない。

先ほどから何回も言われておりますが、昨年の九月に、不良債権の要処理見込み額ということ、大蔵省が四兆三千四百八十億円を計上しておられます。これにつきまして、最新の数字というものはあるのでしょうか。例えば、拓殖銀行とか徳陽シテイ分、こういうふうなものが入つておるものがあるのか、あるいはその後ふえておるものがあるのか、それについてお伺いいたします。

○山口政府委員 今先生御指摘の、昨年九月時点での不良債権の要処理額を四兆三千という資料をお配りしましたが、その際、ちょっと注書きにも書かせていただいておりますけれども、この九月期ぐらいから、ビックアップした公表不良債権以外の部分についてもかなり積極的な引き当てをしておりますので、ややこの要処理額自身の意味づけが変わつてきておりましたので、それは御理解賜つた上でお聞きいただきたいのですけれども、大体の感じをすつと趨勢的に見ていきますと、すつと減つてきているということでございます。

それで、北拓は実は決算をやる前に破綻しておられますので、この中には入つておりません。この数字の前提には入つておりません。(末松委員「それを入れたものは」と呼ぶ)徳陽は、ちょうど集計がその前だったというところで徳陽は入つております。したがつて、北拓がこれには入つてい

ないという感じでございます。(末松委員「入るとどのくらいになります」と呼ぶ) 入りますと、その要処理という概念が御銀行さんの生きてくる時の概念でございますので、そのまま、どの数字を申し上げればいいかちよつとよくわかりませんが、この間の検査で、破綻先・延滞債権が九千二百九億円でございます。金利減免等債権が二千二百十二億円で、合計一兆一千四百二十一億円がこの公表不良債権ベースに入っていないということでありまして。

したがって、先生がおっしゃった要処理額というところは、それから引き当てとかいうのを引いてということでございますので、それは生きてくる銀行の話でございますので、これはそのままその公表不良債権を申し述べさせていただいたということでありまして。

ちよつと、済みません、これは当時までの拓銀が公表していた不良債権で、これが破綻しましたので入っていないということでございます。その数字が一兆一千四百二十一億円ということですよ。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○末松委員 そうしますと、一・一兆円、丸々じゃないけれども、四・三兆円からまた要処理額がふえると基本的に考えていいのですか。

○山口政府委員 要処理額というのは、各銀行が一応自分の業務純益等で埋めていくというべき性格のものでございます。したがって、この破綻処理の方は、欠損部分は預金保険の負担、それから、不良債権を預金保険あるいは整理回収銀行が時価で買い取ったときにその二次ロスが出ますと、それは預金保険の負担になる、ロスが出ませんければそれは負担はありません、こういうことで、ちよつとその要処理額との概念とは少し違った意味の数字だということに御理解をいただきたい。(末松委員「何千億か上がるのね、結局、よくわからないのだけれども」と呼ぶ) 申しわけございません。ちよつと私の御説明もおわかりにくいのかも知れませんが、各銀行が基準に合った数字で不良債権額を出しております。

そうすると、その債権の中でも、例えば引き当てが済んでいる部分、あるいは土地等の担保があつて確実だと思われる部分、これは差引引きますと、残りがやはりその本当の不良債権として残っているのではないかとということに要処理額として計上しているわけでございます。

したがって、それは今存続している銀行の話でございます。今先生がおっしゃった北拓の方の話になりますと、これは今検査が入りまして、ロスが幾ら、不良債権が幾らというふうによつていますが、それは今度は預金保険の破綻処理の方の負担の話になるということでございます。

○末松委員 この場で質問する気はなかったのですが、そういうふうによつてきまるとちよつと質問しなきゃいけないようになってきますけれども、交付国債の七兆円がありますよね。その積み上げの中に、大蔵省の説明で四・三兆円プラスということとそれを積み上げていっている。つまり、要処理額ですから積み上げさせていたでいていますという説明があつたのですよ。

とすると、北拓についても、それはつぶれて、その債権債務を整理して、債務超過についてはその負担になってくるわけでしょう。そうじゃないのですか。

○山口政府委員 先国会でもしばしば申し上げましたように、五年間の財源が一・七兆円あつて、今一・四兆円使つております。あと一・三兆円ぐらいあります。それから、信用組合の方は政府保証がついていて、こういうふうな御説明をしておりました。そういう預金保険の財源の状況にあるわけでございます。

それは今も変わらないわけですが、こういった大型の破綻が生じまして、北海道拓殖銀行の処理あるいは徳陽シティ銀行の処理になりますと、残りの保険料から入ってくる財源が使われるわけでございます。

例えば北海道拓殖銀行でのロスは、今の検査の時点では、先ほどちよつと私が言いかけた八千四百億ぐらいになっております。そうすると、

またそういう財源が必要だということでございます。その財源について、保険料の改定問題というのはもちろんありますけれども、国民の皆さんに本当に大丈夫ですよという安心感を与えるために今回の措置をお願いしたわけでございます。

そのときに、七兆円という、いつでも現金化できる財源を加えて用意させていただいたんです。そのときの考え方としては、もう北拓はそういうことで必ず出ていきますけれども、今後どれくらい出ていくかどうかということのかかわりで七兆円を議論せざるを得ないわけです。ただ、積み上げて、この銀行が破綻するとかこの銀行が破綻しないとかいうことが今決められるものじゃありませんし、そういうことが予測できるものでもございません。

したがって、大まかに見て、四兆三千億あるいは四・五兆の要処理見込み額が、全部の銀行が破綻したとしてもその程度のもではあるけれども、北海道拓殖銀行の例で見ると、この不良債権の公表ベース、今の統一基準による公表ベースの額から見ると、実際、破綻してみると、取引先が倒れたり、あるいは支援していた先が、ノンバンクが倒れたり膨らむではないかということ、少し余裕を持ってそういう処理の財源を用意させていただいた。これを、七兆円を全部使うということと積算をして、何々銀行分幾ら、何々銀行分幾らというわけではないことは当然御承知の上での御質問だとは思いますが、それぐらゐの準備をさせていただいておけばいつでも換金できますので御安心いただけるのではないかと、こういうことでございます。

○末松委員 私も、ここでこれほど時間を使うとは思っていませんが、つまり一・三兆円、使つていませんねと、二〇〇一年まで、プラス七兆円、つまり八・三兆円ですか、これを財源にしてこの金融機関の破綻に財源として使いますよね。

そのときの説明の中に、大蔵省さん、銀行局長の部下さんが、四・三兆円、要処理額がありま

す、それに幾つかの破綻が加わります、さらに安全率を掛け合せて、公表の不良債権とそれから実際の破綻したときの額を見ますと、その関係が約五割増しですとねということだから、それに一・五を掛けて大体七兆円ですかねという説明をお伺いしたんです。それが局長の言われる余裕、余裕といいますが、ということをお聞きしたんです。これは別に私が理解しても、国民の皆さんが理解しないんだめなんで、それでいいの、改めお聞きします。

○山口政府委員 いずれにせよ、備えてございまして、そういうたかなりの余裕を見た形での資金をお願いしているということでございます。

四・三兆円という数字も、一方では、ピツクアップしている基準が甘いんじゃないか、それを厳しくSEC基準にすれば四・三じゃなくても上がるんじゃないかという御指摘ももちろんあるかも知れません。そういうことを考えましても、すべての金融機関が一斉に破綻するということでもございませんし、それくらい御用意をお願いすれば、国民の皆さんには安心していただけるのではないかと、こういうことでございます。

○末松委員 私の次の質問は、一月十二日の銀行の自己査定ということで、先ほどからる話題になつておりますが、七十七兆円ですか、第二、第三、第四分類を足すと。そして、この七十七兆円がそのまま不良債権で焦げつくという話ではないにしてもという御説明をお伺いしましたが、局長自身も言われたように、特に第三分類と第四分類、つまり債権の回収に重大な懸念、損失の発生可能性が高いというのが第三分類で、第四分類は回収不能だ。これを合わせると一・一兆あるんですけれども、これを一月十二日のこの時期に、ばんと発表したわけですよ。それとさっきの四・三兆との整合性というか、どういふふうには整理されるんでしょうか。

○山口政府委員 先ほどちよつと長々と御説明させていただきましたように、この統計のとり方、考え方が違いますので、AからBを引いたら

Cになるといふものではございせんが、四・三兆、四・五兆という、要するに公表ベースでの数字から引き当てる等々を引いたものというものは、回収可能性からいって恐らく相当悪いものだろうと思ふのでございませぬ。そうしますと三、四にかなりそれは含まれているというふうには私共は考えるべきだと思ひます。三、四、特に三の方がちよつと多いわけですね。

それはどういふことかといふと、逆に言ひますと、形式的基準のビックアップではのつてこないけれども、どうも回収に本當に懸念があるな、かなり問題あるなといふものが三にのつていふと思ふんですね。例えば貸し出して、事業を開始しますよと言つて、金利は返つてきていますが、ところが事業がちよつと始まらない。例えばそういうケースになりますと、金利は入つてきていますから、六カ月以上入らないとビックアップされますが、これは公表不良債権の方に入らないわけですね。ところがよくよく見ると、どうも事業の開始のめどが立つていないとなると、ちよつと三ぐらいに入れておかないとこれは取れないかもしれぬ、こういうものがあると思ひますね。

それから、十一兆を御指摘いただきましたけれども、このうち四あたりは今期で全部償却しなさいやいなさいです。これは、公認会計士の先生もいらつしやいますけれども、そういうふうな目でごらんになると、そういうものはもう今期で償却しなさいと。それから三分類の中でも、やはり償却すべきであるといふものも含まれていられるわけですね。だから、十一兆がすつと引きずるわけじゃなくて、それは当然利益の中から消して償却していくしかない、あるいは引き当てるしていくしかないわけですね。だから、十一兆は九ヶ月を越えた後では少し減つていられるらうと思ひますけれども……

いすれにせよ、しばしば御質問あつて、私も、説明が非常に難しいんですけれども、基準が違ひますので、大まかな感じではそういう数字の性格のものだろうと思ひます。

○末松委員 基準が違う、基準が違うと先ほど何回も聞かされたんですが、どう基準が違うんですか。

○山口政府委員 いわゆる二十八兆ベースの方は、破綻先、延滞先、金利減免というジャンルで、例えば延滞となりまして、六カ月以上利子が入つてきていない場合という、これは税務との会計からのつながりがあるんですが、そういう基準でもつて形式的に、だから、どこの銀行でも同じ基準でビックアップしている不良債権なんです。

その中には、例えば一〇〇という不良債権があつたときには、そのうち担保価値が五〇は確実にあるものももちろん含まれていられるわけですね。それは全体が一〇〇なんですけれども、その全体の一〇〇をビックアップして集計すると二十八八になつた。ところが、引き当てる済みあるいは担保済みのものを引いた残り五〇だけをやる、要処理といふことでは先ほど四兆幾らとおつしやつた数字といふことなんですね。

もう一つの、今回御審議のために集計いたしましたのは、今回初めて、ことしの四月からの早期是正措置を控へまして、各銀行が自己査定をしております。その自己査定を四つにちよつと分類してみてくださうといふことでお願ひしたわけですね。

それで、それはロスがどれくらい出るらうかといふ、これは企業会計的な考え方なんですけれども、どれだけ償却すべきかといふところから出發して見ます。ロスがどれくらい確実に出るか、あるいはロスが出るおそれがかなり高いか、ロスが出る可能性はあるけれども個別に管理すればいいといふもの、それから全然大丈夫といふ四つ。それは四、三、二、一になりまして、そういう見方を見たものが、先ほど申し上げた今度発表させていたたいたものでございませぬ。

だから、先ほどの一〇〇という話があつて、仮にそれが、回収可能性からいふと、やはり五〇は取れない、担保価値がある分は取れる、その分は

回収できるといへば、その五〇の分がもう絶対取れないのであれば四に入るし、多分取れないおそれが高いなといふと三に五〇部分は入る、それから下の五〇部分は二の方に入つたりといふ、そういう観点から、ロスがどれくらい確率で出るかを各銀行が自分で判断して出してきたものを、それを集計したものであります。

そうすると、公認会計士のチェックを受けて、例えば、四はもう取れないことはつきりしていいから企業会計上これはもう償却すべきである。それから、三の中でもこういうものはもう償却すべきであるといふことで、そこで償却すべきものがつきり決まるわけですね。そうしますと、企業会計上それを償却しますから、自己資本比率もそれとちよつと落ちたものがはじける、こういうことになるわけですね、したがつて、性格が違うといふのは、そういう趣旨を申し上げていふこととございませぬ。

○末松委員 いや、ちよつと今の御説明を聞いていて、何かわかつたようにはわからないやうな、それだけの説明はわかるのですけれども、実際に不良債権といふ形で把握しようとしたら、これは大蔵省でその辺の取りまとめはできないものなんですかね、それだけ計数を扱つておられて、結局最後は、銀行はある程度自分で見なければいけない部分があるし、すべての銀行に大蔵省の検査官が張りついで検査するわけにはいかないのではありませんか、それは自分の申告といふ話になるわけですね。

例えば、アメリカがだつたら、一九九〇年十二月に、当時のシードマンという米國連邦預金保険公社の長官が下院の銀行委員会に証言しまして、どういふふうな証言をしたかといふと、一九九一年の倒産処理に約百億ドル、さらに四百億ドルあれば九二年と九三年の銀行倒産に対処し得るといふ詳しい見通しを明らかにしたのです。そして、三年間で五百億ドルという要処理額のうち百八十億ドルは預金保険料収入で賄うから、足りない部分については国民にお願ひしたいという位置づけ

の発言をきちんとはつきりしているわけですね。ここで、大蔵委員会で審議する場合も、そういったある程度の額がやはりはつきりしないとなかなか、一体どれだけの額かどうか、基準は幾つもとたくさんありますよと、そういうことで、いならずらに何かどうも議論を拡散させているやうな、そういう気が私にはするのです。ある意味ではアメリカよりも日本の方が銀行業界に対しては大蔵省の統制色がむしろ強いわけですから、そういった意味で基準を、こういうところはこういうふうな基準でいふことを定めて、そして計数を処理していただくといふわけにはいかないのですかね。

○山口政府委員 末松先生の御質問は、率直な疑問として出てくることは私もよくわかりますけれども、アメリカの場合のように、SアンドPが相当破綻して、処理すべきものが、こういうものがあつますといふことで、それでSアンドP用の預金保険みたいなものがパンクしまして、それでどうするかといふ事態になつたときの話かといふふうな思ひます。

翻つて我が國の場合を考えますと、確かにいろいろ破綻が起きました。二十数件起きておると思ひますし、それから大型の破綻もありました。ただ、今は、先ほどちよつと数字で申し上げたやうな形で参つておるわけとございませぬ。二・七兆で一・四兆使つて、まだ予備軍として処理すべきものが既にあります。

しかし、それ以降、私は余りないことを願つておりますけれども、どれくらい破綻を強いられるかといふのはわからないわけですね。だから備への議論になつてくる。だから逆に、シードマンさん流に言へば、七兆円を用意していただければ大丈夫ですといふ、そういう言い方になるわけとございませぬ。それから、あらかじめ、例えばビッグバンが進んだらこれくらいの破綻率が起きるらうといふことを私どもが大胆に推測するわけにもまいりませぬ。また、そういうことをすべきでもないわけとございませぬので、その辺の事情はちよつと、備え

の発言をきちんとはつきりしているわけですね。ここで、大蔵委員会で審議する場合も、そういったある程度の額がやはりはつきりしないとなかなか、一体どれだけの額かどうか、基準は幾つもとたくさんありますよと、そういうことで、いならずらに何かどうも議論を拡散させているやうな、そういう気が私にはするのです。ある意味ではアメリカよりも日本の方が銀行業界に対しては大蔵省の統制色がむしろ強いわけですから、そういった意味で基準を、こういうところはこういうふうな基準でいふことを定めて、そして計数を処理していただくといふわけにはいかないのですかね。

をさせていただきますということに尽きるのだと思うのです。

積み上げて七兆円というのは、かくかくしかじかの理由でこういう見込みをしておりますから七兆円を使いますと言わなければならないような気がして、そこはぜひ御理解賜りたいと思っております。

○末松委員 そうすると、この七兆円という数字も実は根拠はないという話になるのですよね、ある意味では。そこまではしかし、実際はそうではないでしょう。

もうちょっと聞きたいのですが、早期是正措置の基準で、仮に今それをやっただとして、自己資本比率が二%以下の危険な銀行といたしまして、そういうふうな銀行が何行くらいあるかというところの問題になるでしょうか。あるいは、その試算というのはしているのですか。あるいは、そういうふうなのはほとんどない、何もないというふうに試算していらつしやるのですか。

○山口政府委員 もちろん、破綻した銀行はもう論外だと思えますけれども、破綻を引き継いだ銀行で、特殊な例としてそういうことがある場合もあると思えます、それはこれから新しい銀行としてやっけていくわけですから。

ただ、そういう例外的なものを除きまして、ずっと継続的にやっている銀行の場合は、今御指摘のような銀行は一行ありますけれども、それはもう既にその銀行も親銀行からの支援が決まっておりますので、自己資本比率は相当高い八%程度になるといってありますので、実質的には、少なくとも今の時点では、自己査定をする前の話ですけれども、そういったところははないということになります。

今自己査定をしきつちりと自分の債権を把握して、公認会計士のチェックを受けて、これから自己資本比率もはじくわけですから、軽々に、何行がどうと言う時期ではないように私は思っております。少なくとも私どもがこれまでの公表されているものを見る限りにおいては、そういった状況

況だということになります。

○末松委員 そうしますと、それほど今そういうふうな銀行は、問題になるような銀行、破綻するような銀行はありません。ありませんか、ないでしょうかという位置づけであれば、七兆もの金を用意する必要もない。むしろこれは国民に対する安心材料だということだけの話と受け取らせていただきますけれども、よろしいですか。

○山口政府委員 先生の御指摘のように、まず安心していただくというところが一番でありまして、財務状況は破綻状況になっていなくても、資金繰りで続かないということもあるわけですね。資金繰りかといえますと、貸し付けを一方でやっています。期限がありますから早く回収はできない。ところが、預金等は解約がどつと来る。あるいは足りない分はいつもコール市場で調達している。そうすると、コール市場からお金が取れなくなつたら資金がショートして払い戻しに応じられない、こういう状況になるわけですね。そうすると、銀行は銀行としての機能を果たせなくなる。銀行が破産した場合には、今度は自分が、そのときに往々にして見られるのですけれども、銀行が破産した場合には、今度は自分が、その銀行がメーンバンクになっていて企業がそのおりに受けて倒れるということがあります。それから、自分の系列のノンバンク等が完全に倒れてしまふということがあるわけですね。だから、清算価値で今度はバランスシートを組んでしまふ、組まざるを得ないということになるわけですね。そういうケースというのは、それはないとは言えないのです。

しかし、総体的に見て、私は不安感をあおるつもりは全くありません。しかし、そういうケースはやはりあるということは頭に置いていただいた上で、基本的には安心感を、どんな事態になつても預金者の皆様方に、安心をして全額保護をやりまして、こういう意思表示だということにお受け取り

りいただきたいというふうに思います。

○末松委員 一月十二日の銀行の自己査定ではそういうふうなところまでは入っていないのですか、不安になる材料のようなものは。

○山口政府委員 その辺については大変重要な点の御指摘だと思えますけれども、各銀行はリスク管理をずつとやっておりますが、自分の銀行が継続していくという前提でリスク管理をやっております。したがって、資金繰りがある日突然とまるという前提でその分類をやっているというふうなことを考えます。

○末松委員 それほど銀行局長は敏感であつてほしいのです。

海外、インドネシアとかタイとか韓国とか、大変な国家破産の手前ではないかと言われているような、そんなところもありますけれども、その辺のことについても全部いろいろと情報を取集した上で話なんですね。今いろいろ銀行局長が言われている不安材料の中にはそういう国際的なものが入つていましてね。

何か大蔵省とかあるいは大臣がアジア各国を回つて、あるいは財務官が回つて、そういうアジア各国の状況を逐一調べてきていて、とか、あるいは私の不勉強なのもかもしれませんが、そういう情報は余り入つてこないし、G7があるというところでずつと話し合っているのはわかるけれども、その辺のところはほとんど何もわからななくて、何かどうもちょっと不安なんですけれどもね。

○山口政府委員 御指摘のように、確かにアジアの経済の問題というのは私も十分にウォッチをすべきことだと思つておられます。これは、アジアの経済が大変調子よかつた時代から、いろいろ問題が惹起している時代が変わつたという指摘もありません。そこに我が国の金融機関も貸し出しをやっております。やっています。日系企業が進出してそこに貸しているものも結構ございます。それから一部は現地の大きな企業等に貸しております。

そういったものの債権についても当然各銀行は自己査定をしてやっておるわけですが、それはちょっと分類を変えなければいけないということがやはり出てこないかと思つておられます。したがって、そういうことも十分に考慮しながら、これからよく見ていく必要があるということになります。

では、アジアに対する貸し付けがどれくらいあるかという問題ともかかわるのであれば、確かに、私の記憶では二十兆から三十兆ぐらいの話だと思つておられます。全体で五%ぐらいのウエートだと思つておられますけれども、そのウエートを持つておられる貸し付け、信用供与でございますので、先生の御指摘のように、アジア経済というものについても十分目を離さないで見ていく必要があるだろうな。私はいたすうちに不安を強調しているわけではございません。そういうことではなくて、客観的な情勢として、客観的によく見ていく必要があるというふうに考えております。

○末松委員 実は私の心の中に、大蔵省の数字というのは余り信用がないのですよ。といふのは、不良債権の回収は進んでおるのだと声高らかに言つていたのがわずかに二、三カ月前です。それがどうも話が違つていふかという話なんです。

二カ月前、私も質問したときに、実は今回のこのシステミックリスクを含めた金融危機は、先ほど局長がおつしやつておられた二〇〇一年三月までその余りの一・三兆円と、あと十年度に預金保険機構の保険料率を改定といふことが見直して、それで対応できるのだといふことを橋本総理も言つておられたし、三塚大蔵大臣も言つておられた。この見直しというのは正しかったのですか。

○山口政府委員 確かに、当時は二・七兆の保険料の収入見込みがあつて、九六年度末までに一・四兆を支出しました。残りは一・三兆でございます。それから、信用組合勘定の方は政府保証がありますという前提でお話を申し上げておりました。

た。その後、北拓の破綻がありまして、破綻した当時はどういふ状況か、財務状況も定かではありませんでした。ちょうど検査が入って一月もたないうちの破綻、資金繰り破綻だったのですけれども、その後、清算検査、先ほどくどくど申し上げて恐縮だったのですが、ゴーイングコンサーンの検査ではなくて清算検査に切りかえまして、それで、倒れたという前提でのロスを全部算出したわけでございませぬ。

破産処理でございませぬので、北洋銀行に引き取ってもらふ場合、ロスを引き取ってもらふわけにいきませぬので、そこはやはり預金保険の負担にお願ひせざるを得ないということございませぬ。今の時点で、それが最低でも八千四百という数字が出てまいっておる。これが十一月の終わり、暮れ近くということございまして、その点については、そんな大きかったのかという点については私どもとしても不明を恥じざるを得ないのかもしれないが、ただ、これはゴーイングコンサーンの場合と清算する場合とはかなり違つてまいりますので、そういうことも御理解賜れば幸いでございませぬ。

いずれにせよ、そうしますと、では一・三兆と信用組合の政府保証のところ十分かという話がやはり出てきて、それで、この間の十一月半ばの金融不安で大変うわさが広まったときも預金者の方々がかなり銀行に並ばれたのです。取りつけとまではいきませぬけれども、そういうふうには非常に心配な事態もありました。だから、大臣からの御指示もありまして、十分な対応をするようにということと、今回こういう措置をお願いしているということとで、御安心をお願いしたいという措置でございませぬ。

○末松委員 今、不明を恥じるといふお話がございませぬ。見通しが甘かったといふことは、これはある意味では客観的な事実でしょう。そこはもう何らこれに対して異論があるわけじゃないと思ふのです。

ただ問題は、この見通しが間違つたことに対してだれも責任をとらない。行政も責任をとらない。政治も責任をとらない。結局、そういうふうに見通しを誤つても、また同じ人が大臣になつて、同じ人が銀行局長になつて、そういう方を前にして恐縮でなければいけません。

要するに、これまでも見通しが甘くて、その対応が甘かつたがゆえにさらにシステムリスクのようなところまで来たんだ。山一だつて本当はつぶれたところまでよかつたんだと言ふ市場の関係者はたくさんいますよ。そのようによつて、実際に政策ミスであらう形になつたかと私は考えています。それなのに、今度は、十兆円の交付国債を原資として、また七兆円と三兆円に分けてやるといふ。これは国民の財産を、N T T株の売却とかそういうのが入つていますから、国民の財産をどうん使つていこうとしてゐるわけですね。そういう十兆円といふのはそんなに低い額じゃないです。

それが、政策の見通しが甘いのがゆえに引き起こされたという面があるにもかかわらず、これをすべて市場が決めたものです。我々はそこまで知りませぬでしたと言ふのであれば、大蔵省は要らないです。それはすべて市場に任せればよいといふことなのです。

例へば利子率の問題だつてそうです。民友連の中川議員も指摘されましたけれども、超低金利政策で、本当は国民に与えるべき利子を与えずに、年間数十兆円ですよ、ある意味では、これを銀行の不良債権処理にも充ててきたことも事実ですよ。それでもここ数年間、実際に不良債権の処理が進んでこなかつたじゃないですか。

これは、国民にとつてある意味での隠れた税金

ですよ。それを政策的にうまくやれなくて、そして国民も、年間数十兆円というから消費もそれでポシャつてしまつて、消費意欲もないというような状況になつて、それで全く責任をだれにもとらせない。これだつたら大蔵大臣だつてここにいらっしゃる一年生や二年生議員の方でも務まりそうです。そういうふうな思ふようなことにならざるを得ないのだからと思つておるのです。

政策をやつて誤つても、また、いやあ、もう危機だ危機だ、事情が違ふんだ、だから、今度さらに一歩進んで政策をやる、そしてまた失敗したら危機だ危機だと騒いでゐるのだったら、一体何の意味があるのですか。

○山口政府委員 結局、信用秩序を必ず守らなければいけない、そのために預金者を保護する、それからシステム不安が起きないようにするということ、足り、足らないの議論はいろいろ今後の見通しによつてあるでしょう。そのときに不安を与えないということがますます一番大事なのです。不安がありますとまた不安を呼んで悪い方向に行く、これをとめるのがまず私どもの仕事、最もやらなければいけない仕事だといふふうに思ひます。したがつて、その点について御理解を賜りたい。

それから、不良債権について金融機関は処理をしていないといふような御指摘がございませぬけれども、債権償却特別勘定の積極的な引き当てとか不良債権自体の償却とか、例の二十八兆ベースの数字でございませぬ、これはずつとトレーズできる数字でございませぬ、現実にかなり進んできてゐることはお認めいただけると思ひます。

それから、利子収入の話の御指摘がございませぬ。確かに、私も預金者の一人でございませぬ。私の家族も、預金といふことについては、預金者であります。そういう点からいふと、やはり先生のおっしゃるようなそういう理論といふのもそれは成り立つと思ひますけれども、一方で、中小企業を含めた借り手側、企業側の人たちにとつてみ

ますと、今は、非常に金利が上がつて負担がふえることについてどうだといふ問題になります。したがつて、これは一方的な議論では不十分だと思ひます。一面では真理であつても、他にどうつてみると、それはちよつと困つたよといふことになりませぬ。

それで、時に金融機関のみが利益を受けているような感じがございませぬ、貸出金利も相当下がつておるのです、その点については、一般の企業の方も低金利といふことでぜひ頑張つていただきたいと思つておるのです。

○末松委員 大臣は、コメントはございませぬか。大臣、今の聞いておられませぬでしたか。

○三塚國務大臣 低金利政策といふことから申し上げますと、政府だけではなく、専管の日銀總裁がいふも言われていませぬ、今日の経済的な状況、政府見通しを達成するためにどうつておるつもりですと、簡単に言ひますとそういうことであつて、専管のことではありませぬ、私自身も、不良債権だけではなく、経営の安定性、そのことが雇用にもつながる、またそのことが賃金の下支えアップにもつながる、こういうことの本分で理解を示しておるといふも申し上げておるところであります。

不良債権の問題が明確にならないのではないかと、不透明ではないのかといふ御指摘がございませぬ、全力を尽くしてやつておることだけは御理解をいただけると思ひます。全銀行に客観的な基準において報告をさせる。同時に、それは各行が公開をしておるところ、その集計でお出しをいただいて公表をいたしておるところであります。

改めて、自己査定の部分については、銀行局長説明のとおり、自己査定プラス外部監査を加えてやつておるわけがございませぬ、比較性においてございませぬけれども、その方向は出てきておると思ひますし、また、こういうものを即国民各位に公開をしていく、国会の皆様方にも出すといふことで今後の盛んな議論をいただくことによつて、その議論の中から公開資料がより正確に

なるように、また、必要があればその分析をまたやらなければなりませんし、基準のあり方も、どうなるのか等も論議の中で確立されていくのではないでしようか。今考えられる基準の中でただいまはやっておるといふことであります。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○末松委員 大臣の方はちょっと前の議論についてお答えいただいたのですが、私の方は責任論について話をしたのです。その辺は時間がないので先に進みます。

十兆円の交付国債の財源についてお伺いします。大蔵省からいただいたこの表の中にありますけれども、七兆と三兆を足した十兆のこの交付国債の話ですが、これは赤字国債と同じ機能を持つものなのか、それとも、見合いの資産という意味で、資産に実際にカウントされているのでしょうか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

今先生おっしゃいました十兆円、具体的には、特例業務勘定の七兆円と、それから金融危機管理勘定の三兆円ということでございますが、それぞれこれらにつきまして、例えば破綻金融機関がいつこのように出てくるのか、あるいはまた、金融危機管理勘定で申し上げますと、具体的な優先株等についてどのような需要が出てくるのか、あるいはさらに二次ロスがどの段階で具体的に出てくるのか、あるいはどの程度の金額が出てくるのか、これらについては、実は具体的にはこれから話でございます。

あえてそれらを前提として申し上げますと、今般の十兆円の国債の償還のための財源といたしましては、先生御承知のとおり、国債整理基金特会に所属いたしますNTT株式の今後の売り払い収入、これが優先的に充てられることとなっております。さらに、これに加えますと、国債整理基金特会が現在、九年度末で約三兆円ということでございますが、持っております準備資金、これにつきましてもこの国債の償還に充てられるというこ

とになっております。具体的なこれら金額に加えて、さらに足らざる部分が今後出てくるのかどうか、これは予測はできないわけでございますけれども、仮に足らざる部分が出てくるといういたしますと、これは一般会計からの繰り入れということになるわけでございますが、それぞれその段階におきまして歳入あるいは歳出、これらにつきまして格段の努力を行って適切な繰り入れを行っていただくというところでございますので、先生おっしゃいましたように、これが直ちに特例公債の発行、赤字国債の発行につながるというわけではございません。

○末松委員 NTTの売却益は、これは入っていないのですか。

○藤井政府委員 先ほど申し上げましたように、NTTの売却収入、これはこの国債の償還のために優先的に充てられることになっております。

ちなみに申し上げますと、十年度の売り払い収入見込み額、約四百億円でございますが、これは当然のことながらこの国債の償還財源として優先的に充てられることでございます。

○末松委員 そうしますと、これでは足らないと、これは一般会計からの繰り入れ、これがなかなか難しいという位置づけでいいですか。

○藤井政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、具体的にそれぞれどのような段階で、さらにどのような金額が政府に對しまして預金保険機構から現金償還の請求があるのか、これは予測はできないわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、例えば、優先株の購入に当たりましては適正な価格で購入をされるでしょうし、あるいは不良資産の買い取り等も適正な価格で購入され、かつ回収努力が当然のことながらなされるわけでございますので、今申し上げましたような、当面、三兆円の準備資金に先ほど申し上げましたNTTの売り払い収入等々でもって対応はあられるのではない

だろうかというように思っておりますが、先ほど申し上げましたように、仮にそれで足らざる場合におきましては、その段階で適切な歳入歳出面にわたっての努力がなされるということでございます。

○末松委員 特例業務勘定に入る七兆円なんですけれども、今度は政府保証の話です。政府保証で限度を十兆円にしていますけれども、これが何か一時金ということ、日銀特融の機能と非常に似ているのですか。一時的にお金を払って、そして、それが資産の売却とか債券の売却等によってまた回収されるということ、特に焦げつくことは全くないのであるという説明を受けておられますけれども、日銀特融の機能との関係でいけば、これはどういふふうに違うのでしょうか、お答え願います。

○山口政府委員 日本銀行の特融は、日銀法の二十五条、今度四月から新しい法律だと条文は変わりますけれども、今の法律ですと二十五条に基づいて、信用秩序維持のために必要な業務として、日銀が金融機関等に対して、預金者や健全な融資先などに支障が生じないように資金繰りをつけるものであります。

例えば、北拓の例を申し上げます。北拓が破綻しました。そうすると、預金は入ってきません。それで貸し出しは、やはり取引先との関係もありませんから、日銀特融をつないであげませんとそれこそ店を閉めなければいけません。個別銀行のそういういったときの資金繰りとして無担保で出しております。これが日銀特融でございます。

今回の十兆円の政府保証の借り入れというものは、日銀借り入れ、それから市中借り入れ、両方とも可能でございますが、政府保証をして借りやすくすることもあります。これはあくまで預金保険機構が、例えば買い取り資金、北拓の不良債権を時価で買い取りますね、そのときの買い取り資金を用意しなければいけません。そのための資金繰りに使うためのものでございます。

だから、余り定義的な言い方はできないと思えますけれども、日銀特融の現在の使われ方は、個別の金融機関等に対して、そういう種々の支障が生じないようにしている緊急措置だということでございます。

○末松委員 機能的に、一時金という意味では、これで焦げつくことはないということ、これはそうなんですか。

○山口政府委員 それは、御指摘のとおりです。

○末松委員 焦げついた場合にはこの七兆円の中から支払われる、こういう理解でよろしいですか。

○山口政府委員 おっしゃるとおりです。

○末松委員 そうしますと、原資もないわけですよ、政府保証ですから。別に十兆円に限る必要もなく、これ自体を三兆兆円、五十兆兆円、百兆兆円にしても、焦げつくことはないということ、これは、それはそれで問題ないようにも思うのですけれども、いかがですか。

○山口政府委員 これは、政府の姿勢としまして、いつでも換金できる国債、つまり現金化ができるものを用意してありますということ、国民の皆さんに御安心いただくというスキームでございます。

○末松委員 そうすると、いわゆる見せ金ですよ。だから、そうであれば別に十兆円に限る、何か十兆円に限った根拠はありますか。

○山口政府委員 それは、政府保証の十兆円でございますか、それとも国債……末松委員「そうでございますか、それとも国債……」政府保証の十兆円は、それは預金保険の、預金者保護のための措置であります。破綻金融機関からの不良資産の買い取り資金でございますので、十兆円程度の規模を確保すれば大丈夫だということに考えます。

それから、もう一方の危機管理勘定の方も、それで優先株、劣後債、劣後ローン等の対応が十分できるというふうに考えております。

○末松委員 次に話題を転じて、この公的資

金の投入について、私が最初に述べましたとお
り、まず最小化しなければいけない。そのとき
に、アメリカのRTCのようにきちんとした公的
な位置づけを持った債権回収機構をやはりつく
って、そしてある意味では公的な権力を背景とし
て、例えば警察が国税庁なんかと連携して、それ
で債権回収をきちんと強力に推し進めていくとい
うことが我々必要だと考えているのです。

もちろん、預金保険機構の中に回収体制の強化
ということも副則つきの立入調査権なんかもあり
ますけれども、これであれば金融機関の経営者の
責任に関する調査とか告発義務、そういったもの
がどうも不足しているように思いますが、その点
いかがでしょうか。

山口政府委員 今回の法案で権限をいろいろと
付与をさせていただいておりますが、債権回収の
過程で明らかになってきます破綻金融機関の経営
者あるいは借り手などの刑事、民事責任を厳格に
追及する必要があるということで、その体制整備
を図ります。

組織面でも、預金保険機構内に新しく責任解明
委員会、これは名前はまだ仮称でございますが、
委員が、それから実際に動く機構として機動調査
課、これも仮称でございますが、そういったものを
設置しまして、今先生のおっしゃったところを
きっちりやっていきたいというふうに考えてお
ります。

末松委員 その人数とか予算はどのぐらいのも
のですか、体制的には。

山口政府委員 まだその辺については、今そう
いう体制整備を図ろうとしてるところでござい
ます。もちろん、法案をお認めいただいで、き
ちんとした形でやっていきたいというふうに思っ
ております。

末松委員 今、厳格な責任追及をされるという
話でしたけれども、住専の場合、経営者の責任等
について、実績は、どのくらい責任追及をなした
例がございませうか。

山口政府委員 住専について簡潔に申し上げま

すと、住宅金融債権管理機構による民事上の保全
処分がこれまでに十七件、同機構の告発により競
売妨害等で検査をされたものが十八件というふう
になっております。さらに、今後ともこの責任追
及問題も真剣に取り組んでいくというふうに聞い
ております。

末松委員 ちよつと時間がないので、先に進め
させていただきます。

銀行の負担なんですけれども、民友連でも、銀
行にもきちんと負担を求めようということで、第二
原則で今議論が進んでおりますが、アメリカの場
合、預金保険料率が可変料率で、危機時において
〇・〇から〇・二七％まで保険料率をやっております。
ピーク時であった九二年から九三年の保険
料の加重平均値は約〇・二五％です。これに対し
て、現在の我が国の特別保険料を加えた保険料率
は〇・〇八四％、アメリカの三分の一程度なんで
す。

まず、国民の負担を求めると同時に、銀行業界
にもきちんとした対応をとっていただく、負担を
とっていただくということで、九八年度中の見直
しということがよく言われておりますけれども、
その保険料率の見直しについてはどうお考えか、
お伺いしたいと思います。

山口政府委員 保険料の見直しにつきましては
は、十年度中にその検討を行うこととしたしてお
ります。その際、いろいろなことを勘案して検討
をさせていただきますと思っておりますけれども、
今、米国の例を申されました。

確かに、保険料率という形でのピーク時を見ま
すとそういう結果になります。これは対象とな
る預金の量の問題もありますし、結局、利益との
関係で見るとなると、当時、七倍に上げたとい
きは八％という水準が米国のピークでありました
ので、そういったところを勘案して決めただけで
ございませうが、現在、中小金融機関におきまし
ては、かなりその負担も大きくなってきておりま
す。だからといって見直しをしないと申し上げて
いるわけではありませぬけれども、そういったこ

とも十分考える必要があるということ。
それから、国際的な活動をしている金融機関に
おいては、今、米銀等はもう〇％でやっております。
優良なところは〇％、今はです。それで同時
に、今、競争すべき金融機関が七倍に引き上げた
ということ、これも一つ考慮する必要がある。そ
れから、海外からの保険料負担が金融界にまたか
かっていくということについての信託の問題等も
ある。しかし、そういうことを全部総合勘案した
上で、前も種々の委員会でも御議論ありませう
けれども、十年度中に見直しを検討していきたい
というふうに思っております。

アメリカのように可変的な料率という問題もあ
りますけれども、今の預金保険法は差別的であつ
てはならないとなつておりますので、今一律に
やっておりますけれども、可変的な保険料率につ
いての可能性ということも時々聞かれるのですけ
れども、今、優良な銀行は低くて、悪い銀行は高
くしなさいとなると、かならずこれは逆に問題では
ないかという感じもいたすわけでございます。
ちよつとまだ時期が早いかなという感じをいたし
ております。

末松委員 まだ可変料率については聞いていな
かったのですけれども、では、一応これ、急場を
しのいで、ある程度経営的に安定するということ
であれば可変料率の導入についても検討をしよう
か、今局長の方で、ちよつと時期が早いかなとい
う話がありましたけれども、これは二〇〇一年以
前なのか、それとも以降なのか、その辺はいかが
なんでしょうか。

山口政府委員 これはちよつと何とお答えし
づらい話でございますが、したがいまして、可変
料率という話もよくアメリカの例を引き合いに出
して御指摘がありますけれども、今そういったこ
とをとれる状況ではないように思っております。

末松委員 時間がないので次に移らせていた
きます。

この金融システム安定化特別措置法で、資本注
入についてですけれども、優先株の引き受けで

破綻時の受け皿銀行の資本注入以外の引き受けに
ついては、よくよく考えてみると、どうもこれは
やはり金融機関の救済、貸し流りの対策として
も、理屈的には金融機関の救済じゃないかと思
ざるを得ないのです。一方で政府は、公的資金は
預金者保護に限って使われるのだということを明
らかにしておりますけれども、これとの整合性と
いいますか、金融機関の救済は行わない、そう一
方で言いつつながら、実際は金融機関の救済になつ
ていぬのではないかと気がするわけですね。

言葉を選ぶつもりは全くありませんが、先ほど
から局長は、これはシステムリスクに対応し
たものであるということを余りに強調されますか
ら、システムリスクの場合は基本的に金融機
関がやはりプレーヤーになります。それをやはり
救済していくということであれば、公的資金は預
金者保護以外には使いたしませんというふうなこの旗
頭は、これはどうも使えないのではないかと、そう
いう気がしますが、いかがでしょうか。

山口政府委員 これはせんだつての予算委員会
でも同じような御議論がありましたけれども、総
理も、そういう発言はしていないというお話で
ございましたけれども。

いずれにせよ、公的資金を今回お願いして
おりますのは、システムを守るためでありませ
う。預金者を守る、それから金融の全体の安定性
を確保することによって取引先、経済全体を守る
ということでもあります。

そういうことは、広く言いますと、預金者の保
護であり、また信用秩序の安定のためでありま
して、ひとり預金者保護だけというふうに分けて考
えるよりは、経済全体がそういった形でうまく
ワークして、信用秩序全体が預金者保護を含めて
健全になることが大切なのであろうというふう
に思っております。

末松委員 では、位置づけとして、広い意味で
は預金者保護なんだけれども、狭い意味では銀行
の保護だということな解釈でよろしいですね。

山口政府委員 銀行の保護ではないと思いま

す。これは、銀行が持つている機能を守らなさいいけないというものであります。

○末松委員 ちよつと、余り言葉を遊ばないでください。

要するに、そういう機能を果たしている銀行、その機能を守るためにその果たしているプレーヤーも守るといふことじゃないですか、それは、そうでしょう。

○山口政府委員 手法としては、個別金融機関に對する資本注入という手法はおっしゃるとおりですけれども、その目的が金融機関を助けるためというのではなく、先ほど申上げたように、金融の不安が不安を呼んでという悪循環が起きないように、あるいはそれを食い止めるようにという目的のためにこれをやるわけじゃないですか。

したがいまして、資金を注入しましても、ずっとそれを政府が持ち続けるというものでありません。市場がすぐ現象を起こしている、それが経済全体に悪い影響を及ぼすというときのために、これをやらなさいと経済全体が大変な損失をこうむる。国民全体が困った事態になるということとをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○末松委員 まあ、これ以上言葉をいろいろと弄する気はないのですけれども、ただ、今の答弁にしても、もしあれだったら、ある意味では率直に、プレーヤーである金融機関も救済しながらシステムを守るんだ、それがひいては預金者の保護につながるんだという言い方をすればいいじゃないですか。何かあたかも、実際に優先株を購入するというか、要するに優先株を引き受けてもらった銀行は助かるわけですよ、まさしく。そして、その銀行が本当に困ったときに優先株を政府が引き揚げるわけでもないわけでしょう。だからマクロの善は結局ミクロの善だという位置づけにならざるを得ないと思うのですけれども、どうも今の局長の話、わかつたやうでわからない。もう一回、ちよつときちんと論理を組み立ててほしいと思ひます。

それから、時間がないので先を続けます。先ほどから出ておりますけれども、東京三菱とか三和とか、いわゆる優良と言われている銀行に對して優先株の引き受けが可能なだろうか、銀行が意図なつかいということなんですが、法案では、優先株引き受けの条件として、金融機関等が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至るとか、あるいは金融機関等が破綻し、それが他の金融機関等の連鎖的破綻を発生させることとなる場合に優先株の引き受けを行うとあります。これは先ほどの質問でもちよつと出たのですけれども、私もあえて質問させていたのですが、その基準は、この一月現在において当てはまるというふうにはおっしゃつたやうな気がしますが、それはそういう理解でよろしいですか。

○山口政府委員 まず、状況としてこういう状況でなければならぬ、先生が御指摘いただいたやうな状況のもとでございます。

それから、基準につきましては、最終的には審査委員会がお決めになり、それを公表されます。そのときぜひこの項目は加えるようにというのが法律に書いてございます。だから、詳細にわたつては審査委員会がお決めになる話でございます。

○末松委員 すべての審査委員会の決定事項だやうなことなんですが、銀行局長の認識として、先ほど私が環境を申しましたよ、二点。例えば資金調達が極めて困難とか、あるいは金融機関の連鎖的破綻を発生させる、そういうふうな環境の認識なんです、今現在はその環境にあるとお思ひですかというのが私の質問だったのであります。

○山口政府委員 これは、私見を申し上げるよりは、審査委員会の委員が御認識をどう持たれるかということが大切だと思ひます。

○末松委員 この審査委員会はいつごろできるのですか。

○山口政府委員 まず、この法律をお通しいただいて成立させていただけませんと審査委員会はお立ちできません。それで、もし成立させていただくに我々としても力を尽くしたいと思ひます。

○末松委員 時間がないので最後の質問になるかと思ひますが、その審査委員会ですけれども、もしこれ、優先株を買い取つて、そしてその株がかなり下がつてロスを生じたといった場合には、金融危機管理勘定の中の三兆円の方から処理されるのでしようけれども、そういう場合、審査委員会の責任といひますか、そういう責任といひますか、生じるのでしようか。それは全く責任のない体制なんではようか。

○山口政府委員 これは何のための制度かということをお考えましたときに、これがなければ国民が重大な損失を受ける状況を防ぐことであります。もし値下がりしたら審査委員会が責任をとれといふやうな性格のものではないと思ひます。それで、もう国民の皆様が安心していただき、経済が円滑に進み、貸し渋りあるいは雇用問題等に大きな利益がもたらされれば、それは審査委員会の人たちがどうこう言うべき話ではないと思ひます。

○末松委員 その意味で恣意的でない対応を望んで、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

提案されている金融二法というのは、三十兆円の公的資金投入の枠組みをつくるという重大な内容のものであります。私は二つの問題があると思ひます。

まず第一は、金融機関の破綻処理に当たりまして、財政資金、公的資金といふのを住専以外のノンバンクには使わない、信用組合以外の一般金融機関にも使わない、原則として金融システムの中の負担によって賄つて、こつ言つてきたわけだけ

でも、この公約に真つ向から反している。これが第一であります。

第二に、預金保険機構の特例業務として新たな金融危機管理勘定を設けまして、破綻しない健全な金融機関の資本増強のためにも十三兆円もの公的資金を投入する仕組みをつくらうとしておられることとあります。

それで大臣に、まず前提として基礎的なことをお聞きしたいわけですが、今度の金融安定化法案、ここで資本注入の対象にならないのはどのやうな金融機関か、まずお答えを願ひたいと思ひます。

○山口政府委員 まず考えられますのは、この法律に書いてありますやうに、財務内容等が非常に悪くて破綻が見込まれるやうなそういうものは、もう当然除外されると思ひます。

○佐々木(憲)委員 ここに大蔵省からいただきました資料があります。「自己資本比率の分布状況」といふものでございます。これは平成九年九月末現在のものでありますけれども、これによりますと、大手十九行、このうちで国際活動を行つてい

る十七行というのは、すべてBIS基準八%をクリアしてあります。八から九%が五行、九から一〇%が七行、一〇%以上が五行あります。

常識的に考へて、こんなに体力のある銀行にはこれ以上でこ入れする必要はないというふうな思ひわけですけれども、この十九行、とりわけ十七行、この銀行は優先株購入の対象になるのかならないのか、まずその枠組みとしてこの点をお聞きしたいと思ひます。

○山口政府委員 結果として申し上げますと、それは排除をされておられません。なぜならば、九月份でそうした八%を維持しておる銀行も、例えば昨年十一月ごろの状況を思い起こしていただいたのでございますが、大型の破綻があり、その後ジャパン・プレミアムが一%にまではね上がり

ました。ジャパン・プレミアムはお金を出せば何とか解決する問題です。しかし、資金の供与をとめられ

そうになつた銀行もあります。そうなりますと、各銀行は、これは大手銀行ですけれども、競つて資金を取ろうとするわけです。そうすると、余計にそこに不安感が生じるわけです。したがつて、BIS基準を仮にクリアしていても、そういうことが起こり得るということです。まして、先ほど申し上げましたように、八%を切つたりしますと、本場にクレジットを切られてしまふということもあるわけです。

では、今の状況はどうかといふと、八%が本場にクリアできるかどうかという問題がいつもついて回るわけです。三月末の時点での数字でございませうから、九月末の時点で、今先生おっしゃいますけれども、償却をどんどんやります。そうすると、自己資本は下がってまいります。株が下がるに評價、含みも下がります。時価法をとりますと、そこは償却もしなきゃいけない。したがつて、貸し流し現象と言われる貸し出しの回収等まで出てくるわけです。それは心配になるから

です。したがつて、今先生がおっしゃつた九月末の数字は確かにそうです。しかし、今度の三月末等を見たときに、絶対それが大丈夫かといふことをいつたときに、彼らとしては不安を持つ、その不安感を持たせないためにはあらゆる手だてがあるといふことを示す必要がある、こういうことなのでございませう、アプリアにそういう銀行は排除するといふことではないと思ひます。

○佐々木(憲)委員 結局、大手の十七行、体力のある銀行も排除されていぬ、資本注入の対象になつていぬ御答弁であります。

この金融安定化法の第三条には、発動要件として、自己資本の充実の改善がなければ、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するといふことを挙げています。つまり、こういう体力のある銀行も対象にし、しかもその自己資本の充実を図つてやる、改善しなければならぬ状況に今ある、こういうことでありますから、まさに大銀行支援、大銀行優遇ということになる

と思つたわけですが、それでよろしいですね。

○山口政府委員 大銀行を優遇するための措置とは思ひません。これは、銀行の果たしている機能が広く国民生活全般にまでかかわりがあるからでございませう。それが、自己資本が毀損される、あるいは自己資本比率が低下する現象、あるいはその危惧でもって大変大きな影響を及ぼしているからであります。したがつて、大銀行を助けるためにこの制度があるわけではありませぬ。

それは、手法としてはその銀行に対する資本注入といふ形はとりまされども、そこで私もが守りたいのは、そういうシステムミツグなりス、それで失われる、毀損されることのないように、守らなければいけない我々の国民の生活なり企業活動なり、そういうものを守るためであります。

それは自己責任ではないかといふ御議論もあるかも知れませぬ。それは、自分で調達できればそれはそれでいいわけですが、市場のすくみ現象等が起きたときにそれがうまくいかない。しかもラッシュするのです。不安が不安を呼ぶとラッシュする。ラッシュしたらすくみはよりすくみます。そういうことをぜひ解消しないと、本場に国民全部が困つた事態になるといふふうなことを懸念するからでございませぬ。

○佐々木(憲)委員 手法として個別銀行を通じてシステムの安定を図る。しかし、現実はこの法案の成立を前提として大手の主要な銀行が着々と優先株の発行の準備をしている、劣後債発行の準備をしているといふことが報道されております。中小の金融機関でほとんどこういう準備をしているといふ報道はありません。

例えば、ここに一月二十一日付のある新聞を持つてまいりましたが、「都市銀行、長期信用銀行、信託銀行など国内の主要行は、早ければ来月中旬にも公的資金により優先株や劣後債を一身に発行し、自己資本の強化を図る見通しとなつた。」

都銀の話として、「国際的に広く活動する大手行が足並みをそろへ新制度を活用し、財務基盤を固めることで、金融システムに対する心理的な不安を取り除く効果を期待できる」と述べている。この紹介されております。現実の動きは、大手銀行が中心になって、今か今かといふ口をあけて待つてゐる、そういう状況が現状だと思つて

です。ですから、この法案は来月中旬にもこういう大手銀行が活用できる、そういう法律になつてゐる、そのための法律だといふふうな現実になつてゐると思ひますけれども、そういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○山口政府委員 この法律は、各金融機関が申請を行つた段階で、審査委員会が厳正な審査基準に基づいて引き受けをするかどうかを決めるものであります。

今いろいろな報道という形で御指摘されましたけれども、これはあくまで当該銀行がそれぞれ申請をし、審査委員会が、適合するか、その必要性があるかを審査して決めるというものであります。

○佐々木(憲)委員 今は仕組みの説明をしただけでありまして、現実にはこういう動きがあり、この法案が成立すれば真先に申請をする、これが大手主要銀行の動きだといふ点については否定されなかつたわけでありませぬ。

そこで、山口銀行局長は国会での答弁で、例えば十兆円を使いますと、仮に今の主要十九行に十兆円を全部入れるとしますと、自己資本比率が、私のざつとした計算では一三%ぐらゐになる、あるところでは、十九行の半分に入れば一三%ぐらゐになる、こういう御答弁もありますけれども、国際的レベルからいふとかなり高い方の数字になります。それくらいの高さのものを準備しておけば、国際的ないろいろな横波あるいは横風が当たつても対応できるということが言えるのではないかといふふうな考へております、このように述べておられるわけでありませぬけれども、そ

こで、大蔵大臣にちよつとお聞きをしたい。大蔵大臣も、大体十兆円程度を資本注入すれば主要なところは十数%、一三%、このぐらゐの水準に上がる、こういう感触をお持ちでしょうか。

○山口政府委員 私の答弁を引用されましたので、先に、確かに私は、ちよつと正確に言ひますと、半分の銀行に対してといふことのつもりで言つたわけではあります。

それで、なぜそういう御答弁を申し上げたかといふと、十兆円の用意がある、その十兆円といふのはどういふ考え方なんだといふお尋ねがありませぬので、そうすると、十兆円といふもののイメージがどう皆様方におわかりいただいてゐるかといふことで、仮にこういう形で計算すればといふふうな申し上げたわけではあります。

したがつて、十九行の半分を申し上げましたのが、半分に入ると私が言つたわけでもありませんし、また、それが全部自己資本の充実だけに使われて、貸し付けの方の財源の方には回らないといふことを言つてゐるわけじゃありません。すなわち、十兆円という規模のイメージをわかつていただくために、これくらいの用意をすればいいと思ひますといふことを申し上げたので、何も私は、十九行の半分に入れますとか、あるいは自己資本を上上げるために、これをどんどん高めるためにだけ使つていふことを申し上げてゐるわけではないことは、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○三塚國務大臣 委員は、銀行はどうやら悪者だといふ視點を持つてやられておるのではないかと懸念をお持ちですといふことなんでしょう。

要すれば、今回のことは銀行を救うのでは全くないといふことは何回も申し上げてきております。システム不安を解消していくこと、そして、個人の預貯金を完全に保護するといふこと、これは国の業務であります。不安感が醸成されることによつてさらに不安が不安を呼ぶといふこの事態を回避することが大事、こういうことで申し上げておるわけではございませぬ、要求があれば、監査

委員会がすっかりとした……(審査委員会じやないの)と呼ぶ者あり)審査委員会がすっかりとした協議の中で決定をされることであります。会議の内容は公表されるわけでございますから明確なるわけであります。

○佐々木(憲)委員 私に質問したのは、十兆円を十九行のうちの半分ぐらいいれたいと大体一三%程度に上げる、こういう感触は大抵も同じようにお持ちでしょうかと聞いたんですが、質問に対しては一言もそれにお答えになりません。

私が申し上げておりますのは、結局、大手を中心としてこれを利用するというのが現実に進み、そして、試算とおっしゃいましたが、その試算の根拠には一つの考え方というのがある、それがそこを反映していると思わなければならぬと思つたからであります。現実に、大手六都銀が先行をして申請する見通しだという報道もありません。

例えば、読売新聞の一月十四日、ここでは、「東京三菱、三井、住友、第一勧業、さくら、富士の大手六都銀六行が、関連法案の成立を待つてほぼ同時に、公的資金投入の審査機関が置かれる預金保険機構に申請する見通しだ。」このように言っているわけでありまして、つまり、大手がまさに先行して準備をしている。まだ成立もしていないのに、法案が成立すれば直ちにそれが可能になるように、こういうことをやっているわけですね。

しかも、これに対して三塚大蔵大臣はどのように評価をしているかという点が報道されています。日経の一月十五日付で、「大手都市銀行が公的資金による優先株、劣後債の買取りなど資本強化策に前向きに取り組み始めたことについて「外国にも安心感を与えることが大事」という意味で、大蔵歓迎できる」と述べ、金融システム安定化につながるの認識を表明した。つまり、大手銀行が先行して取り組んでいることについて、大蔵歓迎できる、このようにおっしゃっていますけれども、これは事実ですね。

○三塚國務大臣 先ほどの十九行、十兆円は、機

械的計算によれば一三%、それはわかっていることとありますから原則論を申し上げました。ただいまの私の発言については、記者会見においてさように申し上げました。

○佐々木(憲)委員 大手中心の現実の動きについてはそのとおりであった。そして、それを歓迎した。さあそれでは、このように大手の、つまり国際市場で活動をしている巨大銀行がさらに資本の注入を受けて、そしてますます体力を強めていく、そういうのがこの法案のねらいであります。そして問題なのは、なぜそこに国民の税金が使われなければならぬのかという問題です。

全くこれは私は不公平だと思ふんです。大銀行にはつかみ金が入り込んでくる。しかし国民は、欲しくもない株を無理やり買わされて、負担だけは一方的に押しつけられる、こういうことになるんじゃないかと思ふんです。

○山口政府委員 先生、なぜ税金が決められなければならないのか、これはあくまで優先株の購入とか劣後債の購入とか劣後ローンの供与でありまして、それはロスが出た場合にはそういうことにならざるを得ない、それで何をしようかという目的を考へますと、国がしなければ大蔵に失うことになる経済的な損失をこれを防ごうということでございます。これは大手銀行であっても、三ヶ月末が不安になりますと、とんどん資産の圧縮を迫られていくんです。これをやめろと言っても、それは彼らがそういう行動をとる。安心感を与えてあげればそれがとまる可能性が高くなるわけですから、ひとそれぞれ……。

○佐々木(憲)委員 ロスが出た場合には国民の負担になるというところはお認めになりました。実際に、法案の第三十条を見ますと、取得価額を下回る価額で処分された場合、つまり損失補てんする。損失補てんは結局国民の負担になっていくわけでありまして、ですから、損失が出ないなら初めからこういう条文は必要ないわけでありまして、損失が出るというところを想定して法案がつく

られていた。非常に明確になったのは、金融機関を中心とするこういう体力増強、そういうところに国民の税金が使われ、そして負担は国民に押しつけられる。大銀行はますます資本を増強し、利益だけを受けていく。これでは、もう国民は二重三重の負担を強いられることになるわけでありまして、

これまでも大銀行を中心として投機に走り、パブル経済をつくり出し、その結果、庶民は大きな被害を受けました。そしてその後、長期にわたる低金利政策が行われ、この六年間だけでも家計から約二十九兆円の利子所得が奪われました。つまり、家計からの所得移転というのが大規模に行われました。しかも、その上に九兆円の負担増が行われました。もう国民は二重三重に踏んだりけつたり

の状況にあるわけでありまして、そしてその一方で、大銀行をますます優遇する。しかも大手を中心に優遇するというのが極めて明確になったと思ふのです。

私はこのような国民犠牲の法案は撤回すべきだといふことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○山口政府委員 一言だけ発言をお許しいただきたいと思ひますが、優先株等の売却によって益が出る場合もありますし、アメリカでのRFCの場合、国を救った上でなおかつ益が出たというふうな場合に国民が負担するといふことですね、と申す。○三塚國務大臣 銀行を助けるのではなく、金融システムを安定させる。貸し渋りをなくしたり、回収するなどということのありませぬ金融情勢をつくり上げることが政府として重要なことでありまして、そのために全力を尽くしてこの法律を提出し、御審議をいただいております。○村上委員長 これにて佐々木君の質疑は終局いたしました。午後二時三十分委員会を再開することとし、

この際、休憩いたします。午後零時四十二分休憩

午後二時三十二分開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、預金保険法の一部を改正する法律案、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案及び本日付託になりました内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案を議題といたします。

まず、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案について趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣三塚博君。

法案 [本号末尾に掲載]

○三塚國務大臣 ただいま議題となりました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。政府は、当面の金融・経済情勢に対応するため、平成十年分の所得税について、特別減税を実施することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。この特別減税は、平成十年分の所得税について、定額による特別減税を実施することとしております。この特別減税の額は、本人について一万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について九千円の合計額としております。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成十年二月一日以

後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法によりまして実施することとし、最終的には、来年の確定申告の際に、特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、原則として、平成十年分の所得税として最初に納付する平成十年七月の予定納税額から特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年の確定申告の際に、特別減税の額を精算することとしております。

以上が、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村上委員長 これより各案を一括して質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。ただいま提案されました平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして御質問を申し上げます。

今回提出されました法案の内容では二兆円の所得税特別減税を含んでおりますけれども、これはもう皆様よく御存じのように、二兆円の特別所得

税減税は、昨年三月の通常国会におきまして、当時の新進党が、平成七年、八年と続いてきた所得税の特別減税についての継続法案を提出いたしましたものでございました。そのときには、残念ながら、与野三党に加え、野党の一部も加わって反対をされた、廃案に追い込まれたものでありますけれども、その後一年たつて、景気が悪くなったというよりも、廃案に追い込まれたからこそ、減税法案がなかったからこそこういう事態を招いたわけでありまして、ここに至つてこの所得税特別減税法案を出してくるということについての責任、これはやはりここではっきりとけじめをつけておかなければならないのだと思つていられるものであります。

午前中にも質問させていただきました金融機能安定化のための二法案、これも大切なものではございます。また、所得税の特別減税法案も大切なものではございます。しかし、物にはそれぞれ、その時宜を得たタイムリーな場面、場所というのがございます。それを失した政府の責任、そして、今現在のこの我が国の経済状況を招いた政府の責任というものは、非常に重く受けとめられなければなりません。

そこで、大蔵大臣にお伺いしたいのですけれども、この所得税、税金についての、あるいはその基礎となる経済を見る洞察力のなさ、そして政策の誤り、ここに陥らせた原因について、その責任をいかに明確にお認めになつておられるかを御話しいただきたいと思つております。

○三塚國務大臣 御主張は御主張として承らさせていただきます。

今次の平成九年特別減税は、当時の経済財政事情を踏まえて実施しないこととしたものでござい

す。こういう、予想をはるかに超えた経済の流れの中で、企業の景況感の悪化、また家計に対する不安感、こういうものが出てまいりました。各党が言われる、株式市場のメッセージを聞くと、いろいろ言われるわけですが、それらもしかしと踏まえながら、財政、経済の全体を見ながら、緊急の措置として実施するものとしたわけでありまして、かねがね申し上げておりますとお敏にこれに対応することではなければならぬわけでありまして。

このほか、この特別減税は、法人課税、有価証券取引税、地価税の減税等の内容を盛り込んだ十年度税制改正や、金融システム安定化のための三十兆円の公的資金の活用など、ワンセットでつく

らさせていただきます。小出し、出しおくれと言われましても、議

会制民主主義の中におきましては、手続が大事であります。法律によつてこの確定をいただく、それが国民各位の理解をいただくということにも通ずるわけでございますから、そういう点で、小出し、立ちおくれということではなく、まともな国民の危機を救うためにこのことに到達をしたという、その点の御理解をいただきたいと思つて

おります。これが成立することによりまして、御案内のとおり、家計や企業の経済に対する不透明感を払拭することだけは間違ひありません。また、不安感もこれで解消されるということを期待をしながら、力強い経済の発展を促していかなければならないと思つておるところであります。

責任をとれということ、まさにそのために、政治の原点に戻りまして、御批判を承知の上に与えられたこの仕事をしっかりとやる、こういうこととあります。

○西田(猛)委員 大臣、開き直りともれるような御答弁をいただきまして、私は、肅々とこの減税法案について審議をさせていただこうかと思つたのであります。そのようなお答えをいただくのであれば、ここで二点お伺いしたいと思つた

すね。まず第一点は、私どもはこの減税法案が出てきたことを何も批判してはいるものではないのです。今、批判は批判として受けとめながらおっしゃいました。そんなことは批判しておつせん。遅いと言つてはいるのです。なぜ去年の四月にこの減税ということをお考えにならなかつたのか、これがまず第一点です。

それから、第二点に、その理由として先ほど来あるいは午前中もおつしやいました、いや、予期しなかつたアジアの経済不安だとか、予期しなかつた不況が起こつたんだとかおつしやいました。とんでもない話です。アジアの経済不安、アジアの金融不安は、我が国の金融システムにも大きな原因があつたわけですよ。アジアの諸国に出ていった我が国の金融機関の余りにも逃げ足の速い金融資産が、向こうで資産を形成しないうちにすつと逃げたわけですよ。それが特にタイにおいて顕著に発生してタイの金融不安を招き、それが香港に移行して香港通貨の下落を招いたから、香港政府は金利をばんと上げて株価が急落した、そこからアジアの金融不安は始まつたわけですよ。我が国にだつて原因はあることなんですよ。

この二点について、大臣からのお答えをお聞きしたいと思つて

○三塚國務大臣 ですから、四月に提出をいたしました、なぜそれをやらないのか、こういうことは御批判として承る、こう申し上げたわけであり

ます。それと、アジアに起きました金融不安の速さというものについて、委員御指摘のように、立地しておりました邦銀の貸し流り、撤退、こういうものもあつたことは承知をいたしておりますけれども、それだけではない経済運営の種々の問題もありましたことは、委員も御承知のとおりでございます。

そういう中で、タイ、パーツに発しまして、インドネシア、ルビア、そして香港、そして韓国、こういう状況が出てまいりましたことにかんがみまし

て、当然、アジアは一体でございますから、我が国のマーケットにもその影響は及ぶことは御承知のとおりであります。

そういう点で、この深刻な状態をどうするかといえ、やはり日本がしっかりと、市場の安定、通貨の安定、そして経済の不安感、市場の不安明感からくる不安感、こういうものを解消していかねければならない、こういうことを申し上げさせていただきます。ところであります。

○西田(猛)委員 それと、先ほど蔵相は、この減税法案が成立すれば国民のこの経済等に対する不安は一掃されるであろうというふうにお答えになりました。果たして、昨年の十二月十七日に橋本内閣総理大臣が突如この二兆円の特別減税を公表されたときに、確かに、翌日には株価が、東証株価がいつと下がり上がったと思えます。しかし、その後ずつと下落を続けてきておりました。そのことのマーケットの反応について大臣はどのように御判断されましたか。

○三塚国務大臣 これもいろいろな要素があるかと思えます。橋本首相がマレーシアにおけるAP E C首脳会議、その前のカナダにおける会議、連続して、アジア通貨の不安、このことがアジア全体に及ぼす影響、そしてヨーロッパ、アメリカ、このことも影響を強めるであろう、こういうこと。特に、マレーシアにおけるAP E C会議におきましては、個々の首脳からバイの会談を要請され、またこちらからみずからもバイの会談をしながら懇談をした中で、通貨安定に対する日本の役割、十二分に果たしてほしい、こういうこと。とにかく、これも、日本経済が、日本の市場が安定をしていく、こういうことがアジアの安定、我々の安定にもつながります、こういう点の要請を深刻に受けたことを考えまして最終決断をした、こういうことでもあります。

その結果、株式市場もこれに反応をしてそれなりのアップがあったことは御承知のとおり。その翌日、東食が、日本を代表する商社、食料品商社であります、御案内のとおり、メーンバンク及

び協力バンクの足並みがそろわることが難しくなり、破綻をして会社更生への道、今苦悩されておるわけでございます。

日本のメーンバンクと言われる大きな銀行その他がこれだけの会社について手だてを講ずることができなかったのかということが、市場に大きな不安をもたらしたことは間違いないのではないだろうかという大方の分析を、私は委員に紹介しながら、私もそのことはやはり、全部が全部ではございませぬけれども、一つの理由であったな、そういうことでそう申し上げさせていただきます。

○西田(猛)委員 これは、もう各般のエコノミストの方あるいは世界的な世論にもあらわれておりますけれども、我が国が平成九年中に行いました消費税率の引き上げ、特別減税の打ち切り、その他健康保険制度の国民負担の増加とか等々で九兆円余りの国民負担が増加をし、しかも、公共投資の削減を含んだ九七年度の当初予算で日本の景気は非常に冷え込んだのではないかとこのように思われて、現下の状況が招かれたわけですから、そこへもってきまして、財政構造改革法ができて平成十年度の政府の原案が今のような形ででき上がった、デフレ経済を助長しているということが言われているわけでは。

こういう状況で今の日本の経済が苦しんでいる以上、この二兆円の特別減税、単年度限りというところで本場に景気が回復していくのかということについては、我が国のみならず、アメリカだつて世界的な国だつて、みんな心配をしているところでありまして、我々も、何もここで減税をしてはいけないとか言っているわけじゃないのです。もっと早くにするべきだったし、どうしたらもっと抜本的な、根本的な、我が国の経済を上向かせる方策があるのかということ、今この危機の時期に真剣に考えなければいけないのではないかと、いうことを申し上げているわけなのであります。

したがって、この二兆円の特別減税、これを十

年度以降も何らかの形で恒久化というか制度化というかしていくことを、ここで国民の皆様に対してメッセージをお送りになれば、それはそれなりの効果が出てくると思えます。しかし、九年度限りです、こういう話をすれば、ああ、そうか、そうしたら、手元へ戻ってきた一家庭当たり六万幾ら、何がしの金を、それでは次のときに備えてということ、これまたたんとす預金してしまふということ、消費が喚起されない、消費が興らなければ、またぞろ景気は上向かないわけでありましょう。したがって、大蔵大臣、この減税制度について平成十年度以降にも恒久化する、もしくは制度化することを考えていくということをお話させていただきます。

○三塚国務大臣 これは、ただいまの本会議の総理及び各議員の議論の中で、橋本首相から、そのようにならないよう最大の努力をする、こういうこととございました。私も基本はそうでありま

す。そういう点で、ぜひとも一日も早い成案として実行に移させていただきますよう、これは心を込めてお願いを申し上げます。こういうこととござい

ますので、御理解をいただきたいと存じます。

○西田(猛)委員 ここで、きょうは経済企画庁及び通産省の局長の方にも来ていただいておりますので、同じ政府部内でも来てくださいけれども、それぞれ、経済を企画あるいは産業政策を考へるお立場から御意見をいただきたいと思えます。

今の、蔵相も言われた、あるいは私も申し上げたような我が国の経済状態の中で、この二兆円の平成十年分所得税の特別減税によって、今蔵相が言ったように、果たして本場に日本の国民の皆さんの不安が一扫されて、解消されて、景気は桜が咲くところにはばつと上向しているのかなという点について御意見をいただきたいと思っております。

○江崎政府委員 お答えいたします。

先生御提案の減税の問題でございすけれども、政府としましては、ただいま大蔵大臣がお答えになつておられましたように、現在の我が国の

経済の状況に対応するために、二兆円の特別減税を含む予算、税制面の措置を講ずることとしておるわけでございます。また、いわゆる貸し渡り対策といたしまして、信用保証をあわせて平成九年度に十二兆円、平成十年度には十三兆円、総額二十五兆円の資金を用意する、こういう対策をとるということにしております。また、金融システムの安定化のために、あわせて三十兆円の公的資金の活用をできるようにするということ、で、税制、金融両面にわたりましたさまざまな措置を講ずることにしておるわけでございます。

こうした取り組みなどのすべてが、相乗効果をもたして、消費者のマインドあるいは企業のマインドを好転させるという効果を期待しております。こうした状況のもとではこの特別減税の二兆円も大きな効果を持つものというふうに私も考えております。

○塩谷政府委員 お答えをいたします。

景気の動向でございす、現在足踏みとも言える状態が続いておりますが、昨秋以降の株価の下落、金融機関の経営破綻、アジア経済情勢の急速な変化などを背景に、家計や企業の景況感が低下をいたしております。個人消費や設備投資にも影響を及ぼすなど、厳しさが増しているものと認識をいたしております。

このような事態に対しまして、政府といたしましては、昨年十一月には、経済構造改革を推進いたしまして民間需要中心の自律的安定成長を図る方向で、規制緩和を初めとする緊急経済対策を実施いたしました。それとともに、平成十年度税制改正においては、土地譲渡益課税の重課制度の撤廃、地価税凍結など土地の有効利用促進及び取引活性化のための税制改正に加えて、魅力ある事業環境整備という観点から、法人課税や有価証券取引税等の改革が行われることとなっております。

しかしながら、これらの規制緩和や税制改正につきましましては、法律改正等国会での御審議を経て成立していただくことが必要でありまして、その

執行は春以降となるわけでありませう。

一方、秋以降の複数の金融機関の経営破綻により金融システムに対します信頼感の低下、あるいは金融機関の貸し出し態度の一層の慎重化、アジアの経済危機の深刻化が見られる中で、この一・三・三月期が経済運営にとって極めて重要な時期となると判断をいたしております。

この一・三・三月期という重要な時期におきまして所得課税の特別減税を行うことは、金融システム安定化策などのさまざまな措置と相まって、相乗的に、消費者、企業の経済の先行きに対する信頼感の回復につながりますことから、景気に効果的に作用するとうふうにご考へております。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○西田(猛)委員 この一・三・三月期にこの対策をとることについては、おのおの程度効果が期待できるといふ当然のことのお話ではあると思っております。

それでは、去年の四月にこの二兆円減税を継続するという話が出ていたら、もちろん後ろを振り返って言ってもわからないのですけれども、その効果のほどについて、今と比べてどのようにお考えになられるか。これは産業政策局長、いかがでしょうか。

○江崎政府委員 私も、作業としてそのようなことをやっておりますので、今ここで断定的なことを申し上げるのはちょっと差し控えたいと思っております。

○西田(猛)委員 作業としてということだそうですけれども、しかし、政府のこれからの財政あるいは経済運営、産業政策のあり方について私たちは今ここで真剣に議論をしているわけでありませう。

そこで、午前中からもお話がありましたけれども、金融二法案、これは、例えば橋本総理大臣は衆議院の本会議での答弁の中でも、今回の法による二兆円の特別減税の復活の措置、それと三兆円の金融安定化対策によって春ごろには景気が回復してくるだろうと述べておられるわけですから、

ども、これについては、私たちは、実は逆なのはないかなというふうにご考へているわけですが、

実は、経済、景気の悪化がそれぞれの金融の危機を招いてきたのだというのが本因であるというふうにご考へられているわけですが、九兆円の国民負担を増加した、そして公共投資削減を含む本年度のデフレ予算、それらと、財政構造改革法に従って支出が削減される来年度以降のデフレ予算、これらが相まって我が国に大変不況を招き、それが金融危機の原因にもなっている。したがって、今申し上げたような国民負担の増加、それから本年度のデフレ予算、これらを修正して、我が国経済が今陥りかけているという自主的景気後退のメカニズムに歯どめをかなければ景気は向上かないだろうし、そして金融危機も回避されないのではないかと、この危険を持っているわけではあります。

したがって、我々としては、二兆円の特別減税、それと、いろいろな法人税減税等々のワンセットはあるというお話ではございます、金融二法案による三兆円の公的資金の注入ということもありませう、しかしそれだけではまだ不十分だ。これは、金融二法案のときのいわゆる右側の危機管理勘定の方でも申し上げましたが、十三兆円というものは本場に必要なのだろうか。逆に言うと、十七兆円の方は本場にそれでいいんだらうか。使っていくところに使って、やるべきところにするというところが、先ほど来大臣が言っておられる政府の責任なのではないのかというふうにご考へるのです。

ですから、我々は、政府がやるべきことが、これはない、これもない、そういうことを云々言っているのではありません。四月のことを云々言っているの、そのときの責任を持って云々しろというのを云々言っているのではありません。私は、この減税法案とか金融二法案については、大変大切な法案ですから、いわば政争の具にはしては行かない、このことをもって政治の中に引き込んではいけない、これを我々は爾々と国民の皆様のため

のために議論をしていくべきだと思っております。

しかし、あの四月の時点にやっておくべきだったんじゃないかというご考へは、今の内閣がしなかつたことなんですね、今の内閣がしなかつたことを今にやります。しかしながら、朝も申し上げました、不良債権の額もまだ確定できない、十七兆円で十分ですよと胸を張っているけれども、それじゃ、これ以上お金を使うことは、公的資金を使うことは絶対ないのですと午前中の終わりに私は大臣にお聞きしましたら、そうならないように努力したいと、やはりまだ確たる言明はないだけなかつた。そうすると、また次の時点になつたら、一・三・三月期、危機を超えた、じゃ、四月になつて、また、いやいや実は不良債権がこんなにあります、ちょっとと国民の皆様さんお願いしたいとまた出てくるのではないかと。

あるいは、世界のマネーマーケットにおいて、個々の金融機関が資金を取れないということよりは、日本の企業である、日本の金融機関であるということにおいては、もう既に信用度が下がってきているというご考へにゆゆしい事態になってきているわけですね。私も、ここで思いついて、この危機を契機として、奇貨として、抜本的な対策をとる、今までの繁栄を続けるために我々は変わらなければいけないのだということをご申し上げていられるわけなんです。

したがって、私も、既に皆様方報道でよく御存じかもしれませぬ。しかし、もう一度よく見ていただくために、私も、今自由党が主張している減税法案についてお話を申し上げたいと思っております。

まず第一に、二兆円のみならず、総額で、総額の話は後にしますけれども、四兆円の法人課税を軽減したいと思っております。これは実効税率を、国、地方合わせた四九・九八%程度を四〇%程度に引き下げる。

それから、第二に所得課税の最低二兆円減税であります。これは最高の限界税率、現行六五%を

五〇%に引き下げる、そして税率をフラット化して簡素化していくというご考へでありまして、これは制度的な減税として導入をしたいと思っております。

そして、三番目に有価証券取引税、それから地価税、土地譲渡益の重課税の凍結、不動産取得税、登録免許税の軽減を行いたい。

そして、四番目にはNPO、ノンプロフィットオーガナイゼーションの寄附金に対して所得税控除を行い、国民の皆さんが税金を納めてその所得再配分機能を政府だけが得るのじゃなくて、国民の皆様それぞれが、ノンプロフィットオーガナイゼーションがみずからの意思で、ある意味で自分が納める税金の一部を公共のために使っていくというふうな制度をつくって経済を活性化していきたいというご考へでございます。

以上のような私の減税法案で、最低でも六兆円、合計では十兆円の減税を視野に入れておるわけでございます。

財源という話が出てくると思っております。財源は、まずもって今や七十七兆円になんたんとする国の予算、これの洗い直しと見直しとかがいふことではなくして、もう徹底的な組み直しによって不要不急の予算の部分削減していく、そのことによってこの減税等も可能になっていくし、公共投資もいろいろと見直していけるのではないかと、うに考へていられるわけでありませう。

私も、建設的な提言を行っていく政党としてこのことを今後とも強く主張していきたいと思っておりますし、この二兆円の今の時期での特別減税ではもう無理だ、足らない、四月だった、去年だったらまだどうだったかわからない、それはもちろん九兆円等々の国民負担の削減ということとセットでありましたけれども、ということをご考へております。

この私どもが今申し上げました六兆円、最高にしても十兆円程度の減税規模について、まず大蔵省の方から御意見を賜りたいと思っております、いかがでしょうか。

○薄井政府委員 御存じのように、税金が何のためにあるかといえば、行政サービスの財源としてあるわけでございます。そうしますと、国民の経済力なり国全体の経済力に応じて適切な負担というものを考えなければいけない、トータルとして、あわせて、そのトータルをどのように負担していただくかという公平の観点からの各税目間の構成ということを考えなければいけないと思っております。

そういう観点から今の御指摘を分析いたしますと、現在、日本の租税負担率は二四・五%でございます。ヨーロッパに比べて一〇%も低い、アメリカよりも低いわけです。そのもとで赤字公債を上乗せして歳出を拡大しているわけです。したがって、この六兆円とか十兆円という減税ができるような税負担を今していただいている状況であるかどうかということについてまず考えたいと思います。

もう一つは、各税目ごとにはいろいろな考え方があると思います。私も所得課税、個人と法人がございませうけれども、それぞれについてこの時代はこれでいいのかということもいろいろと考えております。したがって、今回もいろいろと改正させていただいておりまして、方向性としては、個人所得課税の最高税率の軽減といったようなことは、政府税調も含めて全体として考えられるときにはやりたいなと思っております。ごさいませう。

ただし、今申し上げましたように、日本の税負担率あるいは所得課税の現状というようなことを考えたときに、今回提案させていただいているところがざりざりであって、景気対策ということからは減税すればするほどいいに決まっているように私は思いますが、税が何のためにあるかということも含めて考えていただきたいと思います。

○西田(猛)委員 経済企画庁、お願いします。

○塩谷政府委員 ただいまの御提案につきまして、一つ、有価証券取引税と取引所税の廃止

地価税、譲渡益の重課税の凍結等々は、政府といえども十年一度税制改正の政府案にかなり盛り込まれていると思っております。

それと、もう一点、特別減税か恒久減税かということでございますが、一時的な減税と恒久減税の効果に開いて申し上げますと、その実施の時期でありますか消費マインドに及ぼす影響などをどう見るかにもよりますけれども、一般的には恒久減税の方が消費に与える影響が大きいというふうには考えられます。

しかしながら、今主税局長もおっしゃっておりますように、恒久減税にはそのための恒久的な財源をどこに求めるのかという問題が存在をいたしておりまして、今の御提案であります歳出削減ということであるようでございますけれども、そのタイミングとか規模等によりまして経済全体に与える影響は異なるというふうに思っております。

したがって、特別減税か恒久減税かというその効果の違いを一概に申し上げることは困難であらうというふうに思っております。

○西田(猛)委員 通産省にもちよつと。

○江崎政府委員 税制改正の御提案でございますけれども、現在御審議をいただいております税制改正におきまして、平成九年度の二兆円の所得税、住民税の特別減税のほか、平成十年度におきまして、法人課税の税率の引き下げですとかあるいは有価証券取引税と取引所税の半減、地価税の課税の停止あるいは土地譲渡課税の停止などの思い切った内容が幅広く織り込まれているというふうに思っております。

私も通産省としましては、これらの措置が当面の景気対策として有効だというふうに考えております。また、我が国の中期的な経済構造改革を進める上でも大きな効果を発揮するということも考えております。

御提案の減税案でございますけれども、これらの政府の提案の措置に加えてさらなる措置を講ずるものというふうに認識をしております。先ほど来御議論がありましたけれども、この財政構

造改革との整合性などにも十分配慮する必要があるというふうに考えております。

法人課税の問題でございますが、これにつきまして通産省としては、今後の経済の活力を維持していくためには法人課税の実効税率を国際水準並みにしていくということが重要であるというふうに思っております。

平成十年度の改革は、その一環として法人税率の引き下げを行うというものでございますが、今後さらに国際的に魅力のある事業環境をつくり出していくということを目指しまして、経済構造改革を進めていくという観点からは、地方の法人課税の改革を初めとしまして引き続きこの問題について検討を行っていく必要がある、このように考えております。

○西田(猛)委員 それぞれの三省庁の局長さん、本当にお忙しいところありがとうございます。

もちろん政府内部でありますから、私どもの提案に対しての方がいいというお答えはきつと出ないわけでありませうし、今政府として提案しておられるこの平成十年分の所得税の特別減税、これで効果が出ると思っております。お答えしませんが、これはもうそのとおりでございます。しかしながら、今経企庁の局長も言われたように、恒久化するの特別なところにはそれそれやメリット・デメリットがあるよというふうなお話もあります。したがって、これは主税当局のみならず主計当局においても、政府全体として一度真摯に御検討いただきたいということとを私も自由党は御提案を申し上げたいわけなのです。

何も、国会の場合は政府から出てきた法案をああだこうだ言う、最後は数でばんと、もうこれからそういうことではない時代ではないかなと私どもは思っております。私も新進党をつくったときにも、やはり国会の場で政権党とオポジションが議論をする、その中でいいものをつくっていく、それが本当の国民のために開かれた選択肢を与える国会ではないかということを提言してまい

りました。なかなか不幸にして政治状況はそれを許していない現下でありますけれども、私どもは肅々とこれからもあらゆる提言を行って、そしてそのことを政府の皆さんにも考えていただいて、そして今皆さんがお持ちの案のいろいろな差を考えていただきたいと思います、そういうふうに提言を持つていきたいと思っております。

そこで、時間が参りましたので最後に大蔵大臣にお伺いしたいのでございます。これはいろいろ議論がありました類質副長官が米国でどういふことをおっしゃったとか、あるいは加藤一自民党幹事長が財政構造改革の目標年次を少し先延べしてもいいのではないかと云うようなことから、我が国の株価が、若干、きのうは下がりましたが、六日連続したり、円が高くなっております。これらは間違ったマーケットの価格形成になつていくおそれがあるのではないかなというところも踏まえて、大蔵大臣にここでひとつ、これからの日本の経済それから金融に対して、大臣の、きょうでもうこの減税法案の審議は終わりでございませうから、少し国民に対するメッセージを最後にいただきたいと思っております。

○三塚国務大臣 昨日、ルービンさんのスピーチが外電で入ってきて、若干解釈をめぐって、内閣主導を要請したのではないかなと言われておりますが、それはそれとして、なかなかいい言葉だと思いましたが、弱い日本はアジアにとつても幸せなことではない、強い日本がアジアにとつてもプラスだろ、日本国にとつても利益である、大変含意のある言葉を並べております。

日本経済の現況ということになりますと、やはりそれだけASEANからも期待を持って、首脳も私もカウンタートパートから強く要請を受けているところでもあります。

往年の実体経済が反映できる状態に日本が早く復活することが大事、こう思っております。いろいろ御批判があつたことに対し、政治の原点を踏まえてやるべ

きことは何でもやらなければならぬという、危機的な状況、深刻な経済を受けとめてスタートを切っておることだけは御理解をいただきたいと思ひます、そのことによつて、ただいま委員御指摘のように、いいものはいいものとして取り進める、こういうことでもありますので、ぜひともそういう形で、一日も早い決定がなされて実施に移されていくということでありまして、経済の支えがでさまりまして、正直言つて、三月危機と言われること、これを乗り越えることができるのではないだろうか、こう思つております。

神頼みではなく、ワンパッケージで、それだけのものをつくらせていただきましたが、国会の協賛を得なければ実行できません。こういうことの中で、協賛を得て実行ができるということにならさせていただきます。我が国経済もその辺から不安感というのが解消をされつつ前進をしていき、国民各位の安心感にもつながるのかな。手前勝手なことを言つたと言われる方もあろうかと思ひますが、ここまで参りますと、率直に心憎を吐露して申し上げました。総力を挙げてこれを押し上げていく。これは、今提案をしておる諸法案の成立を期していく、そして年度予算を年度内に決定をいただくことが極めて大事、制度改正、税制もまたしかり、こういうことでもあります。

いろいろ御要望がありました。党対党の中で御協議をいただくことにもなるでありましようし、政府もそれぞれ、政策提案というのは、門前払いなどというところは政党政治にないわけでありまして、真摯に分析をしていくというのは大事な心構えでなければなりません。そういう意味で、二十一世紀に向けて、新しい政党政治のあり方なども模索をされるといふことは大蔵大事だし、そのことを御期待、また私も政治家の一人として努力をしなければならぬのなと思つております。重ねて、今回御提案をさせていただきます安定化法二法、税制、補正予算、よろしくお願ひを申し上げます。

○西田(猛)委員 我が党の減税案についてもよく御検討いただくことをお祈りしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○坂井委員長代理 次に、並木正芳君。

○並木委員 改革クラブの並木正芳でございます。統一会派としては平和・改革ということでやられていただいておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

減税法案の方はきょうで審議が終了する予定であるということですので、そちらを中心に、三十九分という時間をいただいておりますので、質問をさせていただきますと思ひます。

日本は大変外圧に弱い国だと言つておられるけれども、今回の減税ということにつきまして、御案内のとおり、橋本総理が、ASEANの非公認首脳会議、こうしたものを踏まえて、アジアの経済不況というのは大変深刻である、そういう認識のもとに、大変すばらしい言葉ですけれども、世界恐慌の引き金を日本から引かないというやうなことでこの減税に踏み切つたということでありまして、この辺について、総理はそうした会議に出て初めてこの深刻さをおもひに感じましたというところで、そうしたことから逆に考えますと、大蔵省初め日本というのは、もつと今の景気に樂觀的な見方をしていたのかなというふうにとれないこともないわけでありまして、その辺についてはどのように三塚大臣は考えてきたのか。そして、まさにそのアジアの状況を現場で感じなければ今回の減税が出てこないというやうな状況についても、大蔵省としてどう考えていたのか。その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○三塚國務大臣 このアジア通貨不安につきましては、タイのバーツが不安定になつてきた、こういうこと、これがスタートです。デンバー・サミットも一緒でありましたので、アジア通貨の問題、期せずして話になりました。それで、橋本首

相も、タイのバーツが不安定なようだが心配だな、ぜひフォローして協議していこう、こういうことで、そこが始点であります。

その後、御案内のとおり、タイ・バーツが不安定になり、我が国が中心となつて東京会議を開き、安定への一つの布石を立てていただきました。返還から一國二制度でスタートを切つた香港が、次に不安定の形になりました。インドネシア、フィリピン、マレーシア、表面化しませんでしたけれども、そして韓国、こういう諸状況の中で、アジアの中の日本でございます。

あれだけの提携と綿密な連携ができたアジアとASEAN、こういうことで、経済も彼等の輸出入の中で大きく影響し合うわけでございます。すし、ポテンシャルの高いアジア、二十一世紀は間違いなくアジアの時代と言われる中の、昨年の夏以降のこの不安定というのは、委員も御言及をいただいております。大蔵委員の方々はほとんどそういう点で共通の御理解があつたと承知をいたしておるわけでございます。そこが起点でありまして、いわゆるマレーシア・クアラ Lumpur における首脳会議が、深刻なきわめつけのミール・ティンクであつたと承知をいたしております。そこが決心の基本、こういうことだろと思ひます。

○並木委員 大蔵省としてもその深刻さを常々感じてきたというやうなことがあると思ひますけれども、結果、橋本総理の決断があつたわけでありまして、大蔵省として財策路線を進み始めたというときに、まさにこの二兆円減税が突然に降つてわいたということも考えられるわけなんですけれども、この辺の整合性については、大蔵省としてはこうしたものも織り込み済みで考えていたのか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○三塚國務大臣 これは全く、青天のへきれきという言葉がありますが、財政構造改革法、長い論議の中で成立した直後、その時間のたないところであります。大蔵省は、大蔵原案をつくる

ために各省の概算の最後の査定の見直し等についての作業中でありましたし、基本方針は財策法の条項に従つて取り進めておるわけでございます。

それともう一つは、税制、政府税調、特に政党政治という観点で自民党税調がスタートがいつても早いわけでございますが、最終案をつくり、与党三党の協議で税制の基本というのを政府に、議院内閣制の中で出してくるわけでございます。これで本年度減税はおしまひという、ほつとしたところで特別減税、十七日早朝からスタートを切るわけでございます。金見で表に出るわけでございますから、率直に言ひまして、大蔵省にとりまして青天のへきれきという感じでありました。

十七日の早朝、橋本さんから伝達を受けまして、私もアジア状況、それと日本経済の停滞、不透明感というのについて危機感を持つておりましたし、総理がそこまでをかけて決心をしたということであれば、大蔵大臣としてこれをサポートするのは、政治家として、主務大臣として当然だということ、早速事務次官、関係局長に伝達を申し上げ、ぎりぎりのところではあるが全力を尽くしてくれ、こういうこととお願ひした、指示をしたというのが現況であります。

○並木委員 そのやうな形で二兆円減税が行われるという運びになつていくわけなんですけれども、橋本総理も、これで決め手だとはおっしゃっていない。これ以上追加策を打たないで済むやうになればいいなというやうな、あいまいとも言える表現で本会議でもお答えをされていたわけなんです。

そういう中で、これまた外圧と言つてよいかもされませんが、額賀官房副長官がアメリカに行つて、事のいきさつはすべてつまびらかではないわけですが、追加策を既に考えていくというやうなお話もあるわけなんです。大蔵省としては、この新聞等、副長官の、まあ取材の事実関係はともかくとして、その辺についてはどういふふうにか考へているのか。二兆円で効果はありませんでした、だからまた水を差します

ということでは、まさに焼け石に水という言葉がありすけれども、その焼け石をみすからつくっていつて、それで水をやっていくということでは仕方がないのだと思います。

経済政策、私どもが申すまでもなく、やはり先手を打っていかねければならないわけでありすけれども、その辺について、額賀副長官がアメリカに答へたらしい言葉、それと大蔵省の今の考え、それはどうなんですか。

○三塚國務大臣 それは、朝日の夕刊に先週末出たことをきっかけにいろいろ取りざたされるようになりまして、私のところには、朝日の夕刊に記載されて、三塚大蔵大臣、お読みになりましたかというので本人から直接電話がありました。副長官から、いや、まだ見ておらない、正直言つて見せておりました。すぐ取り寄せて見ました、実はこれは事実無根であります、私は本音から大蔵大臣には申し上げます。早速、茨城に、実家の方に用事があつて行つておられたようで、これから東京に戻つて、官邸詰の記者団に来ていただき、実態をお話をし、真実でないということをお訂正をさせていただきます、こういう電話でございます。

額賀副長官と私、まあ官房長官もそうですが、財政構造改革法成立までのお互いの努力、そして予算編成、システム安定のための法律、官澤本部長を中心に党の各位が真剣にこれまた論議をいただいでいる中でございますし、そういうことで、これをぜひひとつ、次、この国会において御理解を得て、成立を期さなければならぬ、こういうことでありまして、私は額賀副長官のその話をまともに受けました。

額賀副長官という人の人物論ではありませんが、極めて誠実な方でありすので、大変だろうけれども、しっかりとあなたの真意を記者団に理解をいただくように頑張ってくださいと、その旨担当局長に私も、こういう伝言がありましたよ、秘書官を通じて官房長にすぐ伝えてくれと、こういうことであります。

○並木委員 額賀官房副長官は前大蔵委員長でもありますので、そのお人柄は知つておりますが、私が質問しているところは、必ずしも言った言わない、これまた国会というものを重視するか軽視するかということでは、それはそれでゆゆしき問題であるわけでは、しかしアメリカがさらなる追加策を求めているという状況は現にあるわけでは、その辺のいきさつから言つた言わぬのことにしたのかもしれませんけれども、やはり二兆円のこの減税では不十分であるという認識が内外ともにあるわけでは、それに対して大蔵省が、つまり、この効果をしばらく見ながら対応をとるといふ姿勢でいるのか、やはり即応態勢として次なるものを考へているのか、そういうことをお聞きしたいわけでは、

新年度予算、これからまた論議があると思ひますけれども、その中でも法人税の減税あるいは有取税の半減とかこういうものも盛り込んでいくというような内容をお聞きしております。先ほど西田委員の方も、四〇％ぐらいまで実質法人税を下げられないか。私どもも、その辺については、法人の、企業活動を活性化の上でもその辺はどうなんだろうという主張もあるわけでありすけれども、そうした次なる策というのを今の新年度予算に盛り込む、そういうものだけで考へているのが現状なのかどうか、それをもう一度確かめたいと思ひます。

○三塚國務大臣 また同じ答弁になつて恐縮です。

橋本さんが言われるとおり、また私も財政を預かる者として今日まで参りましたのは、後世に借金や繰り延べをして積み上げていくことだけは、何としてもこれはやめなければならぬ、世代間ギャップを埋めることによつて国民が一体となつていくためにも大事なことで、少子・高齢化時代に対応し、人生の幸せを全うできるような福祉国家、こういうものが根底にあると言ひ続けてきたわけでございます。よつて、危機的状況の認識の中で、システム安定特別措置法であります、提

出をさしていただき、御審議をいただく。

その枠組みが交付国債十兆、そして政府保証二十兆。預金者保護とシステム安定のための段取りをさせていたいただきました。貸し渡り対策で二十五兆、二年度にわたる体制をとり、政府関係機関のフル動員で中小、中堅企業の皆様への融資の道を確立をしよう、こういうことであり、制度減税八千四百億でございますが、これまた来年度をにらみながら、十一年度税制改正をにらみながら、グロバルスタンダードにこれも仕上げたい。

こういうパッケージの経済財政運営方針を出さしていただいておりますので、取り進めさせていただきます。これは深い御理解をいただき、取り進めさせていただきますように。これが必ず私は日本経済の下支えになり、国民各位の不安感、この解消に向かいまして、御家庭、企業の動向が上向いていく、こう思つております。

○並木委員 大臣にも一度お聞きします。証券市場の動きを見てですが、二兆円減税では一時株価も上がつたわけですが、またすぐに落ちていってしまった。さらに、今のいわゆる株価、これはある意味では、一万五千円を割る、そういうところからすれば良好な水準に戻りつつある、維持しつつあるというところなんですけれども、これはまさに次なる追加策、景気浮揚策を期待して、あるいは額賀官房副長官が、これは事実かどうかというのはまだ明らかではありませんけれども、アメリカに対して答へたというふうな報道、そういうものも踏まえて株価が維持されているんじゃないかというふうに考へるわけでは、そういうことからしたら、市場は明らかに次の策を要求しているんじゃないかと思ひますが、その辺について、市場の動きについてどう考へるんでしようか。

○三塚國務大臣 並木さんも相当詳しい方であることは知つております。私は余り詳しくないのでありますけれども、財政、経済、金融、こういうことで、担当でありますから、勉強させていただいてきました。

さまざまな要素でマーケットが動くことはおわかりのとおりでございます。同時に、さまざまなメッセージを出して行くのもそのとおりでございます。主管大臣でありますから、具体的なことは、財研の記者各位その他の記者の皆さんから聞かれまして、講演でも、私はそのレベルに言及したことはございません。

そういうことの中で、市場は市場の動き、無残にして残酷なほどきつメッセージを出して行くわけでありすから、またマインド、こういうことにもなります。そういうことに、政府として、大蔵大臣として何がやれるかということ、冷静な態度の中でやるべきことは一つずつ積み上げていく。しかし、小出しになります。どうしても議会は、法案提出日というのは、御案内のとおり、予算関連、予算非関連でも、議員立法以外は三月の上旬まで出せとか途中からは認めないとか、こういうことであります。

そういう中で、メッセージを分析をしながら、エッセンスで、集約して言へと言われれば、不安感であります。経済の不透明感であります。この不安感と不透明感をどうやって解消するか、ここに視点を合わせまして、党とも相談を申し上げ、官澤本部長とも協議をさせていただきながら、安定という法律、党においておつくりをいただき、政府提案でしなければなりませんから、事務局、この法律の政府提案としての法制局審議を終えて提案をさせていただいたということでありす。

今度は自身の考へ方でありす、マーケットは着実にこの努力を理解をしてきておられるのではないだろうか。安定化法は二つで、いろいろ御議論、午前の審議でもございました。それはそれとして、それだけの決心をして、交付国債、そして政府保証、両特別勘定に十兆ずつきつちり配置をした。これは内閣、政治の全責任で勝負に出るわけでございますから、これをやることで必ず安定への道が出る、こういう信念で出さしていただいております。

それと、補正予算、一・五の国庫債務負担行為をぎりぎりいっぱい加えさせていただきました。制度減税も、私も政治家の一人としていろいろと連携をとらさせていただきましたし、考え方を党の責任者の各位にお話し申し上げました。グローバルスタンダードという、ビッグバンとそれから法人税等の話についてお話をさせていただきましたところであり、大蔵の関係当局の諸君もそのことについて、それぞれ税調の各位、また安定化本部の各位とのミーティングをいたしたところであり、経済界に対しても、それぞれに代表の方に私からも説明を申し上げ、事務方からも説明を申し上げるという努力をいたしました。決してペーパーカンパニーではない形でありま

しかし、これ、法律になりませんければスタートを切れませんのでということであり、マーケットは少しずつこの真剣なことに御理解をいただきつつあるのかな、こう思っております。先生方から、そういう意味で、どうやら政府も命がけになつてきたというアドバイスをいただきましたと、それが信認のベースにプラスになるのではないでしようか。

大蔵委員会で政党内士の議論でありましたので、あえて申し上げさせていただきました。
〔坂井委員長代理退席、井奥委員長代理着席〕

○並木委員 率直に言つて、今、二兆円はたんとす預金になってしまふ、こういう報道等も盛んにされていくわけであり、我々は、ここまで消費マインドが冷えてしまったという実態を踏まえる、思い切つて、法人税も含めてでございませうけれども、六兆円規模の減税をしてはどうかというような提案をしていくわけでありませう。

これに対しては、確かに六兆円規模の減税ということになりますと、まあ財源の目標年限二〇〇三年には当然GDP三%のラインを守れないというふうなところから、恐らく今の時点でそういうことにこだわれば是とするわけにはいかないとい

うような考え方もしれませんけれども、むしろ、このデフレギャップによる、あるいは消費税等の増税、国民負担増による消費マインドの冷え込み、こういうことからすれば、やはりもう一度成長軌道に乗せていくために、これは思い切つた減税の方が、将来的には税収もふえて、財源路線にもあるいはなつていくだろう。ここでむしろ減税を、荒療治かもしれないけれども、あえてすることによつて、日本の税制における累進性の問題とか所得税における累進性の問題、さまざまな形で税制の改革等も、あるいは構造改革として進んでいくんじゃないか、このように思うわけ

六兆円減税ということは盛んにもうお聞きになつておられるところだと思つておられます。大臣からのコメントをお願いしたいと思います。

○薄井政府委員 経済の成長が非常に大きく、税収がかなり出てくるという中であつて減税をしながら構造改革をしていくというのは、一つの方法だと思つておられます。かつて日本もそういう手法をとつてまいりました。

ところが、残念ながら、現在の日本の税収の動向を見ますと、先ほども申し上げましたけれども、国民所得に対しては、地方合わせて二四・五%でございませう。アメリカよりも低いわけですよ。ヨーロッパに比べて一〇%、まあ、五%なり一〇%低い。そういう実情を踏まえていかないと、今後、私どもの子供たちの時代あるいはそれから先を考えたときに、お金の要る状況になつてくるわけですよ。そういうときに、今の経済、景気対策とのバランスをどう考へるかというときに、その両面を考へていただかなければならないと思つておられます。

もう一点申し上げますと、所得課税のフラット化というのは、私は方向だと思つておられます。ただ、それならば、アメリカとかイギリスの所得課税を見ますと、そちらの国の出だしの所得税率というのは一五%とか二〇%、また、課税最低限は日本よりずっと低いわけですよ。つまり、税率

の低い、上のところだけをまねしますと、日本の所得負担というのは極めて低くなつてしまつておられる。そういうことでは、私どもが、国民が求めている行政サービスを賡もつていけない、今も賡もつていけないわけですから。

そういうことも考へながら、一方で、経済も大事です。そのバランスを考へていくと、小さいとは言われませんが、精いっぱいのものである。また今後、経済の状況次第でいろいろ考へるということもあつても、これを税だけで考へるのかどうか、いろんなことを考へていただきたいと思つておられます。

○並木委員 今のよう、アメリカ云々とかいふお話も比較しますと、まあ痛い部分もあるわけなんです。これは四だとか二だとかいふ大混乱もありませんので、もとの三%というのは、これは既にそういうコンピュータの經理的なプログラミングもあるものから、もう一度もとに戻したらいかがかというような提案をさせていたいただ

もちろん、今、薄井主税局長のおっしゃつたように、将来的に高齢化あるいは少子化社会というのを考へますと、こうした消費課税、間接税を大きくしていくというような考へ方も、我々は容認するところなんです。しかし、今のこの消費マインドを何とか上向かせなかならない、そういう点においては、直接的にむしろ効果があり、なおかつ物を買つていただくことによつて税収も結果的には多少なりとも上がつていく、こういうことで、消費税をもとに戻したらいかがかと。これは別に一年間ということではなく、一年なり二年なりということになるのかもしれないと思つておられます。

○薄井政府委員 もともと、平成元年に消費税を導入させていただいたときの御議論を私も思い返しますと、あのときあれだけ国民的な御議論を経ながら、やはり必要だ、間接税にある程度負担を求め、そういう手だてで日本の税制の中にき

ちんとないところからの日本がうまくいかないというところに入れておきたいわけてございませう。

記憶が間違つておられるかも知れませんが、金の、国税の中でいわゆる直接税に依存している部分が、当時七四・五%ございませう。これはちよつと行き過ぎである。間接税の国にすることはないと思つておられます。間接税から間接税に負担を移してもいいんではないかということ、国民的な御議論を呼んでしまつたわけですが、ことし、平成十年の今回提案してある税法によりまして、これがたしか六三%ぐらゐまで下がつてきておられます。いわゆる直間比率がこの十年間で一〇%ほど直接税から間接税に移つておられるわけですよ。

それにしても、まだというのはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、六三%は直接税に頼つておられるわけですよ。したがつて、所得減税あるいは法人減税ということをおっしゃつておられると思つておられます。

にもかかわらず、消費税について、これを景気対策という短期の対策のために三に戻すとした場合、景気にはあるいはいいかもしれませんが、これは国民にとっては混乱を招くのではないかとと思つておられます。

いざ五に戻すということですから、それこそ、御指摘のように、将来五になるのに本当に消費に向かうんだらうかということもあろうと思つておられます。国民の見方から、五%というのは決して高いと思つていないかどうかはちよつと別ですが、これも三に戻すにしまつたものと戻していくということでは混乱を招く。

した。この部分をもとに戻すということは、とても、私は混乱が大き過ぎて無理だと思っております。

○並木委員 この議論はさらに続けさせていたければと思いますが、時間もありませんので、一応要求というようなことでさせていただければと思っております。

厚生省の方からもせっかきようおいでいたいたんですけれども、実は、この減税で恩恵といいますが、受けられない、そういう方たちがいらつしやるわけです。それに対しては、福祉の給付金というところで、臨時措置として三万円なり一万円なり、一万円の方が千三百六十万人ぐらいいです、対象になるようすければいい。

これに対しての景気浮揚効果ということからすれば、今までの議論でもありました、減税が必ずしもすぐに購買に、消費に結びつかない、今がそういう時代だということなんすけれども、こういう時代の方たちは、むしろ大変窮乏さされているということからすると、消費に回りやすいお金かと思えます、そうした方たちが非常に苦境にあるということからすれば、さらなる措置を考えてもいいかと思えますけれども、その辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○大泉説明員 先生がおっしゃいましたさらなる措置と申しますのは、今回の給付金の増額というふうにとらえさせていただきましたけれども、今回の給付金の額そのものは、与党間で、昨年実施されました臨時福祉給付金の支給を再度実施するという確認が昨年末に行われました。この確認を踏まえて、その支給額は前年度の実施内容を勘案して決めたものでございます。

そして、私どもといたしましては、この趣旨は、社会的弱者の生活の安定と福祉の向上を図るために講ずる臨時特例の措置であるというふうな理解しております。

先生おっしゃいましたように、低所得の方々は、ふだんのお金が来ますので、そのお金を使ってふだん買えないものを買って、消費につな

がって、それがすなわち景気刺激にもなるというふうにも考えております。

○並木委員 大蔵の論議としてはちょっと影の部分になるわけなすけれども、そうした弱者の方といえますか、そういう方にもぜひ格段の御配慮を願えればということをお願いしておきたいと思っております。

時間があと五分ということでございますけれども、最後に、金融関連の不祥事についてのお話を少しお聞きしたいと思います。

経済を浮揚させる、景気を浮揚させるという意味では、まさにそのリーダーたる者の信頼性というものが重要になってくるわけです。そうしたことからすると、昨今の情勢、我々もともに政界にある一人として反省をいたさなきゃならないわけなすけれども、今、大蔵省の方々がいろいろ問題になっておられるわけです。

実は、昨年の私の質問の中で、MOF担という言葉があります、それを大臣御存じですかというふうなことでしたら、国会論議で知りましたというふうなことでございすけれども、こういうMOF担というふうなものが徳に及ぶような資金を決定できる、しかも、銀行、証券会社に必ずと言っていいほどそういう者がおられるというふうなことが関係筋では当たり前のごととして今日までございす。非常にこの辺、本音、建前を使い分けるのは、日本人としても、こういうものを当たり前としてきた風潮というものは、ここで大いに反省しなければならぬと思っております。日本人というのとは、物事がうまくいくにはそれなりのおつき合いも必要ですと、そういうふうな風潮がいま

だにあるのじやないかと思っております。

山口局長、失礼なすけれども、割り勘ならというふうな、そういう意味で言ったのではないと思っておりますけれども、割り勘をやっているというふうなことで、おつき合いをされているような、予算委員会等の答弁もあつたわけなすけれども、割り勘ならいじやないかというふうなやり方よりも、人間関係スムーズにという一面を、こ

ういうときには、これはオープンな場ならともかく、プライベートなときにまでそういうおつき合いをするよりは、むしろゼロである、お茶やコーヒー以外はおつき合いしないというふうなものの方がむしろ健全なじやないか。

ノンキャリアの人は、私も二十年ほど前、関財の、関東財務局のお仕事にもかかわったことがあるのですが、キーキさえごちそうになるのははばかる、コーヒーぐらいでしたらというふうな、そのころにもう既にそういう良識もあつたわけなす。それが、キャリアと言われる人たちがむしろ高額の接待を受けて、ある面では麻痺してしまっている。

こういうことから考えますと、この際、ゼロというふうなところまで踏み込んでのそういうものを考えていくべきじやないかと思っておりますけれども、どう考えますか。

○武藤政府委員 公務員の一般的な倫理規定という観点からお答えを申し上げたいと思っております。いすけれども、平成八年の十二月に大蔵省の職員倫理規程というものをつくりました。そこでは、関係業者等との間で接待を受けること、そのことを行つてはならないというふうな決めさせていただきます。接待という、もてなしを受けるといふことだと思えます。そういうことはこれははもう一切やつてはいけなすということでございます。

ただ、会食、これは集まって食事をするということなすのでございすけれども、これも原則禁止でございますが、場合によりますと、職務として必要な会議で何か食事が出るといったようなことはあり得るわけなす。こういう場合には、対価を支払うか、あるいは金額によりましては、そこまで言うのかえって社会常識に反するよ

うなこともあるかもしれない。そういう場合には、いわゆる服務管理官というものが各局にありますけれども、そこに申し出をして、承認を得たら例外として認めるというふうな扱いになつておるわけなす。

そういう意味で、現時点におきましては、いわゆる接待というものは全面的に禁止になつておるといふことでございす。

○並木委員 山口局長の名前を出しましたけれども、その辺誤解なきようになすのですが、たまたま割り勘というふうなことで、そういう場で処理されているというふうなお話もあつたということなすので、特別に山口局長の問題がどうこうというわけではありませぬ。そういうことは言い添えておきたいと思っております。

最後に、大臣にお聞きしますけれども、新井代議士が証券会社から利益供与を受けたというふうな疑惑を持たれて、人の名前を使つたり、そういう利益供与を受けることは、大蔵行政のエキスパートだろつと言われた新井代議士が知らなかつたというふうな話もあつたわけなす。これでは国民はやはり納得しないと思つたのですが、大臣は、こういうことはもしあるとすればいけないというふうなことをぜひ国民の前に、当然知つて欲しいということを大臣の口からお聞きしたいと思つて、そういうふうなことが大臣の関連の中で決して起り得ない、もし起る場合にはしかるべく襟を正す、そういうふうなこともぜひ最後にお伺いして、質問を終わらせていただきます。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○三塚國務大臣 政治家それぞれ、国民の選任によりまして就任に至るわけなす。政治行動にかかわる問題はみずから誤解を解く努力をしていく、こういうことであろうと思つて、特別に議員を固定してお聞きしたいと思つておるわけなす。私からは一般論として申し上げ、議員として心がけるべきことは、疑念を受けてはなりません、そういうときにはみずからそのことの解明に当たると、これが大事なことで、こういうことなす。

○並木委員 ありがとうございました。

○村上委員長 次に、北脇保之君。

○北脇委員 民友連の北脇保之でございます。

私は、所得税の特別減税法案と金融安定化緊急特別措置法案、この二つについて質問を申し上げます。まず最初に、特別減税についてですが、私のこの問題についての基本的な考え方を述べさせていただきます。

私は、昨年の通常国会でもこの問題を取り上げたのですが、やはり今の日本経済にとって、経済再建なくして財政再建なし、これを基本とするべきだという考え方をさせていただきます。確かに、日本の財政が、国、地方を合わせて五百兆円を超えるような累積債務を抱えている、そういう財政状態を改善していかなければならない、そういうことは大きな課題である、それは認めます。

しかし、その一方で、今の日本経済、昨年来の経済を見ますと、当時は、昨年の通常国会のころは回復基調にあるというふうに政府は言っていたわけですが、その回復の足取りが非常におぼつかない。したがって、とにかく景気回復を確かなものにして、そのことによって税収の増も図りながら財政再建を果たしていく、こういう順序、これが大変大事だということをこの大蔵委員会でも指摘をいたしましたところがございます。その政策の順序を考えないと結局アブハチ取らずになつてしまふ、そのことがひいては、かえって財政再建のための国民の負担、コストというものを大きくしかねないんだということを申し上げてきたわけ

です。その点を考えて、今回の特別減税、二兆円という案が出されたわけでございますが、この二兆円というものが今の景気対策ないし我が国の経済再建にとって十分であるかどうか、大変大きな議論があるわけでございます。私は、これは非常に不十分だという考えに立っているわけでございませぬが、このこと一つを例にとつても、昨年の通常国会で平成九年度予算を論議していたときは、二兆円の特別減税を継続するかどうかという、二兆円という金額の問題であった。それがそのまま継続されていけば、二兆円という財政的な負担で

もつて所定の効果を上げ得たと思つてですね。それが、先送りをしてタイミングを間違えたために、今この平成九年度の補正予算で住民税を含めて二兆円減税をやるといっても、果たしてこれで十分かどうかという議論を招いている。

したがって、経済再建なくして財政再建なし、これがまさに重要だということが明らかになっていふと思つてます。経済再建をいふときながら、その中で税収の増を図って財政再建をしていくというものであれば、その時点における減税というものが小さな規模でも経済再建という目的を果たし得たものが、時期がずれて、経済再建がおくれればおくれるほど財政再建のための道が長くなつてしまつて、そのために財政的なコストもかえつて負担が多くなつてくる、こういうことが今回言えるのではないかと今思つております。

まず最初に、私の意見等を余り長く述べているのもちよつとどうかと思つておりますので、今申し上げたように、経済再建なくして財政再建なしなんだ、経済再建のタイミングを誤ると財政再建にも時間がかかるし、かえってコストもかかってくる、その一つのあらわれが今回の特別減税。この特別減税については、二兆円では不十分だということを考へ方の一つのあらわれではないか、こう思ひますので、大臣、ちよつと席を外されているときのお話で申しわけないんですが、お答えをいたしたいと思ひます。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○三塚國務大臣 言わんとする御趣旨が私が今日の段階で否定する気は全くありません。橋本さんがかねがね緊急措置、それと本来の基本方針、それにに基づく予算編成とはおのずから対立する概念ではなく、タイムスパンの問題が残る、こういうことでその整合性をどうとるかということが大事ポイント、私も全く同感であります。私はいつも、財政構造改革が法律という形になりまして、政府はこの法律に縛られる、特に財政当局は財政運営の責任者でありますから、これをしかと踏ま

えながら取り組まなければなりません。御案内のとおり、予算編成におきましては一・三の歳出カットをやりました。これはただ切るのはなく、中身の再点検、制度の見直しを含めて、新規採用については費用対効果をしっかりと踏まえる、終わったものに対してはその検証のシステムをしっかりとやります、時のアセスメントと言われるところでございます。

そういうことを取り進めて対応をいたしておるわけでありまして、この基本的理念は、やはり内外の信任を得るためにもこれは大事にしなければいけない。そのためには、行政改革が財政運営と一体化しまして、まさにリストラの徹底、規制緩和、時に規制の撤廃を図るといふ決心がなければならぬ、こう思つております。

また、撤廃の効果は、撤廃の場合には両様ありますけれども、生命、健康にかかわるものについてはしばらく改善でと、こういう象徴的なこともよく御案内のとおりであります。両々相まって取り組んでいかなければなりませんし、タイムスパンはタイムスパンとして大事にしなければいけません。これは、議会手続等、執行へのタイムがあるわけでございます。

そういう点で、政治は、前段の質疑でも申し上げましたとおり、全体を見て、危機的な問題であれば適時適切な手だてを講ずるのは当然のこと、しかし、だからといって基本的な理念を没にするということとはあつてはなりません。こういうことの基本方針であります。

○北脇委員 今の大臣の御答弁で二つお聞きしたいことがございます。

一つは、冒頭に、私の申し上げたことを否定はしないというふうにおっしゃられました。私の申し上げたかった趣旨は、経済の状況を見ますと、昨年、平成九年度予算を議論していた時点の日本経済の状況と現在の日本経済の状況を比べれば、明らかに今の日本経済の状況の方が悪いわけですから、当時も日本経済の再建、景気回復ということが課題であり、今も同じ課題が続いている。その

課題を達成するための政策手段としてまあどれだけのコスト、コストという言い方は余り適切な表現ではないんですが、わかりやすく言えば、減税がどれだけ必要かというように考えれば、減税に、当時、一年前であれば二兆円の特別減税の継続、その他消費税のこともありましたが、その議論であつた。しかし、今景気が悪化してきている中で減税という手段を考えるときに、二兆円の特別減税では十分ではないんでないかという非常に大きな議論を招く事柄になつていふので、それから、経済再建ということが適切にこの一年の間に行われてこなかったために、経済再建という目標を達成するための減税の規模も大きくならざるを得なくなつた、こういうことをお認めいただいたかのように思つてますが、いかがでしょうか。

○三塚國務大臣 一昨年年末の九年度予算編成、これは経済見通しをしっかりと立てた中で編成を行うことは御案内のとおりであります。そのときは、まさに、先ほど主税局長が言われましたとおり、消費税二%アップの準備段階の中で、それぞれの税制の制度改革、また臨時減税などをやりながら、体力を付与しながら取り組んできましたし、一・九は達成可能であらうと大方がスタート台はそう見たことであつたと私は思ひます。もちろん、当時の新進党の各位を中心に、またその他の政党もございましたが、減税は続ける、特別減税は続ける、その他等々ありましたことも承知はいたしております。

その後、はるかに予想を超える問題が起きました。もうくだいですが、省略します。アジア通貨の不安定、それを引きずつて秋以降の大型倒産等々、不安、不透明、マインドの問題、こういうことで急速な変化は変化として認めるということでございます。そういう中で、二十一世紀を展望しておる我が国の財政運営の基本というものは、やはり大事にしていかなければならない。そして、脱高コスト構造の規制緩和、これは真剣に新しい産業の誕生を促し、ベンチャービジネスが

さらに前進をするような環境をつくることは当然、これに向けての所要の措置は講じなければならぬ、こういうことでありまして、緊急な危機を回避する施策というものは、その都度時の政府に与えられておる業務であり、大事な仕事であらうと思つておるわけでございます。

そのことによつて見通しが誤つたといふのであれば、結果として、それはそれとして受けとめるということでありまして。しかしながら、予想を超えた、そういうことでありましてことに對して、内閣として、政治としてのやり得べきことは全力を尽くさせ措置をさせていただいたといふことで御理解を得たいと思つております。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○北脇委員 今御答弁の中で、予測しなかつたこともあり、結果として受けとめるということでございます。そのことは確認させていただきま

もう一つ、今の大臣の御答弁の中でちよつと尋ねたいことは、財政構造改革と景気対策はタイムスパンの問題だとおっしゃられました。おっしゃる意味は、本会議などでも橋本総理がたびたび答弁されているように、財政構造改革というのは中長期的な課題である、景気対策というのは短期的な当面的な課題である、ですからそれは二者択一ではなくて相互に矛盾するものではないんだ、このようなくことの意味かなといふふうには受けとめたんですが、大臣それで間違いないでしょうか。

○三塚國務大臣 タイムスパンという意味はそうあります。

危機的状況に適時適切に対応する、ぎりぎりいっばいの措置を講ずる、財構法の基本は決して放棄するものではなく、それは堅持をしながら前に進まなければ、あれだけの大議論の中で成立させていたいただいものでございますから、政府とすれば忠実にその基本的理念を体して、その中で節減がどうできるか、税収がどうあるべきかということ、規制緩和をどう前進せしめるか、こういうことであらうかと思つております。

○北脇委員 私は、財政構造改革法案には反対をいたしました。そして、今大蔵大臣、そして総理大臣がおっしゃつておられるような財政構造改革と景気対策というのは矛盾するものではないんだといふこの議論は、私は論理的には誤りだと思つてお

といふのはどういふことかと申し上げますと、確かに財政構造改革の目標といふのは二〇〇三年に置かれております。赤字国債の発行をゼロにする、そして財政赤字をGDPの三%以内を抑える、これは確かに二〇〇三年です。今から五年先の目標で、それだけを見れば中期の目標といひますか、課題といふふうに見えるかもしれません。しかし、その二〇〇三年の目標を達成するために、もう直ちにそれに取り組んでいかなければいけない。少なくとも平成十年度予算からその目標を達成するような予算を組まざるを得ないといふことで、平成十年度予算は大変な緊縮予算になつておるわけですね。ですから、公共投資を一つとつてみても、七%を超える削減といふことをやらざるを得ない。

また、減税といふことについても、やはり減税財源といふことになれば、どうしたつて赤字国債が必要になつてくる。そういうことで、平成十年度の予算の税制改正についても、非常にその減税規模といふのは、一兆円に満たないといふようなところに抑えられている。ですから、現下の必要な景気対策、これは公共投資だつてそんなにむやみやたらとカットしていくといふのではなくて、確かにその効率的な施行とか、そういう課題があります。しかし、量的にこれを急激にカットしていったら景気対策にならない、足を引っ張る。

また、減税についても、私ども民友連としての主張は、六兆円の恒久減税だ。少なくとも所得税、住民税は三兆円制度減税といふことを言つておるわけで、こういう減税をやろうとすれば、今の財政構造改革法案が足かせになるのは当然のことなんです。

ですから、もう一度申し上げますが、総理大臣それから大蔵大臣がたびたびおっしゃつておられるように、財政構造改革と景気対策というのは、片や中長期的な課題であり、片や当面の課題なのでこれは矛盾しない、両方相まって追求できるんだといふ考え方は、私は理論的に破綻していると思つております。この点、大蔵大臣、どうでしょうか。

○三塚國務大臣 考え方は、何回も同じことを言わざるを得ないのでありますが、中長期的に三%をフローで達成をする、こういうことで六カ年計画、今度は五カ年計画になるわけでございます。そういう中で、今公共事業のお話も出ましたが、公共事業は、前通常国会におきましてそのあり方について大変な論戦が行われたことは御承知のとおりであります。

そういう中で、財構法のキャップは七%ということ、十年度予算編成はその費用対効果等を初め全体のアセスメントをやるということの中で縮減、あるいはダムのように停止、断念、こういう意味も含めて、やるもの等も思い切つてスリム化をいたしたわけでございます。

また財構法の基本方針を深めながら、効率的な公共事業のあり方というものに検討を加えまして、実効性が上がり、めり張りのきいたものをつくらせていただいたと実は思つております。

科学技術立国の日本であります。そういう点で四・九%プラス、基礎研究、応用研究を含め、その分野に手厚く措置を講ずる。夢がございせんかと、また展望が確実につながる科学技術といふものを大事にしていきません、即効性のもので勝負をするといふことは、世界の競争の中で信頼をされないといふことにもなりかねませんので、そのような措置を講じさせていただきま

言わんとするところは、経済政策はイコール国民生活に直結するわけでございますから、その全体を展望しながら、辛抱できる限界と危機的状況だといふ認定をした場合には、これに對して危機

管理の観点に立つて効果的な手だてを講じなければならぬ。

まさに今回、日本を覆う不安感、これが消費行動に大きなブレーキをかけておりましたことは御案内のとおり。企業活動全般は着実に前進をいたしておたのでありますが、これが足踏み状態になる、その根つこに金融といふ問題が指摘されるようになり、産業の血液である金融、生活の血液である金融が回転を失くしたところに、強いマインドがさらにプラスになつて、日本がどこに行くんらうと。日本売り、日本売りといふようなことが言われるような中で、これに歯どめをかける手法は何か。

ありとあらゆる手だてを講ずるといふことで、株式の評価の問題等々を含め手だてを講じ、総合的なパッケージとして三十兆の安定策、二十五兆の貸し流し対策。民業が働かないわけでありまして、機能しない、しているんですが不十分、貸し流し、回収等。ならば、政府系機関が成りかわつて二十五兆の陣立の中で融資を展開をしていこう、こういうことと補正予算、本予算、こういうことであります。いずれもぎりぎりいっばいのところで取り進めさせていただきま

財政構造改革、赤字解消、特例公債の発行をゼロにする目標は捨てておりません。本年度、十年度、三千四百億円の削減のみしか達成できませんでしたけれども、中期に見て着実にその前進を期そうと。それは、安定をすることに不安感が解消されることによりまして、経済が下支えをされまして前進するといふ見通し、ですから政府見通しも十年度は一・九、こういうことがその根底にありますと私は理解をしていふところであります。

○北脇委員 私は、今の大臣の答弁を伺つて大変残念に思つております。というのは、この委員会での議論といふのは、やはり議論が議論として成り立つたためには筋を通して議論し合ふ、どちらの言つてることが正しいか、正しくないかといふことが国民の皆さんに判断していただけるような、そ

いう議論をしなかつたら、私は国会で議論する意味がなくなってしまうと思うのです。ですから、私は、できるだけいい聞き方をします。ですから、理屈を通す聞き方をしているつもりです。

ですから、私の聞き方としては、財政構造改革というのは既に当面の、来年度予算といふところに影響が出ていないか、拘束されていくわけですから、それは決して中期の問題ではなくて、当面の、現下の経済に対してどう経済財政運営をしていくかという問題なので、これはもう今の景気対策に直結している。だから、何というか、矛盾しないか二者択一ではないんだということは間違いないと申すかと申し上げておられるので、そのことは私の考え方が違つたというのでしたらそういうふうにおっしゃっていただければ結構なんですけれども、もし私の考え方が間違つておられるとすれば、どういふ点において間違つておられるのか、大臣と見解を異にするのか、それをちょっとお教えいただきたいと思うのですが。

○三塚國務大臣 二者択一のところをもう一回お聞かせください。
○北脇委員 私どもの考え方は、財政再建を優先するか、景気対策を優先するか、これが私は二者択一だと思うのです。景気対策を優先するんだつたら財政再建は当面棚上げせざるを得ない、だからこれは二者択一になつておられるんだと思うのです。しかし、総理それから大藏大臣は、二者択一ではないと言われるので、私はそれが理解できない。

ですから、二者択一ではないという、つまり財政再建も、新年度予算で財政再建を追求しながら景気対策も同時にやることが出来るのか。私は、これはできないと思います。そのことのお考えをお聞かせいただきたいということなんですけれども。
○三塚國務大臣 その前提の置き方と考え方が違ふんじゃないでしょうか、という理由を申し上げます。

財政構造改革法成立による初年度の編成でございました。よって、先ほど具体的な例を申し上げたわけですが、簡明に言いますと、実効性、効率性がしつかりと保てる予算編成をしなければならぬ。額は、七%を超える額のカットになりましたけれども、公共事業の場合は、しかし、内容的に精査をしていただければ、そのことは社会資本充実という観点で効果が上がつておられるもの、こういう言い方を申し上げさせていただきますところであります。

既に編成を終えて、法案として平成十年度予算案、財政投融資計画案、これを提示し、関係法律に税制、土地税制、証券税制、ネット減税を含めてこれをやらせていただけたわけでございます。このことによつてもたらされる経済効果等、経済に活力を与えるものでありましよう、と思つておられるのでございまして、総合的にぎりぎりいっぱいの手だての中でそれをやり抜いたことだけは間違ひございません。

そのことをまず成立を期して、執行をしていくことによつて経済運営に資していかなければならぬのではないのでしょうか、こう申し上げておりました、委員言われるとおり、これは一時休止して新たに予算編成をもう一回補正のような形でやられたらどうですかというふうに意味をとつたものですから、それは到底でき得ないことでありまして、本予算を出して、本予算の審議をお願いしておるのに、また、政府の基本方針を法律に従つてお出さしていただいておりますから、それに違背することは困難でございまして、大変な事態になることだけは間違ひありません。

ですから、ワンパッケージで補正予算、そして二兆円減税をしつかりと下支えにさせていただきますが、三十兆体制の金融不安解消、危機管理に徹して、日本の産業の血である金融が盤石の体制を何としてもつくらなければならぬ、こういうことで二法の提出をさせていただきますという

ことでございます。
○北脇委員 たいだいのお話の中で、私、別に新年度予算について、補正予算云々というふうなことを申し上げるつもりはありませんので、それはもう申し上げておきたいと思つておられます。

また、具体的なお話として公共投資のことに触れられました。それで七%のカットを執行しているけれども効率性の執行に努めるんだ、こういうお話でしたけれども、では、そのことが経済成長ないしは景気回復にどういふ影響があるかといふことを考えれば、公共投資というのが国民総生産を決める一つの要素であるわけですから、それは個人消費であるとか設備投資であるとか住宅投資であるとか、そういったものと並んだものとしてあるわけですから、そのところの公共投資の金額が量的にカットされれば、幾ら中での公共投資、公共事業の執行を効率化したつて、その公共投資の減額そのものが経済成長にとつてはマイナス要因になる、そして景気回復をおくらせることになるといふこと、このことはもうどういふも肯定しようのないことだと思つておられますが、この点はいかがでしょうか。

○溝口政府委員 おっしゃいますように、公共投資の支出を削減いたしますと、有効需要としてはマイナスにきてまいります。財政構造改革の中で、公共投資も効率的に実行しなければいかぬという要請がございます。それから、財政構造改革は、中長期的、まあ二〇〇三年までに財政の赤字を三%まで、GDPに対する赤字を削減するという目標がございます。

そうしますと、公共事業について見ますと、むしろ過去におきまして、バブルの崩壊の後、景気対策のために非常に拡大をしたわけでございます。公共投資のGDPに対する割合は、この間に非常に高くなつておられる。あるいは、そういう中でむだなことは行われていないかということを見直すべきだという声はたくさんあるわけでございます。そういう要請にこたえるために、量を削減しつつも、配分を見直すと、あるいは価格を見

直すとか、あるいはやり方を見直すと、そういう改革はやつていかなければいかぬわけですよ。そういう改革をやることによりまして、必要なところに公共事業が回りまして、それは質がよくなりまして、経済の拡大にも役立つ面はあるわけでございます。

他方、量につきましては、補正予算におきまして、必要な災害復旧の關係の事業として一兆円、それから、景気のこういう状況にかんがみまして、公共事業の契約を前倒しをするということ、いわゆるゼロ国債といふのを一・五兆円、補正予算に計上いたしまして、そういう公共事業の効率化を進めつつも、景気的情勢には配慮をしておるわけでございます。

そういう意味で、金融に対する対策、それから、税制、予算による対策、全体として景気をよくするようにあらゆる努力を払つておられる。ただし、中長期的な財政構造改革、財政の仕組みあるいはやり方を効率的にするという地道な作業は続けながらそういう景気対策は講じているという意味で、二者択一じゃなくて、両方の目的をぎりぎり追求していかうという趣旨だと理解しております。

○北脇委員 今のお話の中で、公共投資をできるだけ前倒ししていくというふうなことも触れられましたけれども、そのことをやれば新年度後半になつて公共投資が少なくなるというので、またそこを埋めるために補正予算を組むとかという話に必ずなつてくると思うのです。私、景気対策という立場から、そのことを否定しているわけじゃないのですが、ただ、そういういかに苦しい紛れの方策をとらなければいけないということが問題だと思つておられる。そういうことをやっているから、まさに日本政府の経済、財政運営に対して信任が与えられないわけですよ。何をやらんとおられるのかというのを政治の意思としてはつきり出すべきです。
そのためには、今はやはり景気対策、経済再建に万全の措置をとるんだと大藏大臣、たびたび力

を込めておっしゃるわけですから、そこを、万全の措置を込めるといふ、そういう気持ちじゃなく、その政策自体が客観的に内外から見ても、いや、もう日本政府は経済再建、景気対策に本当に本気なんだとわかることをやれば、別に一人一人が力を込めて答弁しなくたって、それはメッセージとして伝わるわけですよ。そこがところがはつきりしないものだから、政府の打ち出しのいろいろの政策が、思ったほどのマーケットの反響を得られないということが続いている、そういうふうに思います。

このことは、大分冒頭のところで時間をかけましたので、私の意見としてそのことを申し上げておきます。

それで、次に今度の減税策の基本のことでございますので、大蔵大臣に改めてお聞き申し上げますが、これはもうたびたび同僚委員からも申し上げていることです。さきの臨時国会までは財政再建が重要だということで特別減税を否定していたわけですが、今回実施することとした理由というのをもう一度端的にお教えいただきたいと思っております。

○薄井政府委員 端的に申し上げますと、昨年の例えはこの時期、総合的な経済の状況を判断した際に、景気に対して税制で何をすべきかということに関しては、結論的には九年度の税制改正で行ったことがベストであると考えたわけです。その背景には、御存じのように、平成六年、七年、八年と、むしろ五兆円とか五・五兆円のネット減税を制度減税なり特別減税でやってきたわけでございます。

私は、税制面からだけ申し上げますけれども、財政なり赤字公債がたふさん出たままだった財政構造が経済自体に悪影響を与えるのではないかと、うかがうことが、むしろ私も心配でございました。したがって、その制度減税と一緒にやることを決めておりました消費税率の引き上げに付きまして、予定どおりさせていただくことが大目である。確かに、九年度と十年度では、その境目

では大きな増税ということになるかと思っておりますけれども、その前に五・五兆円の減税を三年続けて、十六・五兆円やってきた。もうそろそろ大丈夫かなと思ったのが去年の状況でございます。結果的には、この夏、秋に、それでだめであるということ、特別減税を今回させていたいただいているという状況でございます。

○北脇委員 今回の税の方の説明では、何とかが、一面しかとらえられていないという感じがします。今まで、本会議などでの答弁、それから総理大臣の記者発表などを見ますと、日本の経済状況とかアジアの経済の問題、そういうことが特別減税の大きな要因になっているというふうになり、ちよっと受けとめております。ですので、そここのところの日本経済との関係、そしてアジア経済との関係をどのように見て今度の特別減税に踏み切られたかという、そこをちよっと答えていただきたいと思っております。

○薄井政府委員 御指摘の点と私が先ほど述べた点が違ふことを説明しているつもりではございませんでした。

言葉足らずでしたので補充いたしますが、去年の四月以降の経済の動きを見ますと、私も去年の今ごろ考えていた状況と違う状況になってきた。それがアジア経済の状況であり、あるいは金融をめぐる新しいいろいろな情勢であったということでございます。そのことが経済全体、例えば先行きに対する不安から消費が落ちているのではないかと、秋以降濃厚にこれが出てきた。

これにどう対応するかという際に、いろいろな手だてが経済政策としてはあり得ると思っておりますけれども、現在、金融政策はとりこぼさず状況にある、また財政に關しても、公共事業等については、これを拡大するのは適切でないという状況のもとで、減税というところが経済対策が結んだというものが去年からことしにかけての状況と見ております。

○北脇委員 そうしますと、今のお話ですと中間

の部分で、説明がかなり省略されているのかなという感じがするのですが、というのは、減税することによって個人消費を拡大して、そのことによって日本の景気回復、景気対策に資する。そのことが円安に歯止めをかけて、アジアの通貨不安の連鎖、これの防波堤になろう、そういうような考え方という理解でよろしいのでしょうか。

つまり、ポイントも、もともとどこで、減税をすればそのことが個人消費の増加につながる、それが景気対策になるということを確認して、それを出发点に今度の特別減税を実施されようとしているのか、そこをもう一度確認させていただきたいと思っております。

○薄井政府委員 純粹に経済的な見方をすれば、私はそういうことだと思います。ただ、一面、い意味での政治的な意味合いを含めて日本は新しい決断をしたんだということ、そのアナウンスメント効果というのも総理はお考えになったかと思っておりますが、純粹に経済的な面では、減税をすればその分消費に結びつくことは間違いがないと思っております。

○北脇委員 今回の点で、私は昨年、財政構造改革の特別委員会が経済政策のこととちよっと質問いたしましたことがあります。

そのときの答弁は、経済企画庁長官と大蔵大臣から御答弁があったのですが、経済企画庁長官の方の答弁では、景気対策ということについても、いわゆる財政出動というふうな、赤字国債あるいは建設国債を發行して、そのお金で減税をするなり公共事業をして、そのお金でまた物を買っていただくという方向ではなしに、むしろ国際的な経済の展開の中で、日本を生産拠点として選んでいただけるようなイコールフットインギングの経済的な条件を整える、あるいは規制緩和を促進する、そういうような方向で景気回復、経済対策をやっているんだという御答弁がありました。そして大蔵大臣からも、この経済対策、景気回復ということについては、健全財政が確立をされること、我が国経済の持続的な安定成長をもたらすことだという

御答弁がございました。

ですから私は、この当時の、財政構造改革特別委員会の当時の政府の経済財政運営の基本的な考え方、片方に財政再建ということも課題としてあり、減税とかそれから公共投資の増ということについては非常に否定的であって、規制緩和であって、財政再建そのものをやるのが当面の景気対策、経済政策としても最良の政策なんだ、こういうふうに言っていたと思うのです。ですから、そのところで、当時は減税の景気対策効果というのを否定していたのじゃないかと思うのです。今回はそれが変わったのかどうかということをお聞きます。

○薄井政府委員 純粹に、経済理論的に、減税をすればこれが消費に幾ばくかは結びついていくという意味で、これを否定される方はいないと思うのです。

ただ、先ほども申し上げましたように、ここ平成六、七、八年と、税の世界でいえば、三年にわたって五・五兆円のネット減税を続けてきていた。一方で赤字国債もたくさん出させてきた。これは金利を通じて経済にマイナスになる、財政が赤字を拡大していく場合には経済にマイナスになる、これも事実です。これも経済理論的にはそうだと思います。したがって、財政構造改革というものを手をつけたということでございます。

そうした中で、では、税ではどういふことを考えたか。構造的に何をやるかというときに、私もここ二、三年考えていたことは、例えば法人税について、課税ベースを広げてでも税率を下げるということが経済構造にプラスである。例えばベンチャー企業とかこれから発展するような産業にとつてみれば、税率が低い方が、課税ベースが、引当金などがなくても非常に有効である。そういう意味で、私も構造的な改革として法人税の改革に手をつけておりました。そういう財政構造改革あるいは経済構造改革あるいは金融システム

が整理をされて、こういう要因で上がっているということがさきやかれていると言われている。ところが報道されるわけでございまして、そういう要因もあるかと思えますけれども、何が動かししているかというの、これはいろんな取引がいرونなところ、いろんな理由で行われているわけございまして、一概に言うのは難しいと思えます。当局としてお答えできるとすればこういことかと思えます。

○北脇委員 マーケットというのは、いろんな政府の対応に対する印象で敏感に反応するものだと思いますので、政府当局者としての発言というものは非常に大きな影響力があるので、やはり基本的には慎重でないといけないと思いますから、私が質問すること自体も、一つのそういう機会をつくってしまおうということだというのは重々承知しておりますが、ただ、やはりマーケットが期待で動く以上は、その期待を裏切るとまた非常にその辺のところが誤りのないような対応をお願いしたいと思えます。

それと関連して、これもほかの委員もちよと触れた件ですけれども、二十一日にアメリカのルービン財務長官が講演で、日本に対する金融安定と経済成長に向けた行動を要請した、そういう報道があります。原文の発言に直接当たることができていないので、マスコミ報道での質問では若干不十分かと思えますけれども、報道されているところによれば、アジア経済の安定に果たす日本の役割を強調して景気追加策を促した、こういうふうな報道がされているわけですね。これについて、政府の方としては、このルービン長官の講演での発言というのは、現在の提案されている景気追加策を速やかに確実に実行してほしいという意味で言っているのか、それとも、もうそういうものは発表されているわけですから、それはもう当然のこととして、さらに上乗せする景気追加策というものを要請したというふうな受けとめられているのか、そのところをちよとお聞かせい

ただきたいと思えます。

○溝口政府委員 報道等で見えますと、二十一日に、ルービン長官がワシントンで、ジョージタウン大学というところだったと思えますけれども、アジアの通貨の危機だとかそういう問題について講演をされたようございまして、

アメリカの国内におきましては、なぜアメリカがアジアにそんなに支援をするのかとか、あるいはそういうことに関連いたしまして、IMFの増資というのがアメリカの国内で議論されている。そういう国際機関の増資にアメリカはそんなに関与すべきじゃないという議論はあるようございまして、行政府は、これはやはり世界経済にとつて大事だからアメリカ政府としてやっていかなきやいかぬという、説得といいますが、そういうことをいろいろやっておるようございまして、そういう一環として演説が、報道等によりなされたようございまして。

アジアのそういう支援の要素として四つぐらあるというのをルービン長官は挙げられました。一つは、支援せられる国自体がリフォーム改革を行わなきやいかぬ。それから二番目に、そういう改革を行う国に対しては支援を行わなきやいかぬ。それから三番目には、日本に限らず先進工業国、インダストリアルネーションズと申しておりますけれども、そういう国も、自分の国の経済を強くして、それで世界経済にもいい影響があるようにしなきやいかぬというふうなことを言っておられます。四番目に、途上国自身も国内の金融システムを安定させるようにいろんな努力をしなきやいかぬ。

そういう四つのことを挙げまして、今の三番目の中で、先進工業国もいろいろ国内を強くするために努力をしなきやいかぬということを言われて、その中で、日本については、世界第二の経済大国である日本の果たす役割は重要なので、日本が金融システムの問題、内需主導による経済成長、それから市場開放のために必要な措置を講ずることが重要であるというふうな発言をされたわ

けです。

そういう中で、弱い日本はアジアの弱さの要因であり、強い日本はアジア地域の強さの要因となり得るということございまして、いわば日本自身が市場開放とかあるいは経済を強くするために構造改革等いろいろやっておるわけございましてけれども、そういう意味で、一般的に、そういうことをすることが世界経済にとつても大事だしアジアにとつても大事だといふふうに言われたものだ、こう理解をしております。

○北脇委員 追加景気対策については、マーケットも要請しているし、また、アメリカのルービン長官の真意もやはりもつと思いい切つてやっつてほしいというふうなことだろうと私は受けとめます。そういうことですので、やはり政策転換をはっきりしていくべきだと思えます。

ただ、それは、私どもの立場からすれば、なし崩しにやればいいということではなくて、やはりきちっとした、政治が責任を明確にしてやっつていども、一内閣一仕事なんという言葉もありますけれども、一つの内閣といふのは、内閣の明確な意思で自分たちはこれをやるのだ、例えば財政再建なら財政再建をやるのだ、例えれば財政再建です。それがうまくいかないといいかと思つて合わなくなつてきたら、また別の内閣で、別の内閣一仕事でやっつていくというふうな、そういうことが政治の力強さであり、わかりやすさだと思つておられます。

ですから、そういうこと、政治の責任の問題が生じてくるということをおし上げて、政策転換を求めて私の質問は終わります。後、関連質問がございましてよろしくお願いたしました。ありがとうございます。

○浜田(靖)委員 長代理 次は、北橋健治君。

○北橋委員 本会議の質問準備がございまして、皆様に内容について十分にお知らせすることができませんので大変恐縮でございますが、わずかな時間でございまして、若干重なるかもしませんが、減税法案について質問させていただきます。

それにしましても、本当に突然の記者会見でございまして、驚きでございました。ちよとお昼のNHKのニュースを私は連合の事務局長のお部屋で一緒に見たのですが、この一年間、不況の中で生活防衛のために連合の皆さん初め一生懸命運動してまいりましたので、総理の政治責任という問題は別にいたしまして、その減税を決定されたことではないか、そういう意見が連合の中にもございまして。しかし、それにしましても、この減税につきましましてはいろいろと不審に思える点もあるものですから、お答えできる範囲内でおしやつていただきたいと思います。

まず大蔵大臣は、この突然の記者会見、我々にとつては記者会見しかわかる方法はないのですが、総理がこの特別減税を決定したということについてお知りになられたのでしょうか。

○三塚國務大臣 十六日の深夜です。十七日の未明ですか、とにかくASEANから十六日遅く帰りまして、早朝だと私は思っております。

○北橋委員 前の日は自民党税制調査会で大綱を取りまとめた日だったと思つてますが、そうしますと、その与党の税調の大詰めのことだと思つていますが、そのときには総理のその考え方は伝わっていませんでした。突然のお話だったというふうなことであります。本日にクアラルンプールで二日間、考えに考え抜かれて決断されたことなんではないでしょうか。

○三塚國務大臣 総理大臣に質問していただきましたが、それはそれとしてせつかくの御質問ですが、先ほど来各委員の質疑に答弁申し上げておりますと、こつたるわけですが、総合判断の中で、またアジアの首脳との話を十四、十五と行つて、十六日の深夜東京に着くわけでございます。

そういう中で、アジアの安定は日本の安定、こういうことであつたようでありまして、そういう中で十七日、官邸において三党の代表招集、そこで橋本さんの決意表明、そして直後、三十分後で

したでしようか、官邸記者団との会見、すべてを挙げてやらせていただくということで、報道されたとおりであります。

○北橋委員 総理の記者会見で知る限り、なぜその決断をしたのか。それによりまして、アジアの経済、通貨危機が深刻であることがしじみとわかったということ、予想外に国内経済が悪くなったからということ等を挙げておられます。

要するに、日本国内の景気をよくするためにやらなければならぬということだと思ふのですが、その場合、二兆円という赤字国債まで出して対策を打つわけでございしますから、なげなしの大事なお金だと思ひます。特別減税のよしあしはさておきまして、限られた厳しい財政の枠で仮に二兆円を使うという場合に、いろいろな選択肢があると思ひます。

よく昔から言われてきたことは、設備投資減税というのとは一番効果があるのではないかと、二番目に公共投資なのか、三番目に所得減税かなというところは、これはいろいろなモデルがあるようございします。それが一概に正しいとかよく私にはわかりませんが、しかし私は、所得税減税がこの時点において一番いいアイテム、選択肢であったかどうかというのには、これは疑問でございします。

そういう意味で、景気対策、経済対策だけを考えた場合には、ほかにも選択肢があったのではないかと。総理が決断されたわけですから主税局の方もその準備に入られるわけでございしますけれども、そういう議論はないのでしょうか。

○薄井政府委員 本件につきましては、総理の御決断を受けて準備させていただきましたということで選択の余地がないわけですが、推測するものも失礼なことになるかもしれませんが、その前日にとまざりました平成十年度の税制改正の内容が、それこそ昭和四十年以来の法人税改革であった。確かにネット減税分は三千三百億円で、私は大きいと思ひますが、これをどう見るかは別にして、税率を三七・五から三四・五に下げるといふことは私

どもの経験からすると極めて大きな決断を法人税について行つてゐる。また、ビッグバンということで、金融関係税制につきましても長年議論してきた話に決着をつける。さらには、土地税制についても御存じのような改正を行つた。

そういうものが前日にまともな改正を行つた中で所得減税ではなかったのかと私が個人的に推測いたします。

○北橋委員 減税の効果がどの程度あるのかといふのは、民間のエコノミストもいろいろ計算して決まらず、いろいろな見方があると思ひます。総理が決めたことですから事務当局としてはその方向で走らざるを得ませんが、私はどう考えても現時点において同じ額の対策を打つ場合に、所得減税よりほかにもつと景気浮揚効果のあるものがあるのではないかと思ふのです。もう現実決まつてゐるものではないかと思ひます。

まづ、きょうは経済企画庁を特に呼んではないのでお答えいたしません。大蔵省からお答えいただけるのでしょうか。

大蔵省の見方として、例えば公共投資であるとか設備投資減税だとかいろいろな選択肢があると思いますが、やはり今の、景気が冷えて込んで、消費者マインドが物すごく氷のように冷えてついでいるようなときは、同じ規模の減税を考へるのであれば、私は、例えば法人税の減税であるとかあるいは土地関係の税であるとか、もっとほかの選択肢の方が効果があるのじやないかと思ふのですけれども、その点、御教示いただけますか。

○溝口政府委員 いろいろな対策も、経済の状況によつて非常にきく場合ときかない場合、いろいろ区々だろうと思ひます。

でございますと、平均的な場合は平均的な消費性向があつて、消費性向に見合う消費支出があつてそれが乗数効果を通じて波及していくので、平均的なケースの場合は公共事業の方が景気刺激効果というのがあるというふうなこともございします。

ただ、政策を選択する場合にはそういう平均的なケースだけじゃございしませんで、経済の状況あるいは資源配分の観点からどういふ政策を講ずべきかということも検討しなければいけません。

例えば公共事業につきましても効率化というふうなことで、見直しあるいは配分の見直しという要請もございします。

それから減税については、いろいろな税体系のバランスということもございします。選択肢としてあると思ひますけれども、そういうことをもろもろ考へまして、さらに経済の状況でいいますと、ちよつとあのころ山一の倒産があり、あるいは北拓の倒産があり、ああいう大企業も倒産することがあり得るといふようなことで消費者のマインドが非常に低下をした、それが個人消費の伸び幅に大きく影響してゐた。それが個人消費の伸び幅をよくするためには、やはり個人消費に着目した個人のマインドを回復するような施策も必要だといふような配慮もあつて、いろいろな要請を考へた上でしたが、いまして、いろいろな要請を考へた上で総理がそういう御決断をされたんだといふふうに理解をしております。

○北橋委員 総理のお気持ちの中といふのは、これは御本人に聞かないとわかりませんが、私の理解では、同じ財源を使つて今景気対策をやろうと思つたら、最も低い効果に分類されるのが所得税減税じやないのですか。公共事業だとか設備投資減税とかそういうふうなものがずつと効果がある、そう理解してよろしいのでしょうか。

もう一遍、端にお答えください。総理がどうお考へになつてゐるかはわかりません。現時点において同じ財源を使つてやるといふのは、昔から官も民もエコノミストも大体そういう線で見つてゐたのですけれども、それは違つてゐるのでは

しよつか、今、○溝口政府委員 先ほど申し上げましたように、状況により有効需要に与える効果というのでも違つと思ひます。違つと思ひますけれども、その面だけ、有効需要に与える影響という観点だけ見ますと、例えば昨年の時点あるいは最近に至る時点を見ますと、個人の消費に対するマインドが非常に影響を受けてゐる、これは事実でございしますから、そういう意味では普通の平常時よりも効果が大きいといふようなことは、推測でございしますけれども言えるのではないかとこのように考へます。

○北橋委員 今おっしゃつてゐる根拠というのは、何か数字的な裏づけといふのがあつたのですか。

○溝口政府委員 申し上げましたように推測でございしますけれども、個人消費が秋にかけまして急激に落ち込んでゐるといふような情報はございしました。例えば、乗用車の十一月の登録台数などが非常に落ちた、特に高額の商品に対する需要が、消費者が先行きに不安感を感じて落ちたのではないかとこのようにいふ言ひもあつたと思ひます。傍証でございしますけれども、そういうことはあつたと思ひます。

○北橋委員 私は今申し上げてゐるのは、例えば共同通信の世論調査なのですが、本会議で申し上げましたけれども、減税分を消費に回すと答えた人は三二%なのですね。そして、金融安定化対策、当時十兆円の国債の問題も一緒にセットに実施された場合、景気はよくなると思ひますかといふ質問に対して、七五%は景気回復しないと答えてゐます。相当に冷えてゐるのではないかと考へるのです。

私は今、最初なぜこつこつと聞いてゐるかといふと、今回の税の動きの中で、アメリカ政府と日本政府との間の関係といふのがいろいろあるのです。これは、類質副長官がいらつしやるところでお伺ひしませんが、何ともいへないのですけれども、ルービン長官なんか今度は名指して日

本のあり方についてもいろいろと言及されているわけですが、そういった意味では、今回、二兆円の減税という選択肢をとられたわけでありませうけれども、それはいろいろの理由があるかは知りませんが、たまたま朝日新聞の報道したことではありますけれども、単に打ち消せばいいというものではない。やはり公の報道機関でございませうから、日本政府としてもきちんとしたシグナルを発信しない、やはりそういった意味ではこの問題をきちんと解決せねばならぬということで、前段に聞かせてもらいました。

お伺いしますが、サマーズさんと斎藤大使が総理の決断の一週間前にお会いになられている、これも報道しか私も知りようがないわけですが、対策やってもらわなければ困るというようなことが言われたのではないかと、そこでこの減税という話が出たのではないかと、そのように推測しているわけですね。これは正しいかどうかは、会談メモは恐らく外務省が持っているでしょうけれども、きょうの外務大臣もそれを出さない、こう言っているわけですから、我々知りようがないのですけれども。しかし、そんなふうに米政府から、その新聞を読めば、何か言われて日本もそれをやったのではないかと、こう言われてしまふ。

そういった意味では、きちんと政府の方も、それはどうであるとか打ち消す、そういうことだけではなくて、やはりその辺をきちんとしてもらった方がいいと思うのですけれども、何かそのサマーズさんと斎藤さんの話の中で、そんな話が出たのでしょうか。所得減税という選択肢についてアメリカが希望されるようなそんなお話、聞いておられますか。

○溝口政府委員 今のその会談について、私の記憶に余り残っていないわけですが、今お答えをすることは私ではできませんが、外務省の方が所管でございますから、外務省の御答弁のとおりにではないかと、こう考へます。

○北橋委員 もしそういった報道されたようなことが本当であれば、アメリカの政府高官から日本政府に対して、今が大事なときだ、景気刺激策やれ、何でも、所得減税やれと言っているという話は当然大蔵省に行くわけですから、もし本当であれば、大蔵省の方は知っていますよ。審議官の耳に入っていますよ。ということは、知らないということでは、それはないので、確認しておきます。大蔵省は、そのサマーズ・斎藤会談で所得減税の話が出たという話は一切知らないのです。

○溝口政府委員 私は記憶にございませぬ、先ほど申し上げましたように、いや、そういうことがあったのかどうかというの、今ございませぬし、ないと思います。

○北橋委員 いずれにしても、この事実関係というのには副長官を含めましてもう一度予算委員会の方でやらせていただきますが、私はやはり連合と一緒に運動した立場からすると、たとえ消費マインドが冷えていることによつて経済波及効果が小さいとしても、これはこれとして歓迎すべきことだ、こう思っております。

しかししたまは、ある新聞によりますと、その総理大臣の記者会見の写真の真下に、アメリカ政府と日本政府との間にそういうやりとりがあつて、あたかも外圧を受けて日本政府がその選択肢をやつたようなことが書かれています。それが政治問題化してこの国会で取り上げられて、それが結局新聞社に抗議をする、あるいは打ち消すというレベルで終わっているのですけれども、それは果たしてそういうレベルの問題であろうか。やはりそれはきちんとして、与野党の政争の具にせず、解決をしなければいけないのではないかと、こう思ひまして、その前段としていろいろとお伺ひいたしました。

さて、今度はいろいろと、自民党税調として政府税調の中でも、私も若干ながら細川政権のときに末席を汚させていただいて勉強させていただきましたが、本当に厳しい財源の中でいろいろな対

策を前進させていると、評価すべきことはたくさんあると思っております。そういう中で、土地税制の問題については、住宅とあわせていろいろの対策が講ぜられております。急ぎの質問だつたものですから十分通告させていただかなくて大変恐縮でございませうけれども、私も、学者や評論家の言ひ分もいろいろと時間のある限り勉強させていただきますけれども、いわゆる庶民感覚といいますが、そういった感覚でいろいろの方にお話を聞きますと、どんなことをすれば景気はよくなるのかという話をします。そのときに、やはり住宅というのは大変まだまだ大きな可能性があると思うんですけれども、その中でリフォームというの、こういったものについて思い切つて援助をしていくというのは、まだ理論的に大変難しい壁があるとお考えでしょうか。

○薄井政府委員 住宅取得促進税制というのがございまして、これが昨年度の改正ですけれども、かなりまた拡充し、また一方で整理もしているのですが、この中でリフォーム部分も、限度はありますけれども、対応していることと承知しております。

○北橋委員 これは拡充すればするほど相当の波及効果があるのではないかなという気がするんですが、そういった見通しといひますか、考へ方はお持ちでないですか。

○薄井政府委員 景気対策の話と似たところがあつて、やはりやる分だけその分プラスだといふ論理もそれは否定できないですけれども、私も、税全体を担当している立場からしますと、どちらかという、個人所得課税について言う、最高税率を下げていく、そのために財源を求めるとしたら、むしろ租税特別措置を削つていく、今回法人税でやつたような手法がいいと思つております。

そういう意味でいうと、住宅に対する特別措置というのは、極めて今大きい。六千億とか七千億に近いものがあります。一方で、歳出で数千億出

してございまして、一兆円近い対応をしております、これが悪いという意味ではなくて、したがつて、これをどんどん拡大していくことが適当かと言われると、税の立場からはちやうちよしてしまふ。住宅政策上何が大事かということも詰めていただいて、絞つていただいた税制対策をしていただきたいと思つております。

○北橋委員 ありがとうございませぬ。中途半端で終わつてしまふんですけれども、時間が参りましたので、終わらせていただきます。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝君。私は、きょうは特別減税の問題について、議題となつておりますこの問題で、いろいろ質問も、深めていきたいというふうに思ひます。まず、今日の景気の現状の方ですが、帝国データバンクの調査によりますと、九七年の不況型倒産というのは一七四八件、一万件突破は八五年以来十二年ぶりということ。構成比で見れば過去最悪を更新する六五・七％。五年連続して六〇％を超えています。販売不振による不況型倒産の増加というのは、これは消費購買力の低下によるものであり、消費の落ち込みが今いかに深刻になつていっているかということをよく示しているというふうに思ひます。

また、九七年度の実質民間最終消費支出というのは、政府の実績見込みによれば、前年度比マイナス〇・四％、これは、五年以降では初めて前年度比マイナスとなつていふという本当に深刻な事態です。消費の落ち込みは大変な事態だといふことが言えると思ひます。

一方、来年度の経済見通しの方では、実質民間最終消費支出の伸びを二・五％と、極めて大きな伸びを見込んでいます。一年限りで二兆円の特別減税で、民間最終消費二・五％の伸びを大蔵大臣は本当にこれが実現できると考へておられるのか、まずこの辺のところから質問をやつていきたいと思ひます。

おきましては、九年度の消費はマイナスが見込まれております。それから十年度は、やや戻りまして、実質で二・五ぐらいの成長が見込まれております。政府見通しの作業の中心は経企庁でございます。政府見通しの作業の中心は経企庁でございます。政府見通しの作業の中心は経企庁でございます。

一つは、九年度の伸びの低さは、消費税の駆け込み需要が八年度にございましたから、八年から九年度を比較しますと、その分だけで九年度の伸びは低くなります。

もう一つは、先ほど私申し上げましたけれども、年末にかけまして、消費マインドが……吉井委員「それで二・五％は達成できるんですか」と呼ぶ。それで、十年度につきましては、一つは、消費税引き上げの要素というのは、九年度と十年度の関係ではなくります。それから駆け込み需要の関係もありません。

それから、政府の景気対策とかいろいろございまして、全体的に所得の伸びが期待されるわけでございまして、それに伴いまして消費の回復は見込まれるということでございます。

○吉井委員 もう先ほど紹介しましたように、不況型倒産、非常に深刻な事態にあり、実質民間最終消費支出も本当に落ち込んでいます。そういう中で、大臣、特別減税を一年で打ち切れば、その後はまた事実上二兆円増税ということになるわけですが、大臣は、一年で打ち切っても大丈夫だ、特別減税をやめても景気は回復して、景気の腰折れはない、こういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。少なくとも二兆円の特別減税は、九八年分だけじゃなしに九九年分以降も継続するべきじゃないかと思うんですが、大臣、これはどうですか。

○三塚国務大臣 毎回、ただいま委員が言われました趣旨の御質問には同じことを、基本をお話をして恐縮なっておりますが、それが基本でありますから、また私も、そう進めることが極めて我が

国経済を不安、不透明から解放しまして、下支え、前進をするものと信じておるゆえんからであります。

ワンパッケージで、安定化システム、特別措置法、預金保険法改正案とともに三十兆の安定化策、金融システムの安定、国民各位の預貯金に対する安心、経済に対する、生活に対する安心の備えであります。それと、政府機関を駆使しまして、二十五兆の緊急融資体制、貸し流し対策でございます。二十五兆の緊急融資体制、貸し流し対策でございます。

それが成立して前に進みますと実効があらわれてくるのでありまして、倒産につきましても、御心配のような増勢ではなく、安定した方向で取り進められるかな、こう思っております。

特に、この際委員に、貸し流し、回収などということが行われておるといふことで、予算委員会でも御党から御指摘をいただきました。そんな点で、全力を尽くしてやっておるところであります。また御連携をいただければしっかりと対応します。

○吉井委員 私は、実質民間最終消費支出の問題を言ってきたわけですね。これは、民間のさまざまなシンクタンクなども数値等を出しておりますが、特別減税の効果は限定的だと見ているわけですね。

例えば、第一生命研究所は、政府見通しの一・九％成長を実現するにはさらに十兆円程度の特別減税が必要であるというふうな試算を出したりもしておりますが、消費購買力を高めて個人消費を拡大することこそ今一番求められている景気対策であるし、そうしてこそ実質民間最終消費支出を

伸ばす力になるのに、こここのところについて、二・五％という数字は挙げられたのが実現できるのかといったら、ワンパッケージの話は出てくるが、具体的にはこは出てこないですね。

ところが、政府のやろうとしているのは、法人税減税や地価税凍結など、大企業の方は恒久減税なのですね。消費に結びつく所得税、住民税の減税、国民向けの方は一年限りの特別減税だけだ。これでは話は本末転倒じゃありませんか、大臣。

○薄井政府委員 平成六年度に、私どもは、所得課税について三・五兆円の減税を制度減税としてやりました。このときは、法人税についても土地税制についても大きな手は加えていないわけでございます。

このように、税制は制度でございまして、そのプロセスといえますが、何年かかけて全体をよりよい税体系に持っていくというところについて、御認識いただきたいと存じます。

○吉井委員 全然違う話をしていまして、それで、日経新聞の昨年の十二月十七日付に、法人税減税についての経団連の試算というのを掲載しております。それによると、例えばトヨタ自動車は、法人税減税を強力に主張してきた経団連会長を務めた企業ですが、そのトヨタは四年連続増益で、九七年三月期の経常利益は六千二百億円で日本一です。そのトヨタが、来年度の法人税減税で八十四億円の減税となります。

それだけじゃないのです。国税庁が発表した地価税の申告税額というのを見ますと、トヨタは、九七年度の地価税納税額は三億三千五百五十五万五千円、九三年から九七年までの五年間に合計四十一億一千三百万円を納税しているわけですが、地価税凍結で、九八年からはこれがゼロになるわけですね。

日本一の利益を上げていたトヨタの方は、法人税減税と地価税凍結で、それだけで年間九十億円の近い減税を受けるわけです。こっちは恒久減税なんです。国民の方には、今回の特別減税で、夫婦

と子供二人の四大家族という平均的な家庭で、減税額はわずか六万五千円、それも一年ぼっきりです。大臣、これは余りにもひどい話じゃありませんか。大臣、そうは思いませんか。

（浜田）薄委員代理退席、委員長着席

○薄井政府委員 先ほど申し上げましたが、個人所得課税について三・五兆円の減税をしました。その結果、今の、例えば平均的なサラリーマンの個人所得課税の負担というのは、実にアメリカの半分の低さです。したがって、日本の所得課税が税負担の水準として重いか軽いかという議論をしたときには、これは十分に日本は低いと考えております。

御指摘は、景気対策ということでおっしゃっているのか、負担が適当であるかどうかということでおっしゃっているのか、これによって議論は変わってくるのではないかと思います。

また、法人税につきましては、逆に言うと、日本の負担は諸外国に比べて重いわけですね。これは日本経済全体の今後を考えたときに、課税ベースを広げて税率を下げるという形で対応することが日本経済全体にとってプラスになるわけだ、一企業のためにやっているつもりはございません。

○吉井委員 まず、租税負担の問題につきましては、これは国民負担全体、それから国民サービスの問題が全体として比較されないと、全然比較の対象にならないわけです。それから、法人税問題につきましても、これは課税ベースの違いというものがあるわけですから、その率の話では全くそれは議論にならないというところはこれまで論じてきたところでありまして、現実の問題を私は提起しているのです。

実際に、今度法人税課税で、日本一の経常利益を上げていこうと、法人税減税で八十四億円、そして地価税がゼロになることによって、両方合わせて九十億近い非常に大きな恩恵を受ける、減税になる。しかも、今度は恒久減税をやろうとしているのだ。一方、国民の方というのは六万五千円で一年ぼっきりだ、このことを言うて

と子供二人の四大家族という平均的な家庭で、減税額はわずか六万五千円、それも一年ぼっきりです。大臣、これは余りにもひどい話じゃありませんか。大臣、そうは思いませんか。

いるのであります。

さて、最近の景気の悪化に歯どめをかけるためには、やはり大臣、大銀行への三十兆円の公的資金投入や大企業への減税ではなくて、庶民の懐を直接暖めて、国内総生産の六割を占める個人消費の拡大に直接役立つ二兆円所得減税を、一年限りではなくて九九年度分以降も継続することとし、そして消費税率を三％に戻して五兆円の消費税率減税を行うこと、こういふふうにはやはり直接消費購買力を高めて不況を打開する、そこにこそ進むべきなのじやありませんか。

○薄井政府委員 景気あるいは消費を拡大するという観点からの御指摘だと思いますが、それを総合的にいろいろな手だてを講じてやることによって政府見通しのような経済を想定しているのが政府の立場でございます。

税制から申し上げますと、景気対策だからまさに単年度でやって上げるわけでございまして、もし恒久的な減税を個人所得課税についてするべきだとおっしゃるならば、それは恒久的な所得階層別の負担のあり方を議論すべきであって、それは先ほど申し上げたように、日本の通常の所得者の場合、主要先進国に比べて格段に低いという実情にあつて、それが悪いということではなくて、その実情を踏まえて御議論いただきたいと思ひます。

○吉井委員 今私が言っているのと全然違うことを言っているのね。

それで、私は、まず恒久減税の話ではなくて、今とありえず言ったのは、九九年度分も引き続いてこれをやるということを考へるべきじやないかということを書いてあるのですよ。大体論点が、景気悪化に歯どめをかけるためには、まず消費を暖める、そこにこそ力を入れるべきじやないかということを書いてあるわけですよ。

それで、大蔵大臣、橋本総理は二十日の予算委員会で、私に対して、特別減税を「継続しないで大丈夫な経済状態にしたい」と答弁をされました。あなたも聞いていらつしやうと思ひます。

す。ところが、経済の実態は今どうなのか。

日本銀行は二十日、今度初めて金融経済月報を公表しましたが、景気の現状については、「家計支出を中心とする内需減速の影響が、生産面や雇用・所得面に及びつつあり、企業マインドも悪化している。」景気の先行きについては、「今暫くは停滞色の強い展開が続くものとみられる。」「企業や家計のコンフィデンスの一層の低下、などの景気下押しリスクが発生するのではないか、十分な注意を払っていく必要がある。」としており、朝日が今月の中旬に行つた主要自社緊急アンケートでは、景気は緩やかに下降あるいは悪化しているという企業が七十二社、七十二％です。今後の景気の懸念材料に個人消費の低迷を挙げているのは七十社、七〇％です。景気対策の要求では八割近い企業が減税に言及しました。中でも、所得税減税の拡大や恒久化による消費の刺激というのが圧倒的ですよ。

大蔵大臣、やはりこういう不況が長引いて景気がさらに悪化しても特別減税など追加的減税は必要ないという立場に立つのか、そういうことが断言できるのかどうか。私は、このところは大臣の方にきちんと伺いたいと思ひます。

○三塚國務大臣 橋本首相の言を引いてあなたも聞いておたさうと、全くそのとおり、聞いておりました。

何回も申し上げるわけですが、ワンパッケージのこの緊急対策と景気下支えの補正予算、それと、貸し渡り対策の解消のためにこれまた二十五兆円の段取りをしておるわけでありませう。十年度当初予算も、めり張りをきかして効果的な実効性の上がる事業体系をと、こういういたしておりませう。財投計画によってそれぞれの公社公団がこれまた実効性の上がることで全力を尽くす、こういうことでありますから、この段取りが、今月中に、減税関連法案と安定関係法案が補正とともにワンパッケージなものですから、成立をさせていただきますこと、まさに緊急対策、景気対策、こういうことに相なうと思ひます。

○吉井委員 大蔵大臣は昨年の通常国会のときにも、「四半期の第一期にはそれなりの影響は受けませんが、後半は一・九％の成長が達せられる」と確信に満ちた答弁をされました。しかし現実には、実績は政府見込みでも〇・一％と大臣の見通しは完全に間違つていました。その責任をどう感じていらつしやるかということがあるわけですよ。

また政府は、来年度の経済見通しで国内総生産、GDPの伸びを一・九％と見込んでいるんです。結局、先ほど、二・五％の実質民間最終家計消費支出についての目標が本当に実現できるのかと聞いても、これは自信がないから答えがなかったのかどうか知りませんが、なかつたわけですか、民間の見通しは軒並み大体〇・〇％台から一％前後の見通しを出しています。

だから、この一年限り二兆円の特別減税に固執すれば、これは、やはり昨年犯した見通しの誤りを再び繰り返すことになるというふうには思ひますよ。私は、そこるところについては、大臣の方に特別減税の継続など、きちんとした考へが必要じやないかと思ひますが、これは大臣、どうですか。

○三塚國務大臣 景気の見通し、経済成長の見通し、御紹介はそのとおりでありました。予想をはるかに超える現象の中で、九年度は〇・一％という見通しも先般発表したところでありませう。

それはそれとして、十年度、着実に一・九％が実現できるように、ただいま申し上げましたワンパッケージ、万全の態勢で臨んでおりますので、ここで橋本首相の言葉を引用しますよ、一分一秒でも早く成立させていただきますよ、私からも心を込めてお願いを申し上げます。

○吉井委員 昨年は、「一・九％の成長が達せられる」と非常に自信を持って断言をされました。きょうは、ことは達成できるようにと努力目標と、断言から大臣も大分変わってきたのかなと思ひます。

最後に私は、九兆円の負担増が今日の事態をもたらしたのですから、本来はやはり九兆円以上の

対策は必要なんです、今のこの冷え込んだ深刻な消費不況を打開するには、せめて、国民の懐を直接暖める二兆円の特別減税継続と、消費税率をもとの三％に戻して五兆円、合わせて七兆円の庶民減税を実施することを決断すべきだと思ひます。

最後に、このことについて大臣の決意を伺っておきたいと思ひます。

○三塚國務大臣 前段申し上げましたことをまた御懇請を申し上げます。同時に、倒産しますと雇用の問題が深刻になります。この問題を、労働大臣、通産大臣、この間も閣僚懇談会の中で強く申し述べ、また、私は事務方に、この雇用体制の完璧を期するように、こういうことで全力を尽くさせていただいてまいりたいと思ひます。

もちろん、倒産しないようにこれを下支えをしっかりとしていかなければいけませんし、貸し渡りも倒産がありませんように激励をしておるところであります。

○吉井委員 時間が参りました。終わります。

○村上委員 次は、岩永峯一君。

○岩永委員 大臣のお言葉のように、一分一秒でも早くこの法案が成立するようにということ、昨日も約九時間ここで早く始まらなかなとお待ちをしておたつたわけでございませう、委員長を初め理事諸公の皆さん方でございませうはスムーズに動いておりますことを大変喜んでおります。次第でございます。

私は、今回の経済に対する政治的な対応を次のように理解をいたしております。

御承知のとおり、五十年間に及ぶ制度疲労が日本全体の各分野に及んでまいりました。このため、橋本総理は六つの改革を掲げて選挙をし、そして自由民主党は約半数の信頼を得て、自由民主党だつたらやってくれらるだろう、そして大きな期待を込められて負託を受けたわけでありませう。

しかし、今の日本の国全体の制度は、疲

を含めて、人の体に例えれば、私は、成人病にかかったのではないか、こんなことで、その対応を六つの改革でしてきた。成人病というのは、御承知のとおり、食事療法もしなきゃならぬし、また、運動して体力の回復もしなきゃならぬし、うこと、かなり中長期的な見通しで人体の回復を見ていかなきゃならぬ、このように思っていたわけでございます。

そこで、診断を受ければがんが出てきたというようなことで、早速がん治療をしなきゃならぬということが私は今の橋本内閣のとられている緊急対策ではないか、このように思っておるわけでございます。銀行そして証券の倒産、金融不安、急速な景気の低迷、貸し渋り等による一般企業への波及、アジア各国の急速な金融、景気の悪化等が私は、このように例えてみたい、このように思っておるわけでございます。

それで、今対応しているのが三兆兆円の金融対策、二兆円の減税、そして各種の税制、そして補正をも含めたかなり大きなパッケージであろう。私も、国会に一年余りではありますけれども、率直に申し上げまして、五百兆円に及ぶ財政構造改革のための精いっぱい審議を昨年してまいりましたし、それに加わってまいりました。だから、むしろ我々が国会へ来た使命というのは、この大きな借金を次の世代に絶対送ってはならない。そして、今の青年あたりに話を聞きますと、岩永さん、何をしてくれなくてもいいから、ひとつ借金だけはないように、そして七〇%に及ぶ国民負担率というものを解消してほしい、こういう責務を帯びて上がったと思うのですが、景気が、また今回の金融破綻というものがそれに大きな問題を提起してくるということでございますので、私もはそのことに対する対応を緊急にしながら、財政改革もやってみなきゃならぬ、こういうような思いでございます。

だから、野党の皆さん方が質問されているように、急に提案されてきたのではないか、このようにおっしゃるわけでございますが、私もは、この

ことに至った総理の決断というのは本当に、大変厳しい環境の中で、そして全体が財政構造改革をしていかなきゃならぬというムードの中で、この提案についてはかなりの決断をもってなされた、このように思っております。

その十七日、二兆円減税の決断をされたときでございませうけれども、相当な国民からのタイムリーな決断だという賛同があったわけでございます。私はずっと新聞を調べておりまして、一番関心を持って見たのは、連合の笹森清事務局長が、先ほどお話がございましたけれども、首相の決断を高く評価する、そして二兆円規模では十分とは言えないけれども、これを即時実施して国民の先行き不安を一日も早く解消すべきだ、こういう談話を発表しておられますし、牛尾経済同友会の代表幹事、日経連の根本会長、そして私どもの関西の経済人もほとんどそれに同調をしております。一國のリーダーというものはこういう決断ができるわけでございませう。私自身も、総理というものが大変大事だ、そして、それをされたリーダーとしての資質に大きく感心をしたわけでございませう。

そこで、大蔵大臣に、ずっと先ほどから同じ質問ばかりを受けておられるわけでございますが大変恐縮に思っておりますが、私も一生懸命に税制をやってきた、そしてその中で急いで話が出てきた、そして、結果はすばらしいものであったが、あのときには私自身も驚きを覚えた、こういうことでございまして、三塚大臣が最初に総理からこの話を聞かれたときに、今の財政構造改革、そしてずっと進めてきた党の中の状況、そして大臣も大蔵大臣として大蔵省の先頭に立っていろいろ対応してこられた、そういう背景を踏まえて、あの当時どういようにお感じになられたか、最初にお聞きをしたい、このように思っています。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)
○三塚國務大臣 岩永議員も橋本総理の性格、政治家の理念、よくおわかりの中で、激励と共鳴をしながらの御質問であらうと思っております。

内閣の首班は、国家の安泰のために万般の気配りを、また決断をしなければならぬ立場にあります。アジア通貨が日本に不安定をもたらす、日本も秋以降の大型倒産等々で不透明さを一段と増していく、そういう中で、市場に対する、経済に対する不安感が国民各位の中に浸透していく。景気は気からとよく言われまますとおり、まさに気でありませう。不安感を除去するというのがこの際の基本であると、橋本首相の会見のときにも言われたところでありませう。

全般を適宜分析をして、一大決心をしたことでありませう。すべて政治の結集として決断をし、これが不安感を除去し国民生活の安定、国民経済の伸展につながるもの、こう決心したことを高く私も共鳴をしながら、事務方を奨励をし、制度減税が終わった後の決断でありましたけれども、これに全力を尽くしていただき、三党の協力、自民党の税調の本件に対する対応、こういうことの中で決着を見ることをでき得ましたこと、大変幸せなことであつたし、政治はやはり安定してこそ力が出ます。

政治が混乱をしますと経済は混乱をするわけでございませうから、そういう点で、今次の関係法案の成立に全力を尽くしていかねばなりませんし、委員各位にはずっと御審議に御参加をいただき、これ当然のことでありませうけれども、そういう中で、敬意を表しながら、万般の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○岩永委員 できるだけ質問を詰めてまいりたいと思っております。

私自身は、野党の皆さん方が六兆円の減税を言っておられますけれども、これは基本的に財政構造改革をきっちりしなきゃならぬ、こういうように思っております。ましてや、二月の源泉徴収からそのという金額でも相当多額である、このように考えております。ましてや、二月の源泉徴収からその効果が出てくることなるわけでございますが、大蔵省は経済の現況をどのようにとらえておられるか、そして今後をどう見通しておられるかという

ことが第一点。

そして第二点は、本委員会での減税法案と金融安定のための法案を審議中でございますけれども、金融システムが全体に健全にならなきゃならぬわけでございます。そのために、これの相乗効果というのがどういよう形で出てくるか、お考えになつておられるか。

そして三つ目は、経済は生き物でございます。景気回復が、私は、現在講じておられるパッケージでもって十分に効果は上がつてくる、このように信じておりますが、万今後とも景気低迷が続くということになった場合に、さらに大幅な減税を行うというような、新たな景気対策を考えられ、そして最後、その一方で、財政構造改革法があるが、それとの関連をどう考えておられるか。

こういうことを御質問申し上げられて、簡単に結構でございます。きょうは六時に終わりましたという理事の皆さんの御要望でございますので、できるだけ切り詰めて御答弁をいただければそれで結構でございます。

○溝口政府委員 最初に、経済の現状と見通しでございますが、現状につきましては、バブルの後のいろいろな問題を抱え、構造問題を抱えた上に、夏以降アジアの通貨問題、あるいは秋以降金融機関の破綻等によりまして、企業、家計の景況感に厳しさが見られ、これが实体经济に影響を及ぼしてきておる、そういうことで、景気は足踏み状態にあるというところでございませう、こういう状況を踏まえて、こういう緊急の事態に対処するために、先ほど来申し上げております財政、金融両面にわたる措置をとつたわけでございます。こういうものが予算、補正予算に含まれておるわけでございます。こういうことを実施することによって、景気は政府見通しにありませうに回復の方向に向かつていくというふうに考えております。

○山口政府委員 金融の対策との相乗効果でございますが、やはり、例えばたす預金のお話もい

ろいろ出ておりました。不安が不安を呼ぶと非常に皆さんが保守的になってくる、そういうことで、今回の金融対策も、安定化対策をお認めいただきますと、そこに気持ちで、安定の方に向かうというふうなことで、大変効果は相乗的にあるのであろうというふうに思います。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○岩永委員 大臣、ありがとうございます。我々、総理初め大臣のもと、精いっぱいついてまいりますし、一日も早い審議がされますように最大の努力をしたい、このように思いますので、国家国民のために景気浮揚の御尽力をひとつ、大変でございますけれどもお願い申し上げます。終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○村上委員長 岩永委員、審議促進のための御協力ありがとうございます。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 私も、持ち時間十分ですが、できるだけ審議促進に協力したいと思います。何点か大事な点です。何点かと思えます。

今回の特別減税、総理が最終的に決断をされたわけですが、それに至ったプロセスで、きょうも本会議の質疑にもありましたし、この委員会でも何度か指摘されている点ですけれども、その中で、社会民主党としても特別減税を行うべきであるという主張をずっとしてまいりました。野党の皆さん、それからその他国民的にも非常に広い範囲での減税の提案があったわけですが、それを無視した理由、最終的には総理決断で減税することになったわけですけれども、その時点から振り返って、我々の提案を無視したことをどういうふうに正当化されるのか、その点をまず大蔵大臣に伺いたいと思います。

○三塚国務大臣 無視、正当化した理由はいかんと、無視はしておりません。それぞれの事由によりまして、財政構造改革法制定に向けての審議中もこれあり、年度当初予算、九年度であります。昨年一月から全体会議、与野三党の幹部を中

心に、政府も入りまして真剣な議論を進めておりました。そういう中で、財政構造改革の実を上げるためには、こういうことで、三党協議の中でそのことを取り進めてきたところでございます。そういう中で、正当性を主張する、声高にやるなどという気はありません。

政治の原点は、この国の危機、国民の生活の危機、こういうものをしっかりと認識したときに有効な手だてを講ずるといことは当然のことでありまして、報道等で秋葉委員も御案内のとおり経過の中で、ASEANから帰りました十六日の未明、そういう伝達それぞれになされて、十七日の朝の会議、三党幹部がいるところで改めて橋本首相からその決心の経過と決意を申し述べ、協力の要請があつて決定が行われた、こういうこととあります。

○秋葉委員 これは過ぎたことですから、過ぎたことについて愚痴を言ってみても始まらない話なのですが、この経験から実はより建設的な教訓が得られるのではないかと思いますので、その点について問題提起を、お考えを伺わせていただきたいと思えます。

それは、我々は、閣外協力という形ですけれども、連立政権を形成しております。社会民主党は、自由民主党といろいろな違うところがあるのですが、私たちの党のアイデンティティーといいますが、一つの方向性として、やはり社会的に弱い立場にある人たちの声を代弁するということが一つ党の中心に据えてやっております。ほかの政党がそれをやっていないことを申し上げているのではなく、私たちは特に力を入れてきているつもりです。

例えば、今回のような危機にあつても、あるいはその他さまざまな問題が生じた場合に、こういった弱い立場にある人たちのところに最も早くその兆候があらわれる。かつて大江健三郎さんは、文学者は、例えば核の危機について、ちようどカナリアのように時代の先取りをしてその危機を訴えているのだということをおっしゃいました

けれども、社会的に弱い立場にある人たちは、自分たちの痛みを通じて、身をもってそれを感じ、その声を出しているわけですが、例えば我々の特別減税の要求、主張というのは、そういった声が何とか現実のものにならないかという党の立場でありました。

そういった立場を、いわば危機が大規模に訪れる兆候としての危機にもう少し耳を傾ける態度というのが大蔵省にあり、あるいは自民党の側にももつとあれば、その謙虚さというものがあれば、より有効なタイミングでこの減税が行えたのではないかと、そんな気がいたします。

つまり、連立政権のメリットをもっと生かす方法があるのではないか。そのために、やはり大蔵大臣にも、自民党の一員でもいらつしやいますし、大蔵省の代表でもあるわけですから、そういった形での連立政権を生かすといった方向で、ぜひこの教訓を、将来の、危機がないことは祈りますが、危機あるいは政策決定の上で生かしていただきたいと思えますが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○三塚大蔵大臣 御趣旨はそのとおりであります。御党が、弱者を大事にしながらこの国の安泰、国民生活の安心を期するというところで、党首を中心に御活躍をいただいております。

至らぬところも時にあつたのかなと秋葉委員の御質疑を聞きながら感ずるところもありません。それぞれるところにそれぞれにまた私は伝達をしまいたいと思つておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○秋葉委員 もう一つ、今回の減税の効果については伺いたいですけれども、詳細については野党の皆さんがいろいろと詳しい数字を挙げたりして質問をなさつていきますので申し上げます。例えば、特別減税を行うよりは消費税率を下げるといった方が景気刺激策としてはより有効であろう、どちらかというともう常識になっていると考えてもいいと思つていただけますけれども、どうしても現在の規模の、今の時点での二兆円の特別減税では十

分な効果が期待できないのじゃないか、そんな声が非常に広範にあります。

それを象徴的に示しているのが、きょうニュースが流れましたけれども、自民党、そして大蔵省としては、この後できるだけ早く、二月のどこかの時点で、できるだけ早い時点で追加策をとることを決定した、それも、株価のいわゆるPKOというのが一つと、公共事業に投資を行うという、その二本立てだというニュースが流れてまいりました。大蔵省としてはこういったことについて、こういった景気刺激のための追加策、これを大蔵省も一緒に協力をしてやつていらつしやるのかどうか、伺いたいと思えます。

○溝口政府委員 御指摘の報道の事実は、事実関係については承知しております。

政府としては承知しては、先ほど来申し上げております財政、金融両面にわたる措置を提案しているわけでございますから、これが一刻も早く成立いたしましたして、それが実施に移せるということが大変大事ではないかというふうに考えております。

○秋葉委員 確認しますが、その追加策というのは考えていないということでしょうか。

○溝口政府委員 ちよつと言葉足らずでございますが、御質問が、自民党がそういう景気対策を考えているという報道があるかどうかということだったと思つております。(秋葉委員「大蔵も一緒にやつていのかと聞いたのです」と呼ぶ)まず自民党の方でそういうことをやつていすることを承知していませんから、その後の話も同じだと思うわけでございます。

○秋葉委員 質問時間が終わりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○村上委員長 ただいま議題となつております各案中、内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する質疑は、これにて終局いたしました。

次回は、来る一月二十七日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後六時十一分散會

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（趣旨）

第一条 この法律は、平成十年分の所得税について、特別減税を行うための必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成十年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第百六十五条の規定、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、

第八条の四第一項後段、第九条、第九条の五第四項後段、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の六第四項、第二十五条、第二十八条の四、第二十八条の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二、第三十七条の十三、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第四十一条の七第二項、

第四十一条の十四、第四十一条の十五並びに第四十一条の十七の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十二条、第十七条及び第十八条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第六條の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成九年法律第二十二号）附則第三条、第十条、第二十四条及び第二十五条の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条の規定、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十五条の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。

五 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

六 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書（当該確定申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。）をいう。

七 給与等 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。

八 公的年金等 所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。

（特別減税の額の控除）
第三条 居住者又は非居住者の平成十年分の所得税については、この法律の定めるところによ

り、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

（特別減税の額）

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について一万八千円（平成十年分の所得税につき適用される所得税法第八十三条第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は同法第八十四条第三項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額）とする。

この場合において、当該金額が当該居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額を超えるときは、特別減税の額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。

（居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税に係る特別減税の額の控除）

第五条 居住者（所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者を除く）の平成十年分の所得税に係る同法第百四条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第百四条第一項の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項において「控除前第一期予定納税額」という。）から予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該予定納税特別減税額が当該控除前第一期予定納税額を超えるときは、当該控除前第一期予定納税額を控除する金額は、当該控除前第一期予定納税額に相当する金額とする。

二 前号の場合において、予定納税特別減税額を控除前第一期予定納税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この号において「控除未済予定納税特別減税額」という。）があるときは、所得税法第百四条第一項の規定により同項に規定する第二期（次項において「第二期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額

（以下この号において「控除前第二期予定納税額」という。）から当該控除未済予定納税特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除前第二期予定納税額を超えるときは、当該控除前第二期予定納税額を控除する金額は、当該控除前第二期予定納税額に相当する金額とする。

三 前二項に規定する予定納税特別減税額は、一万八千円（平成十年分の所得税に係る予定納税基準額（所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。）の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額）とする。

四 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項各号又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第百四条第一項又は第百七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。

（居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除）

第六条 居住者の平成十年分の所得税に係る所得税法第百二十条第一項第三号の規定の適用については、同条中「第三章（税額の計算）とあるのは、「第三章（税額の計算）及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成十年

分）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成十年分）」とあるものとする。

（非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除）

第七条 非居住者の平成十年分の所得税に係る所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者については、この法律の定めるところによる。

一 所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者（当該非居住者が居住者として所得税を納付すべき所得税の額に相当する金額）については、この法律の規定による特別減税の額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。

二 前号の場合において、当該特別減税前の所得税額を超えるときは、当該特別減税前の所得税額を控除する金額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。

三 前二項に規定する特別減税の額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。

（非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除）

第八条 非居住者の平成十年分の所得税に係る所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者については、この法律の定めるところによる。

一 所得税法第百六十四条第一項各号に掲げる非居住者（当該非居住者が居住者として所得税を納付すべき所得税の額に相当する金額）については、この法律の規定による特別減税の額は、当該特別減税前の所得税額に相当する金額とする。

法律第 号)第三条(特別減税の額の控除)とする。

第七條 居住者の平成十年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二百一十條第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成十年分所得税の特例減税のための臨時措置法第三條(特別減税の額の控除)の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。

二 所得税法第二百一十條第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第八十五條第一項第三号(労働した日)に支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。」とする。

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)
第八條 前三條の規定は、非居住者の平成十年分の所得税に係る予定納税額(所得税法第二條第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう)及び所得税額の計算並びに確定申告書の提出について準用する。

(居住者の平成十年二月以後に支払われる同年中の給与等に係る特別減税の額の控除)
第九條 平成十年二月一日において給与等の支払者から主たる給与等(所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ)の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第九十條の規定の

適用を受けるものを除く。以下この条において「当初控除適用給与等」という)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という)から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与特別減税額が当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、給与特別減税額を当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済給与特別減税額」という)があるときは、前項の居住者が当初控除適用給与等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等(所得税法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目控除適用給与等」という)につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という)から当該控除未済給与特別減税額(当該控除未済給与特別減税額が当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない控除未済給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済給与特別減税額を、当該第二回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該当初控除適用給与等の支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(同法第九十條の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第三回目以降控除適用給与

等」という)につき同節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第三回目以降控除適用給与等」に係る控除前源泉徴収税額」という)から順次控除(それぞれ第三回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれ第三回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する給与特別減税額は、一万八千円(当初控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第八十五條第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除対象配偶者又は扶養親族(政令で定めるものに限る)がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。この場合において、当該金額が平成十年中に支払の確定した給与等につき同条の規定(租税特別措置法第四十一條の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第一條の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第十條の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十八條の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第二十二号)附則第十條、第二十四條若しくは第二十五條の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六條の規定)の適用がある場合は、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第九十條第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた居住者が転職をした場合における第二項の規定の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除)
第十條 居住者の平成十年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十條の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する年末調整特別減税額は、一万八千円(所得税法第九十條第二号に掲げる税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族を有する者については、一万八千円に当該

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 平成十年一月二十三日

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 平成十年一月二十三日

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 平成十年一月二十三日

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 平成十年一月二十三日

除適用公的年金等」という。)につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別減税額が当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、年金特別減税額を当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済年金特別減税額」という。)があるときは、前項の居住者が当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後最初に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項において「第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該控除未済年金特別減税額(当該控除未済年金特別減税額が当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該第二回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない控除未済年金特別減税額がある場合には、当該控除しきれない控除未済年金特別減税額を、当該第二回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける同年中の特定公的年金等(以下この項において「第三回目以降控除適用公的年金等」という。)につき同章の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「第

三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれ第三回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれ第三回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する年金特別減税額は、一万八千円(当初控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額)とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(政令への委任)
第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的調整その他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。
(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)
第二条 第六条から第八条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成十年分の所得税について適用する。

(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)
第三条 第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。
(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)
第四条 施行日前に平成十年分の所得税につき所得税法第二百七条(同法第六十六條)において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六條の規定による更正があった場合には、その更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

理由
平成十年分の所得税について、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。